

平成 19 年 第 1 回

# 高森町議会 3 月定例会会議録

平成 19 年 3 月 5 日 開会

平成 19 年 3 月 9 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 5 日 (月)

(第 1 日)

## 平成19年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成19年3月5日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

5 番 甲斐 直三君

6 番 野中 謙三君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成19年3月5日

至 平成19年3月9日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 5日（月）	本会議	提案・説明・質疑・付託
3月 6日（火）	〃	各委員会
3月 7日（水）	〃	各委員会
3月 8日（木）	本会議	一般質問
3月 9日（金）	本会議	討論・採決

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(熊本県市町村総合事務組合関係)

日程第 4 報告第 1号 高森町国民保護計画作成に係る報告について

日程第 5 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 1号 高森町副町長の定数を定める条例の制定について

日程第 7 議案第 2号 高森町課設置条例の制定について

日程第 8 議案第 3号 色見総合センター条例の制定について

日程第 9 議案第 4号 上色見総合センター条例の制定について

- 日程第10 議案第 5号 記号式投票に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 高森町職員の定数条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 高森町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について
- 日程第15 議案第10号 平成18年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第16 議案第11号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第12号 平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第13号 平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第14号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第15号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第16号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第17号 平成19年度高森町一般会計予算について
- 日程第23 議案第18号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第19号 平成19年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第25 議案第20号 平成19年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第21号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第22号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第23号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第29 議案第24号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 高森町手数料条例の一部改正について
- 日程第31 議案第26号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君		(午後出席)
商工観光課長	岩下昭久君	企画財政課長	村上源喜君
保健福祉課長	佐伯秀和君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
農林振興課長	岩下光広君	税務課長	甲斐末久君
水資源対策課長	後藤秀希君	建設課長	色見隆夫君
野尻出張所長	桐原一紀君	草部出張所長	岩下生人君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	収入役室長	佐伯実範君
企画財政審議員	甲斐敏文君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政課長補佐	後藤正三君	総務課長補佐	古澤建生君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議会事務局長（長尾和博君） おはようございます。

会議に先立ちまして、先の熊本県町村議会議長会総会におきまして、全国町村の表彰状を預かっておりますので、ただいまから、伝達式を行いたいと思います。

なお、今回の表彰は、在職15年以上の地方自治功勞として、佐伯金也議員さんが受賞されております。

それでは、佐伯議員さん、前の方へお願いいたします。

[佐伯金也議員 前へ]

○議長（相馬俊行君） 表彰状、熊本県高森町議会議員、佐伯金也殿。あなたは多年、議会議員として、地方自治の進行発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成19年2月6日。全国町村議会議長会会長、川股 博代読。おめでとうございます。

[拍手]

○議会事務局長（長尾和博君） 以上を持ちまして、伝達式を終わらせていただきます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

お待たせいたしました。それでは、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

今、13番議員、佐伯金也さんの表彰、誠にありがとうございます。

本日は、平成19年第1回定例会を開くに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私とも何かとご多忙の折、ご出席を賜り、誠にありがたく、感謝を申し上げますところでございます。

平成19年度の予算をはじめ、各般にわたる議案のご審議を願うにあたり、所信の一端を皆様方に申し上げたいと思います。

さて、私も平成15年4月の町長選挙に当選し、その重責を務めさせていただきました。時の流れは誠に早いもので、約4年になろうとしております。この間、町議会の皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げますとともに、町民の福祉と高森町発展のために、注いできました。そして、皆様方のお力とご尽力に深く敬意を

表するところでございます。

私は、我が郷土高森町を愛して、歴史と伝統を守り、自然を大切にしながら、高齢化、少子化の進む中、若い方々の定着を図り、真に住み良いまちづくりのため、教育、文化並びに福祉の充実はもとより、道路水道事業、農村商工業の振興対策、生活基盤、また、環境の整備を進めてまいったところでございます。おかげさまをもちまして、不十分ながら、着実に実行に移すことができましたことは、常に、議会の積極的、適切にご指導をはじめ、農業委員会、教育委員会、また、社会福祉協議会など、各種団体の方々の力強い事業の推進をいただきましたことと、また、町民の皆様のご深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げますところでございます。

次に、本年は、高森町町政50周年であります。今日の郷土繁栄の基盤を築かれた幾多の先輩諸侯のご功労とご君主に深く尽くしがたい苦難と努力に対し、改めまして、敬意と感謝を表するものでございます。

50年という大きな節目を迎え、心豊かで活気ある夢と希望に満ちあふれた郷土高森の構築を目指して、最善の努力を払う決意でございます。今後とも、先人達が大切に育て、培われてきたこの高森町を大切な先祖から預かり物として、温かい心で、また思いやりの心を常に心に抱き、大きく育ち上げ、自然と人が生き生きと輝く町の実現に向け、全力を尽くしてまいってきております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げますところでございます。

次に、日本の政治経済の状況は、引き続き、誠に厳しい状況にあると思われております。また、経済全体といたしましては、緩やかながらも景気は回復の方向に向かっていると言われております。

政府の経済見通しによりますと、平成18年度の見込み、名目成長率1.5%程度、また、実質成長率で1.9%程度の伸びが見込まれております。平成19年度政府予算は、名目成長率で2.2%程度、また、実質成長率で2.0%程度と伸びがあるものと見通しについて、編成をされ、昨年12月24日に、政府予算案を決定し、現在、国会において、審議が進められているところでございます。

本町の新年度予算につきましては、義務的経費及び經常的経費骨格予算を上程し、新体制によって、政策的経費を補正予算で肉付けをし、対処していくこととしておりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をお願いを申し上げます次第でございます。

以上、平成19年度を迎えるに当たり、所信の一端を申し述べましたが、議員各

位のご理解とご指導を重ねてお願いを申し上げます。

つきましては、本定例会に上程しております議案は、専決処分1件、報告1件、人事案1件、条例案12件、予算案14件、合わせて29件のご審議をお願いを申し上げます。

なお、今期会期中に阿蘇広域行政組合の規約の一部変更については、他の1件も追加提案を申し上げる予定でございますので、これらを含み、議案として、よろしくご審議の上、何とぞご賛同いただきますよう、お願いを申し上げ、本議会のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成19年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

渡辺教育長からは、公務出張のため、欠席届がっておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 甲斐直三君、6番 野中謙三君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成19年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月5日から3月9日までの5日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月5日から3月



9日までの5日間と決定しました。

-----○-----

**日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて**

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

専決処分いたしました熊本県市町村総合事務組合の規約変更につきましては、平成19年2月1日発足の熊本県後期高齢者医療広域連合が、本組合に加入し、非常勤職員公務災害補償事務を共同することに伴う変更でありまして、同文議決の期間が平成19年1月24日から1月31日まででございましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

慎重ご審議をいただき、速やかにご承認いただきますよう、お願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号についてを採決いたします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第4 報告第1号 高森町国民保護計画作成に係る報告について**

○議長（相馬俊行君） 日程第4 報告第1号、高森町国民保護計画作成に係る報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 報告第1号、高森町国民保護計画を作成いたしましたので、報告をさせていただきます。

平成16年6月法律第112号で公布されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法でございますが、この法律では、武力攻撃や大規模なテロなどから、国民の生命、身体、財産を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国・県・市町村などの役割が定められております。

この法律の中では、市町村の国民の保護に関する計画ということで、第35条において、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないとの規定があり、昨年1月、熊本県国民保護計画が作成され、県より市町村国民保護計画モデルが示されたことに伴いまして、町におきましても、平成18年度当初から、この計画作成に取り組んでまいりました。

今般、高森町国民保護協議会の答申を得まして、熊本県との協議も終え、お手元に配布をいたしております高森町国民保護計画を作成いたしました。

どうか、議員の皆様におかれましても、ご高覧いただきますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 本件は、報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第1号、高森町国民保護計画作成に係る報告については終了いたします。

-----○-----

#### 日程第5 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の大字野尻1872番地、草村秀章氏は、平成19年3月22日をもって、その任期が満了になりますが、同氏は、人格、識見ともに

高く、公正中立で、広く社会の実情に通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、再任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうか、慎重ご審議の上に、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第1号 高森町副町長の定数を定める条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第1号、高森町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第1号、高森町副町長の定数を定める条例の制定についてを提案説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成19年4月1日から副町長を置く場合については、定数を条例で定めることとなっております。

高森町におきましても、副町長制を敷くことから、その定数を1名といたしたく、提案をするものでございます。

どうか、慎重ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、高森町副町長の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第2号 高森町課設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第2号、高森町課設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第2号、高森町課設置条例の制定についての提案説明いたします。

平成18年第4回議会定例会におきまして、12番議員さんの一般質問にも答弁をいたしましたところでございますが、町内検討委員会によります最終検討結果を昨年末の12月28日に町長へ提案したところでございます。

その後、検討がなされ、指示がありましたので、高森町集中改革プランに基づく機構改革部門として、今回、高森町課設置条例を全部改正するものでございます。

内容といたしましては、集中改革プランでの4課2出張所1室2局から一歩踏み込みまして、6課2局といたしております。この課設置条例では、総務課、住民福祉課、税務課、産業観光課、建設課を、会計課につきましては、独立した権限を持つことから、規則での設置といたしております。2局は、議会事務局と教育委員会事務局で、それぞれ法律での設置となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

課の設置条例が提案されたということに対しまして、大変ありがたく思っているところでございます。これにまつわります皆さん方、職員の方々をはじめ、大変ご苦労が多々あったかと思えます。しかしながら、結果的に、ここまでこぎ着けられたということに対する評価というものは、大変なものであろうかと思えます。これにつきましては、私も最大限に評価しているところでございます。

今後とも、この課を尊重し、ますますの高森町のために頑張っていかなければならないというような気がするわけでございます。

この中で、特に、今後、いろいろな問題点と申しますか、そこらあたりが生じてくる可能性もあるやもしれません。そういう部分においての措置と申しますか、そこらあたりの対策と申しますか、そこらあたりを少しお聞きしたいなという気がするわけでございます。その点につきましては、総務課長の方をお願いをいたしたい。これは、あくまでも、これから行うべき課の設置でございますので、その部分につきまして、いろいろな議論があっておるかと思えます。その中で対策と申しますか、そこらあたりを少しお聞かせ願えればと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 様々な起こり得る対策と言いますと、ちょっと抽象的でございますので、わかりませんが、かなり厳しい課の設置となっておりますことは、もうご承知のとおりだというふうに思いますが、これによりまして一番懸念されますのは、人事の案件かというふうに思われます。

現在おります課長が15名、審議員1名、課長補佐11名、係長25名、その他の職員29名というふうになっておりますけれども、これが課長で8名ということになります。総勢7名の方がどちらかに回らなくてはならないと、審議員につきましては、今後はゼロですので、マイナス1、課長補佐につきましては、今、言いました11名から5名になりますので、マイナス6、係長は25から23、マイナス2というふうで、数でいきますと、課長が課長補佐、もしくは、係長まで降格になっていくと、当然、審議員、課長補佐、係長、それぞれ影響を受けていくこととなります。

その点が、ただ、これは、6月1日の施行でございますので、ただ、どなたがどうだということは、私の方からは現段階では、コメントすることは差し控えたいと

思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

大変、課の設置における少数精鋭という形になるかと思えます。それにまつわります人事というものは、大変であろうかと察するところでございます。しかしながら、こういう時節柄、どうしても、これをせざるを得ない状況というものは、職員をはじめ、議員の方々もそれぞれに立場を通じて、ご理解いただけるものと信じているところでございます。

この設置が、今後、大いに生かされますことを望むところでございます。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

1つだけ、お尋ねしたいと思います。

現存しております出張所、草部と野尻、ございますけども、この取り扱いが総務課の方に入るという解釈でよろしいのでしょうか。併せて、そういうことになれば、今までやっておりました地域開発はもちろんのことですが、戸籍業務ないし各種受付に関する部分に関しては、税務課と競合しますけども、その辺の区分けの部分はどういった対処をされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 出張所は、現在で言いますと、住民生活課部門の対応ということで、今の住民系の体制を増やして、その中から出張所へ行くと、主な仕事につきましては、戸籍住民基本台帳の仕事が主でございます。現在も本庁宛の文書の種々は行っておりますけれども、当然、それは続くものだというふうに考えております。

収納につきましては、現在どおり収納は続けていきます。

現在の住民生活課部門に置くということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

住民福祉課の中に入っていくということですか。今、住民生活課とおっしゃったものですから。現在の住民生活課の中の解釈でよろしいということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

今、総務課長の方からお話がありましたとおり、今回の課設置、新たに中の機構が変わってくるわけですが、今、言われたとおりですと、確かに、管理職の方が大幅に削減もされて、役職手当等についても、かなり減額されてくるというふうに思っております。

ただ、以前、私は私なりに16年間の経験を生かした中で、極論だったんですけども、3課2局というのを下させていただいた経緯がございました。今まで、私達がやっていた中で、今の常任委員会審議の内容の中でも、歳入部分は総務常任委員会の方で見て、歳出の方は文教で見るといような変則的な委員会もあるわけですね。例えば、特別会計の管理なんですけれども、国民健康保険にしる、国民健康保険については、総務常任委員会関係なんですけど、介護保険等についても、やっぱりいろいろと変則的な部門が出てまいります。今後、社会保障費について、今回も後期高齢者医療の特別会計枠も出てくるということで、様々な権限移譲が国から、県からやってくるわけですね。その中において、今回、見てみますと、総務課の方と住民福祉課、税務課、それぞれ、何となく関係すれば関係できるんじゃないかなというような部門もそれぞれあると思います。

行政職から見れば、こういうふうな形が一番やりやすい課設置であるということで、町長の方に報告をされて、今回、提案されてきたと思うんですが、ただ、住民側から見た時に、果たして、この課の設置の状況がわかりやすいものなのかどうかということも、私は一つは、いろいろと計画をされる、会議をされる段階で、いかが取り入れられたのかなというふうに考えているわけです。

住民福祉課にある環境政策に関する事項などは、現在は、家を建てる時に、生活雑排水の問題とか、今、言われておるダイオキシンの問題とか、環境問題とか、何となく、これは、生活環境ですから、住民福祉の方かなとも思うんですが、考え方によっては、建設課の方で対応できるような感じもしないわけでもないし、産業観光課の方で対応できないわけでもないような気がするわけですね。

そういった中で、住民側から個々の問題で相談があった際に、どのように対応するかとした時に、住民側が窓口を迷われるというようなことがありませんかということも私は考えております。

当初は、仕方ないと思うんですが、しかしながら、将来においても、そういう迷いが私は出てこないとは限らないと思っているわけなんですけど、大きくお尋ねをい

たしますが、今回の課設置条例、行政側に立たれて、こういうふうな形にされたと思いますが、住民側のいろんな反応については、今からなんですけれども、迷いがないような形に心配りがされているのかなということ、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私達、行政財政検討委員会、これは内部の組織、課長補佐さん達のクラスでつくって、検討してきたんでありますけれども、窓口的業務を、今の住民生活課、保健福祉課、これを統廃合することによりまして、この中には当然、介護保険、国民健康保険、老人保健等も1カ所にまとめております。一番、これが総合窓口的には案内がしやすいんじゃないかというふうな観点に立っておりますし、元々の考え方で、住民のサービスに低下がしないようにということで考えておりますので、この住民生活課のどの機関に行かれても、大体窓口業務に近いような業務がご案内もできるんじゃないかというふうに考えて、町長の方に提案を申し上げたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何十年も役場の中でいろんな経験をされているし、出張所経験もある総務課長さんがリーダーで、それぞれ出張所時代は、すべての窓口という形ですね、実際、庁舎では各窓口に分かれていくような相談も、各出張所では、それぞれ受けていられたという経験から、今回、そういうふうな形になってきたんではなかろうかなと思っております。

ただ、先ほど、うちの議員の方からも話がありましたが、少数精鋭になっていくという話もございました。少数精鋭になるという話なんですけれども、現状では、確かに、役場の中の職員の数は減ってくるのは確かなんですが、こういうふうに、課の数を減らしてくると、それぞれ課の中における係長の数も増えてくるわけですから、私とすれば、逆に、職員の教育が徹底してくれば、より細やかな行政サービスはできてくるような気もいたしております。

ただ、問題は、後ほどの議案の中でも出てくるんですが、先ほど言われた審議員がいなくなる、課長補佐が減るという形ですね。課長さん達がもしかしたら、係長になってくる可能性もあるわけですね。

ですから、今回の課を減らしたことによって、今までいろんな経験をされた方達が、どのように配分されていくかということは、今後の首長の方針であるとは思いますが、ただ、私が一番期待して、一番心配する、期待もするんですけども、心



配するのは、先ほどから何度も言うように、わかりやすく、わかりやすく住民の方達が役場の中に入ってきて、迷わないでいいような形をとっていただきたい。

ですから、以前、私が言ったとおりに、3課2局だったら、大ざっぱなんだけれども、係長さえしっかりしておけば、住民側が迷わないんじゃないかなという意見があったわけですね。

ですから、非常に試行錯誤しながら、今回の課設置条例というものはつくっていかねばならなかったと思いますし、今後、財政的な問題も十分踏まえておりますから、特に、町は単式簿記でございますから、入るのがわかって、それに対して歳出をどうするか、それが行政サービスに直接つながるという意味がありますので、非常に期待をしたい、また、その反面、心配もするわけですね。

総務課長さん、経験豊かなんですが、私は総務課の中に財政及び財務に関する事項が入っているわけですね。総務課の事項の中にですね。私は、財政というものは、なるべくならば、力の集中する場所に置きたくないような気がいたしております。できれば、歳入歳出両方見れるところ、例えば、町としては、町税が一番、町の運営の柱でありますから、町税を徴収するところに財政、財務を置くということも考えられなかったのかなと、または、今度、収入役という部門をなくしますから、会計担当業務が出てまいります。そちらの方で一括して、財政、財務、税務ということも考えられなかったのかなということも、最後になんですけども、総務課長さんの方で答えをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） この件につきましては、今、行政、財政が一緒のところであったというようなことかと思えますけれども、以前は、財政の方も総務課の方で持っていました。課を再編成する時に出たんですけども、当然、そこについたがよいということは、もう論議に論議を重ねまして、課を再編成するのであれば、以前のように、企画財政、それに行政部門は一緒に置いた方がいいという結論に達しております。

ただ、会計室と税務を、この財政を付けるということは、先ほどもちょっと申し上げましたように、今後、会計管理者となって、今までの収入役の権限をそっくりそのまま会計管理者が持つこととなります。そうなった場合に、果たして、それだけの税、財政までくっつけていいものかと思えますと、これはちょっと無理があるんじゃないかなというふうに考えます。やっぱり現在の会計室と言いますか、収入役をはじめ、いらっしゃる会計を司る上には、やっぱり独立した機関であるという

ことを念頭に置いて、課の設置案を考慮した結果、こういう結果というふうになったとご理解をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に、今までが、今の姿で、私達は長年慣れてきておりますから、今後、いろんなよその自治体の変革の状況を見たり、いろんな情報を聞いたりする中で、やはり高森町もその時代に沿う形で、課の設置というものは変えていかなければならないなというのは、肌では感じているんですけども、なかなかいざ変わっていくとなると、果たして、それが本当に住民の皆様方のためになるのかな、また、行政に携わっている職員の人達が、迷いなく、その業務ができるのかな、私達議会議員もそれに対応し得るのかなというような不安があるわけですね。

ですから、なかなか今回、こういうふうな案が出されておりますけれども、私としても、これだけにするのには体力がいただろうなというふうな評価はするんですが、反面、心配があるわけですね。

ですから、今後、おそらく、首長、町長もどうなるか、おそらく、選挙もありますから、その方の手腕にかかってくると思いますし、今、総務課長さんが大いなる力を持ってくるのではないかなという心配もあるわけですが、ただ、この条例が6月1日から施行されるということですので、議会も今議会が一応、最後ですが、任期としては4月末まであるわけですね。非常に変則のような気もいたします。この変則を、非常に変則で、4月1日がいいような気もするわけですが、4月1日とすれば、議会まで委員会構成を変えていかなければならないような気もするわけですし、委員会構成は変わらなくてもいいかもしれないけれども、若干の変更をしなければならぬような気もするわけですね。

すると、予算も若干、いじらなくてはならないよう気がするわけで、6月1日よりやるんだったら、早くやっていた方が、私はいいいんじゃないかなと、4月1日施行で、僕はもういいんじゃないかな。ただ、今、これを打ち出して、4月1日にしてしまったら、役場の職員も混乱するな、統一地方選挙もあるし、いろんな問題もあるから、ちょっと混乱するなということはあるんですが、ただ、業務を進めていく上からは、4月1日からは従来の課で2カ月あって、その後、6月1日からこういう形に変わるというのも、何か変則的な気がいたします。通常は、4月1日が一番自然な変更ではないかなと思っておりますが、その点、いかがでしたでしょうかね。総務課長さん。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、私達事務を司る者といたしましては、町長に提言を申し上げましたのは、19年4月1日に実施ということで提言を申し上げました。ただ、その中で、首長が考えられたのは、多分、大幅な異動が生じてきます。そういう中で、まず、4月22日に町長、町議選があるわけでございますけれども、そのことを十分認識されて、6月1日がいいんじゃないかということに結論付けられたというふうに考えております。

もしかということはないでしょうけれども、皆様のご協力で、これ、当然、可決をしていただきたいとお願いするわけでございますけれども、先に4月1日に異動をやりまして、また、5月、6月に異動ということは、私達にとっても、苦痛でございますし、6月1日というのは、私達委員が提言はいたしましたけれども、町長の判断の方が正しいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第3号 色見総合センター条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第8 議案第3号、色見総合センター条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） おはようございます。

議案第3号、色見総合センター条例の制定について、提案理由を説明します。

今回の提案は、平成18年度において、色見に建設しております施設の設置に関する条例でありまして、施設名を色見総合センターとして設置するものでございます。

地方自治法第244条の2の規定及び同法第96条第1項第1号の規定により、議会にお諮りするものでございます。

なお、本条例につきましては、指定管理者制度の導入につきましても、対応でき

るものとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、決定賜りますよう、お願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今回の色見の総合センターの条例の制定なんですけど、これでは、あそこのセンターを借りようとする者は、教育委員会の許可を必要とするということなんですけど、色見からですと、約2キロ半ぐらいあるんでしょうかね。それで、いちいち、教育委員会の、電話連絡でもよろしいのか、それとも、いちいち、借用願いを書かなければならないのでしょうか。そんな、言っただけなんですけれども、色見管内にある総合センターを使うのは、おそらく色見の方達が大半だと思うんですけど、いちいち、色見の方が役場の教育委員会まで来て、「お借りします」、前日とか、1週間前に借られる場合が多いと思うんですけど、より色見地域で利用回数を増やしていただくとか、頻繁に使って、気安く使っていただくためなら、いちいち、役場に出入りして、やっていくというふうなやり方は、手間が掛かりすぎて、逆に、使用者が遠くのような気もいたしますけれども、そのあたり、どのような対応でいかれるつもりかを、ちょっとお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） 13番議員さんのご質問にお答えします。

教育委員会が所轄する各施設、生涯学習センター、体育館等につきましても、一応、電話での申し込みを受け付けまして、正式な申込書を同時に後日でも出していただいて、利用していただく形態をとっております。

今度の総合センターにおきましても、電話受付はいたしたいと思いますが、許可については、申込書提出を原則といたしております。

なお、今後において、先ほども申しましたが、指定管理者等の制定にされた場合は、指定管理者の方が、地域であれば、地域で所轄していただくということを検討したいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 電話連絡もよろしいということなんですけど、やっぱり戸締まり、火の用心、いろいろあるわけですね。せっかく、教育委員会の財産が増えてくるわけなんですけど、そのあたりもいろいろと条例の中には書いてございます。損害を負

わせた時とか、いろいろ書いてあるんですが、使う方達が使いやすくしていないと、なかなか利用頻度というものは増えてこないものですから、今後、指定管理者制度も利用するということなんですが、大体、指定管理者を利用する、指定管理者制度を目的とすると言っても、大体、どの程度、管理費がかかるのか、従来、どの程度、利用されてきたのか、そういう実績もなければ、通常指定管理者制度に移行するにしても、なかなかそう簡単に指定管理者の応募もないでしょうし、こういうふうな条例があって、教育委員会の財産ということになれば、あとでまた、それに合わせて条例も改正しなければならぬと思うんですが、なかなか、管理する段階において、色見の方達、色見の真ん中、色見小学校の跡に建ったとは言え、なかなか使いにくいものになってしまうような気がいたします。

本来ですと、誰か管理者がいて、あそこに管理者がいて、あそこの方でやっつくといいでしょうけれども、それほど大きいものではございませんから、そこまでする必要はないし、そこまで経費をかける必要ないと思うんですが、例えば、色見の各駐在員さん、区長さん達に鍵を預けて、あそこの利用日誌を付けさせて、そして、利用日誌に応じて、1月に1回程度、利用料の徴収とか、いろいろな見回りとかというふうなこともできないことはないと思うんですが、その辺について、条例をつくる際において、便利いいようなやり方については、色見地内の皆さん方とはお話し合いもなされていたのかどうかも、合わせてお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） 13番議員さんの質問に対してお答えします。

利用の形態につきましては、今後、規則の方で制定いたします。その内容としましては、従来、生涯学習センターをもととして、同様の取り扱いをしようという形で検討をしておりますが、今後、地域の方と十分話し合っ、より良い方向があれば、検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第4号 上色見総合センター条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第4号、上色見総合センター条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） 議案第4号、上色見総合センター条例の制定について、提案理由を説明します。

今提案は、平成18年度において、上色見に建設しております施設の設置に関する条例でありまして、施設名を上色見総合センターとして設置するものでございます。

地方自治法第244条の2の規定及び同法第96条第1項第1号の規定により、議会にお諮りするものでございます。

なお、本条例につきましては、色見と同様、指定管理者制度の導入につきましても、対応できるものとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、決定賜りますよう、お願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） これ、中身は一緒ですから、今、色見の総合センターで聞いたことは同じことは質問いたしません、設置の第1条の中にある「高森町住民の生涯学習、健康づくり活動等の推進を図るため」と書いてございます。あと、第8条で、使用料のところ、「総合センターの利用者、別表に定める」と書いて、そのあと、次ページに来て、「町内宿泊施設を利用した宿泊者は町内料金とする」ということなんですね。町内宿泊施設を利用される方は、大体、高森町の住民外の方達もいらっしゃるわけで、そうなってくると、その人達が総合センターを使って、生涯学習、健康づくりの活動をされる場合もあると思うんですが、それ以外のことをされる場合もあると思うんですね。

ちなみに、うちの村山地区の公民館は、多目的ですね、多目的、要するに、すべての面において、使いますよということで、犯罪にかかわるようなことはできないんですけども、住民福祉、いろんなことはできるんですが、こういうふうな総合

センター、教育委員会が管轄しておりますと、いろいろと制限等がなされてくると  
思います。ただ、それについて、いろんな不足が出てまいりますから、特例も出て  
きますので、そのあたりは抜け道はあると思うんですけれども、主に、その地域の  
目的としては、どのようなことで使われる予定があるのかどうか、大体、目星があ  
りましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） 13番議員さんの質問にお答えします。

第1条でうたっております「生涯学習、健康づくり活動等」としてあります。  
「等」の中には、従来、地域公民館的な使用も含まれていると解釈しております。  
地域が活性化するために、いろんな行事、いろんな活用方法があると思いますの  
で、そういう活動についても、利用を認めていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ここ、見落としておりました。本当ですね、「健康づくり活  
動等」というのがありまして、非常に言葉が、「等」だけでも非常に大きいわけ  
で、そういうふうなところを柔軟に使っていただくことには、せっかく何千万  
円をかけてつくった建物が利用者がいないとか、いないけれども、いろんな経費は  
かかるということで、効果が上がりませんと、何のためにつくったという批判が来  
ますから、なるべく、そのあたり、柔軟に使っていただいて、地域の方達が来やす  
く、そこにいつもいらっしゃるような、利用度の高い施設になるように、教育委員  
会、並びに町部局のご指導をよろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、文教厚生常  
任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第10 議案第5号 記号式投票に関する条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第5号、記号式投票に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第5号、記号式投票に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

町長選挙の投票につきましては、公職選挙法第47条の点字投票、及び法第49条の不在者投票を除いては、記号式となっておりますが、法の一部改正があり、期日前投票制度が創設されたことに伴い、この期日前投票においても、投票用紙に投票を記載する方法を採用するため、法第48条の2を追加するものでございます。

これは、告示日の翌日から期日前投票が始まることとなります。そうなりますと、前日の告示日の5時までの受付ですので、記号式ですと、名前を記載してございますので、その印刷が翌日の8時までに間に合わない可能性があるということですので、期日前投票も、いわゆる投票を記載する方法に変えるものでございます。

慎重ご審議の上、速やかにご決定賜りますようお願いを申し上げまして、説明いたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号についてを採決いたします。

お諮りいたします。



本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、記号式投票に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第6号 高森町職員の定数条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第11 議案第6号、高森町職員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第6号、高森町職員の定数条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

高森町集中改革プランに基づく組織機構改革、これの実施に伴いまして、職員の定数を改正するもので、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

新旧対照表のとおり、町長部局の職員を79名から70名に、教育委員会の職員のうちその他職員を14名から5名へ、農業委員会職員を2名から1名に、町保育園の職員を15名から12名に、また、選挙管理委員会及び監査事務局の職員を兼務とし1名とするものでございます。職員の総数を120名から96名へと改めるものでございます。

また、施行日は、機構改革に合わせ、平成19年6月1日からといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 7 号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第 1 2 議案第 7 号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） おはようございます。

議案第 7 号、高森町税特別措置条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

高森町税特別措置条例の第 2 条には、過疎地域自立促進特別措置法及び農村地域工業等導入促進法に基づく工場の新設又は増設に対する課税免除について規定されておりますが、今回、1 項に、過疎地域自立促進特別措置法に基づく適用基準、2 項に、農村地域工業等導入促進法に基づく適用基準を明記し、それぞれについて、明文化するものであります。

どうか、慎重審議賜り、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。13 番 佐伯金也君。

○13 番（佐伯金也君） 13 番です。

金額が明文化されましたから、今までとは違ってくるというのははっきりわかるんですが、改正前、改正後でどのような変化が表れますか、教えてください。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 金額につきましては、今回、この条文の中に金額をうたったわけでございます。今、うちの方で該当するのは、第 2 項の、今回、2 項に改めました農村地域工業等導入促進法に基づく、下の工業団地ですか、現在、適用されているのが、青山製作所のみでございます。18 年度において、青山製作所で 4 7 5 万 9,000 円が免除されております。しかし、これにつきましては、75%の 3 5 7 万円は交付税に算入されております。

今回、19 年度につきましては、青山と九州トリックス、伊沢製作所が該当するものと思われませんが、だから、新規に九州トリックス、伊沢製作所が該当するものと思われませんが、まだ、金額等については、現時点では、計算できません。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第8号 高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第8号、高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保険福祉課長 佐健秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第8号でご提案申し上げました高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、説明をいたします。

今回の改正は、結核予防法並びに性病予防法の廃止、及び児童福祉法が、本年4月1日に改正されることによりまして、新たに障害者自立支援法へ移行し、医療費の給付根拠が変更されますことから、条例を改正するものでございます。

慎重審議の上、ご決定いただきますよう、お願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） この件も一緒なんですけど、改正前、改正後、町内の該当者の方もいらっしゃると思いますけれども、どのような影響、またはどのような形に変わっていくのか、参考のためにお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 保険福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） ご利用される方につきましては、変更はございません。ただいま、申し上げましたように、根拠法の改正ということだけでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第9号 高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について

○議長（相馬俊行君） 日程第14 議案第9号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、議案第9号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止促進協議会条例の廃止について、ご説明申し上げます。

この協議会は、昭和46年設置し、今日まで農業振興地域の策定や変更に関わってまいりましたが、農業振興地域の整備に関する法律、施行令第3条及び同法施行規則第3条の2で、農業協同組合、土地改良区及び農業委員会の意見を求めることとなっております。協議会設置は必要ないため、廃止するものです。

慎重にご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

この農業振興地域整備促進協議会、私も以前、入っていたんですが、高森町の農業振興地域のある程度の変更とか、変更見直し、それに新たな加える場合とか、いろいろそういう作業もやってまいりました。それを農業委員会の方に報告して、協議してもらおうという手続きだったんですが、今回なくなると、すべて農業委員会の方でされるわけでしょうけれども、それなりに今まで成果は上がっていたようにも思うんですが、今後、農業委員会の方でお任せする場合において、農地であっても、農振地かかかっていない場合もあるんですが、そちらの方も新たに協議をされていくということ、農業委員会の方のご意見等はいかがでございましたか。確認されました。業務がこういうふう膨れていく、対応ができるのかできないのかとか、いろいろあると思うんですね。これが廃止される、協議会が廃止された場合における農業委員会の対応等については、十分可能なものなんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 農業委員会の事務局は、現在、私が兼務しております、農業委員会の総会に今後は諮るつもりでおります。

それと、農業振興地域の見直しというのは、大体、また来年になりますが、この点につきましては、19年ですか、そういう内部で図面等作成しまして、また、地元説明会等もありまして、新規に見直す予定でおります。

その後は、現在やっております農業振興協議会で変更等ございましたら、現在諮っておりますが、その部分につきましては、農協とか、農業委員会にお諮りして、意見を求めまして、それから、変更をしていくというような形で考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、国の農業関係、農林業の関係の様々な制度事業がございます。その制度事業を利用する際に、利用規程の中に、主に、今、認定農業者の方達が対象だったり、農振地域でないと、そういう施設は認められないとかという線引きがございます。そうなってくると、一般に、町全体の農業政策にもこの農業振興地域というのは影響してくるわけですね。そうすると、私達が今まで議会の中から、もう農業振興地域整備促進協議会には数名の方が入っておられる。その方達も意見を言ってきたわけですね。議会の方で意見を言えばいいじゃないかという話にもなると思いますが、ただ、これが農業委員会の方ですということになると、町の方針、町の農業政策等がなかなか直接的には反映されないような気がしてまいります。

農業委員会の事務局は事務局ですし、問題提起は、農業委員会内部で問題提起をする、議案は出すんでしょうけれども、ちょっと何か、農業政策を今から先、進めていく上において、様々な制度事業、制度補助事業をやっていく際において、この協議会をなくしてしまうと、なかなか町の意向、議会の意向等についても、なかなか反映されないような気がいたしますけれども、その点は、いかがお考えでございますか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 確かに、今の協議会がなくなれば、非常に町の施策と整合性がなくなるんじゃないだろうかというご意見でございますが、現在、農業振興地域の整備に関する法律の第10条におきまして、農業振興地域整備計画は、議会の議決において定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならないということで、基本構想と議会の議決を得て定めませんが、それに基づきまして、当然、農業振興地域の整備計画はつくる考えでおります。大元の整備

計画は、市町村の建設に関する基本構想におきまして、そういう議論を交えまして、つくって、それに基づきまして、整備計画を進めていきたいというような方向で考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ちょっと何か、今、課長の答弁は、議会、執行部、また、いろいろな事業をする際における整備計画、それをもとに振興地域の農振地の見直し等もやっていくというふうに言われるんですが、その見直しをやる作業は、農業委員会で今後されていくんだと思うんですね。農業委員会は、議会の場にも参加されませんが、なかなかそうした時に、敏感に町の農業政策というのが反映されるのかなというような疑問があるわけですね。確かに各地域から出てこられた農業委員の皆さん方ですから、それぞれの地域の農業情勢は十分把握されておりますが、町がつくっていく農業政策については、それほどまでにはまだ、情報も得ていらっしやらないでしょうし、どうやっていくのかということについても、私達が議会、何年もやっても、なかなか難しいところがあるわけですね。それをぱっと出されてきて、審議しなさいと言っても、なかなか簡単に結論を出すことは不可能であると思うんですね。

ですから、やっぱり制度事業、農業関係、国・県のいろんな補助事業をする際において、農業振興地域整備促進協議会がワンクッションあって、議会、学識経験者、農協、森林組合、様々な農林業関係の団体の代表の方が入られて、この件について協議して、その協議した結果を農業委員会の方に参考意見として、または、答申として出して、それをもとに農業委員会が農地の転用、様々な計画、県の農業委員会への諮問、されるという手続きの方が、私は、町の今後の農業政策のためにはいいんじゃないかなと思っております。

ですから、今回の農業振興地域整備促進協議会の条例の廃止ということについては、私は、若干の疑問があるわけなんです、その点については、どうでもこうでも法律でそういうふうな整備促進協議会がなくなって、それをなくしなさいとかいうような法律が制定されたならば、それはそれで仕方がないと思うんですが、もし、そうでなければ、できれば、あっても別に問題はないんじゃないかなというふうに考えておりますが、その点については、再度、農振課長さん、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 今回の条例廃止につきましては、現在は、協議会は森林組合とか入っておりましたが、法律で申しますと、農業協同組合、土地改良

区、土地改良区は現在ありませんが、それに農業委員会の意見を求めるということになっておりまして、一応、農業委員会と農振地域は、変更というのは、農振地域が変更しまして、そして、土地の変更につきましては、農業委員会にかけるようになっておりまして、その間、農業委員会と農業振興地域整備関係につきましては、関連するものですから、一応、意見を求める方法で問題のないように進めてまいりたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、参考にお聞かせいただきたいんですが、農振地は、農地、農業用地だというふうな認識からいった時に、高森町の農地がありますね。全農地100%が農振地に含まれているのかどうか。私は、高森町の農地がすべて農振地に含まれてはいないと思います。農地でもただの農地で、農業振興地域には含まれていない。農振地でも山があるところもある。なった時に、なかなか農業委員会だけでは対応しづらいところがあると思うんですね。先ほどから言っているように、国の補助事業とか、制度事業、様々なハード事業をする際において、農地を持っている農家の方達がいろんな事業を、国・県の制度事業を使ってしようとした際に、認定農家の方ですら、認定農家の方が所有されている農地ですら、農業振興地域に入っていない場合もあるわけですね。した時に、1つの方はクリアできると、認定農業者であることということはクリアできるんですが、事業をする地域が、農振地に入っていることとなった時に、その方が農地しか持っていなかった場合、一般農地しか持っていなかった場合については、事業の該当になりませんよという問題が出た時に、農振地にまた入れなければならないわけですね。そうした時に、やっぱりそういうふうな、すべての農地が農振地に入っていないという可能性があるのならば、私は、今回の農業振興地域整備促進協議会というものは、農業委員会とは別に置いていても、別に差し支えはないんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、後ほど、これ、建設経済委員会に付託されますから、そちらの方でその必要性については、議会の方と委員会の方達と十分話し合いをしていただきたいと思います。参考のために、農地が100%、農振地に入っている可能性があるのかどうか、高森町において、お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ただいま、ご質問のありました件でございますが、農

地が全部、農振地域には入っておりません。ちょっと現在、私が知っているところでは、そのバイパス沿いが大体1筆ずつぐらい、全部農振が外してあります。そこは確認しておりますが、入っていないところもかなりあります。今回、見直し等も出ますが、ただいまおっしゃられましたように、農振地域に入っていると入っていないで、補助事業にのるとか、のらないとか、もう1点、土地売買をされる場合に、農地で売買される時に、農振地域に入っていれば、800万円の特別控除があるとか、そういう特例等ございます。

当然、現在、協議会にお諮りしているのは、農振地域に入れるじゃなくて、外す方がほとんどの形になっております。見直す時に、全体見直しにおきまして、農振地域につきましては、地元説明会等を通じまして、そういうところもあるということで、ご説明しながら、見直しに当たっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、12番 三森です。

ただいま、13番議員さんから大体の質問があつて、重複するかと思います。

この農業地域振興整備促進協議会条例の廃止と申しますと、これは、確かに、必要ないような、今言われますと、気もいたします。しかしながら、各種団体、各種補助事業、いろいろな科目ごとに考えてみます時に、この協議会あつてこそ、下部組織に下ろす意味合いにおいては、非常に助かっているんじゃないかなと、強力的に押し進めができるんじゃないかなという気が1点、いたします。

農業委員会、土地改良区、あるいは農協という形になってきますと、農業委員会にいたしましても、なかなかそこまで把握ができるのか、それが第一の懸念。

農協といたしますと、自治体にとりましては、地元出張所、農協がございませけれども、本当に地元の自治体として、共存共栄できる、本当の農協組織であるのか、否か、そこらあたりを考えますと、非常に制度上にも問題がありはしないのか、そこらあたりを少し懸念するところでございます。

特に、促進協議会につきましては、今までいろいろな中で活動されておりますけれども、フルに活動ができていないというのが現状ではなかろうか。そこまで、実は、してほしいと願っているのができていないというのが現状ではなかろうかと思ひます。あくまでも、これから先、このような厳しい状況の中で、あまりにもこういう組織を崩した時に、本当にやっていけるのか、私は逆ではなかろうかと思ひます。



こういう部分、こういう協議会があってこそその高森町の農林業の振興に寄与する部分としては、非常に大事な部分ではなかろうかと、かように思うわけでございますが、その点、課長の方に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ただいま、ご質問がありましたように、私としましては、整備促進協議会、これが不要だったという意見ではございません。ただ、確かに、農業振興地域整備促進協議会の現在までの農業振興、地域の作成等に十分貢献され、非常に今、おっしゃられましたように、大変貢献してまいりましたが、現在、農振法等見まして、今回、現在の委員さんを排除するわけではございませんが、法令に基づきまして、農業協同組合、土地改良区、農業委員会の意見ということで、変更に当たりまして、現在、開いているのは、こういう方向で行かせていただきたいと思っています。

ただ、見直しに当たりましては、十分、全部、各農地に農振地域ということで、網掛けと言うと、申し訳ありませんが、そのようなことで、見直しに当たっては、全体計画の中で、見直しをやっていくわけですが、それに当たりましては、また、いろいろな方向を考えてまいりたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 事情はわかります。しかしながら、先ほどから申ししておりますように、認定農家においてもわかりです。要するに、農振地というものなかなか特定できていない部分も相当あります。だからこそ、今、認定農家、認定農家という促進を町としてもお願いし、農業委員会としてもお願いをしているのも事実でございます。そうなった時に、言っていることと、していることが逆にはならんだろうかというような気がするわけです。その組織をつぶすことによって、本当に先ほど言いましたように、農業委員会がどれだけ活動できるのか、私は、大変疑問だなというふうに思います。

ましてや、今の国の施策を考えてみる時に、自治体がここらあたりをしっかりと位置づけを考えていっていないと、大変、これはつぶされてしまう可能性がありはせんだろうかと、そのような気がしてなりません。その点は、建設経済の中でもしっかりとした審議をなされて、理解ある回答をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今の問題については、12番さん、それから13番議員さんから内容については、とくと質問があったとおりです。私もちょうどこの中に入っております、ずっと4年間、それから前、農協の生産部会あたりの代表でも入っておりますけれども、前のが非常に活発だったというふうに思っております。

ここ4年間ぐらい、ほとんど農振地外すことだけ、10分か15分で終わるといような会議ですね、そういった中で、係でも、これは必要ないんじゃないかといようなことになったんじゃないかというふうに思っております。

本来ならば、やっぱり農協の代表なり、畜協の代表なり、そういった、また農家の代表おられますので、ここあたりで、本当に真剣に高森町の農業振興あたりをじっくり、もう少し時間をかけて、検討する非常に大事な協議会じゃないかというふうに私も感じておるところでございます。

農業委員会にも入っておりますので、農業委員会で果たして、そういった掘り下げた会議ができるかという、これも非常に疑問があるわけですよ。農業委員会は、いろんな相続問題とか、そういったことに対しては、審議されますけれども、本当に農業振興について、真剣に討議が、ここも疑問が残るところでございますので、じっくり建設経済委員会で審議されて、今後、高森の農業振興のために、残すべきか残さぬべきかは、やっぱり建設経済委員会で真剣に検討してほしいというのが、私の要望でございます。

答えはいりません。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第10号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第15 議案第10号、平成18年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第10号で提案いたしました平成18年度高森町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたりまして収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたり補正を行うとともに、財政状況が今後なお一層厳しい状況が予想されるために、その財源として基金の積立を計上いたしております。

今回の補正予算は、総額で1,596万1,000円の減額となり、これを現計予算と合算いたしますと、42億674万5,000円となります。

まず、8ページの第2表に地方債補正の変更は、各事業実施に伴います限度額の補正であります。

以下、歳入予算の主なものについて申し上げます。

11ページからの町税につきましては、町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税など、現段階での収入見込額を計上いたしております。なお、町民税の法人税分につきましては、町内企業申告額の減少により、減額補正となりました。自主財源であります地方税におきましては、今後とも徴収率アップに努め、収入の確保を図ってまいります。

また、12ページの地方交付税におきましては、普通交付税の決定額の調整と国の補正予算に伴います追加交付税を計上いたしております。

15ページの商工費の使用料につきましては、湧水トンネル公園の使用料がイベント時の天候不良等によりまして入場者数が減少したため、減額を行うものです。

16ページから17ページの民生費国庫負担金につきましては、障害者関係負担金の最終調整と、国民健康保険の基盤安定負担金を歳入科目の変更により県負担金への組み替えをするものでございます。

18ページの民生費国庫補助金は、支援費補助金等を事業の見込みに応じて補正するものでございます。

19ページの農林水産業費国庫補助金は、農業機械共同利用組合への補助金として交付される強い農業づくり交付金の受入を行うものであります。

20ページの民生費県負担金の基盤安定負担金は、国庫負担金からの組み替えを行うものです。

22ページから24ページの民生費県補助金は、障害者関係事業費の見込みによりますとその財源である補助金を補正するものです。

25ページの災害復旧県補助金は、農業災害復旧事業の事業費の確定により増額補正をするものです。

27ページの財産収入の不動産売払収入は、町有地売り払いの精算と県行造林間伐の分収金を受け入れたものであります。

30ページの町債につきましては、現在の各事業債の許可見込額により調整をいたしました。

以下、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出予算全般にわたる人件費につきましては、給料、手当額、共済掛金等の最終見込みによる補正を行っております。

34ページの町有林管理費につきましては、県行造林間伐分収金の地元への交付金を計上していたしております。

35ページの企画費では、新エネルギービジョン策定関係経費の確定によります補正を行っております。

また、41ページの地籍調査費は、本年度、地籍調査事業費確定によります最終調整を行っております。

42ページの障害福祉費、45ページの老人福祉費につきましては、各事業の今年度支出見込みにより、予算減額をいたしました。

47ページの国民健康保険事業費の繰出金は、医療費の増額見込み等によります特別会計への追加支出分を計上いたしております。

52ページの保健衛生総務費では、阿蘇広域事務組合負担金の今年度精算によります減額等を計上いたしております。

53ページの保健事業では、住民検診の減額分を、環境衛生費では、合併処理浄化槽設置事業等の減額分をそれぞれ補正をいたしております。

55ページの畜産事業費につきましては、牧野の防火線造成用の機械借上経費の補助金と国からの100%補助を受けて交付いたします農業用機械の共同利用組合への補助金を計上いたしております。

60ページの土木費の道路新設改良費は、町道中川原線の事業費減額によります調整を行っております。

また、61ページの住宅費につきましては、本年度の各工事費確定によります減額を行っております。

63ページの教育費の事務局費の工事請負費は、色見地区の広域農業周辺地域に2カ所設置いたしましたスクールバス停の建設工事経費残を補正をするものです。

69ページの教育費の社会教育施設費につきましては、草部南部小学校跡地事業、上色見・色見コミュニティセンター建設事業に伴う委託料の精算を行うものです。

70ページ、71ページの災害復旧費につきましては、道路災害、農地災害、林道災害、各事業費確定によります補正を行っております。

72ページの基金費につきましては、これからの財政の弾力的運用を図るために、財政調整基金などの積立を行うための予算を計上いたしております。財政調整基金につきましては、この5,510万円の積立をすることによりまして、平成18年度の3月補正後の現在高は2億8,375万円となる見込みです。なお、他の基金につきましては、基金利子相当分を計上をいたしております。

最後になりますが、平成18年度会計も年度末となりましたので、予算の執行には万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営の推進に心がけてまいります。

以上、今回、提案しております補正予算について、その概要をご説明申し上げましたが、本議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第11号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第16 議案第11号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○**税務課長（甲斐末久君）** 議案第11号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定予算の歳入歳出予算総額から、それぞれ3,100万5,000円を減額し、予算総額を10億1,744万9,000円とするものであります。

主な補正の内容につきましては、今までの支払済みの医療費等の実績と、年度内に支払い予定される医療費の見込み額を勘案し、所要の補正を行っております。

7ページの総括表でご説明いたします。

歳入におきましては、款1の国民健康保険税、3の国庫支出金、4の療養給付費交付金、及び5の県支出金において、減額補正を行い、6の共同事業交付金、及び8の繰入金においては、増額補正となっております。

次に、8ページの歳出におきましては、1の総務費において、減額補正し、2の保険給付費、7の基金積立金、及び10の予備費において、増額補正となっております。

以上が、今回の補正の内容でございます。慎重審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます、説明といたします。

○**議長（相馬俊行君）** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（相馬俊行君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（相馬俊行君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第12号 平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○**議長（相馬俊行君）** 日程第17 議案第12号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○**税務課長（甲斐末久君）** 議案第12号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算について、説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万1,000円を追加し、予算総額を11億1,850万4,000円とするものです。

主な補正の内容としましては、6ページの歳入予算の諸収入、第三者納付金において29万1,000円の増額補正を行い、7ページの歳出予算の予備費において29万1,000円を増額補正を行っております。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第13号 平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第18 議案第13号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第13号で提案いたしました高森町介護保険特別会計補正予算第2号につきまして、説明をいたします。

今回の補正は、現予算の総額から2,357万3,000円を減額いたしまして、総額を6億3,421万1,000円とするものでございます。

その主な内容は、歳入面で増額いたしましたものとして、第1号被保険者保険料として65万円、調整交付金で1,423万4,000円、及び介護保険改正システム改修のため、184万4,000円が急ぎよ、補助されることとなりましたが、これは、19年度対応分であり、議決いただきましたら、年度内に契約をいたし、繰越明許の手続きをとらせていただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

主たる減額の要因は、施設や在宅における保険給付費の減額に伴う国や県の負担

金及び補助金や支払基金からの交付金減額が主なものでございますが、今年度は幸いにいたしまして、調整交付金が増額されたこともございまして、財政安定基金より貸付金を利用することなく、運営できる見込みとなりましたので、1,474万円を減額させていただいております。

歳出につきましては、ただいま、申し上げましたように、介護給付費の減額及び介護予防サービス等費は、特定高齢者対策に該当する人が見込みより少のうございましたので、事業費の減少によるものでございます。特定入所者介護サービス等も同じでございます。

その他の補正につきましては、各節ごとに不用額等の見込み調整を行ったものでございます。

慎重審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第14号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第19 議案第14号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第14号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算から487万3,000円を減額し、予算の総額を2億2,375万3,000円とするものです。

6ページからの補正の概要ですが、歳入は、水道使用料を今後の見込みにより、



一般会計繰入金は、起債償還額が確定したため、受託事業収入は、町道改良に伴う補償工事費の確定に伴い、それぞれ減額、歳出は、執行見込みによる減額補正が主なものになっております。

なお、27節の公課費につきましては、消費税の17年度確定申告で、還付を受けたことにより、平成18年度分の中間申告が不要となるため、全額減額しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第15号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（相馬俊行君） 日程第20 議案第15号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第15号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算から225万円を減額し、その総額を1億1,429万4,000円とするものです。

6ページからの補正の概要につきましては、農業用水供給施設の電気料の歳出見込額の減少等に伴い、歳入予算のB基金からの繰入金を減額するものです。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第16号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第21 議案第16号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第16号でご提案申し上げました平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,846万2,000円とするものであります。

追加の内容は、自治体基金に5万9,000円を、また、住民基金に2万6,000円を積み立てるものであります。これによりまして、基金残高は、自治体基金2億5,446万4,000円、住民基金3,317万8,000円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。しばらく休憩したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 1時間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時01分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長 渡辺哲郎君については、公務出張が終了いたしましたので、再開後は出席しておりますので、報告しておきます。

-----○-----

## 日程第22 議案第17号 平成19年度高森町一般会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第22 議案第17号、平成19年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第17号で提案いたしました平成19年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明を申し上げます。

平成19年度の国の地方財政措置につきまして、基本方針は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006を踏まえまして、国と地方の信頼関係を維持しつつ、国民、住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう、国・地方それぞれの財政健全化に取り組むことが必要であるとされています。

また、地方財政の現状は、地方税収入や地方交付税の原資となります国税収入が回復傾向にある一方で、数次の景気対策により公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が急増しており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となっていることから、構造的に見て、極めて厳しい状況にあります。

これまでも各自治体においては、行財政改革に取り組んできたことですが、地方歳出につきましては、国の取り組みと歩調を合わせ、さらなる削減に取り組むこととされ、そのために、地方公務員の定数純減や地方単独事業の大幅な削減等が求められております。

こうした状況下で編成されました平成19年度当初予算は、町長、町議会の統一選挙が行われる改選時期に当たるため、年間予算ではありますが、政策的経費を極力抑え、義務的経費や施設の維持管理費等を中心とした骨格予算を計上いたしました。

今回、提案しております予算総額は34億2,800万円であります。

歳入の主なものを申し上げますと、町税5億1,907万5,000円、地方交付税18億6,800万円、国庫支出金1億3,654万8,000円、県支出金1億8,555万4,000円、町債1億7,400万円などとなっております。

8ページの債務負担行為につきましては、既存の総合行政システムから新型機種への移行を図り、後期高齢者医療制度等の新規制度への即時対応を行うための機器使用料の設定でございます。

また、住民基本台帳ネットワークシステムは、現在、使用しております住基ネット関連機器を更新しなければ、全国的ネットワークとして対応ができなくなるため、新機器への変更するための限度額を設定するものであります。

以下、歳入の主なものについて申し上げますと、13ページの町民税個人につきましては、国の三位一体改革によります所得税から個人住民税への税源移譲が行われ、増額が見込まれることから、平成19年度予算においては、対年度比45.6%増となりました。また、法人税につきましては、町内企業の申告額の減少によりまして、対前年度比30%減となりました。

次に、18ページの歳入の大半を占める地方交付税でございますが、今年度、普通交付税の策定基準において、人口・面積の要件を取り入れた大幅な改正が行われることにより、例年に比べ、不透明な部分が多くありますが、国・県の資料をもとに交付額を見込みを計上しております。なお、普通交付税につきましては、今後、額の決定が行われますことから、補正予算に反映をさせてまいりたいと思います。

次に、36ページの繰入金でございますが、多様な財政需要に対応するために、財政調整基金並びに社会福祉振興基金の繰入を計上いたしております。また、特別会計繰入金は、老人保健・介護保険それぞれの前年度精算額で見込んでおります。

次に、39ページの町債につきましては、平成13年度から発行されております臨時財政対策債は、地方財政計画等の試算によりまして、前年度決定額から9.9%の減で計上いたしております。この元利償還金につきましては、後年後、普通交付税に100%算入されることとなっております。その他、事業債につきましては、今年度当初予算が骨格予算であることから、昨年からの継続的事業等の財源とし

て、最小限の計上といたしております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

歳出予算につきましては、先ほど申しましたように、骨格予算を編成いたしましたことから、各種委員研修旅費や町単独補助金、町単独工事費、新規事業費等の政策的経費を極力抑え、人件費や扶助費、公債費等の義務的経費や施設の維持管理費等の必要経費を計上いたしております。

40ページの議会費におきましては、議会活動に伴います経常的な経費や各種特別委員会等の活動経費を計上しております。

次に、44ページからの総務費につきましては、人件費の義務的経費、庁舎、各施設等の維持管理費が主なものでございます。

65ページからの選挙費では、4月8日に執行されます県議会議員選挙、4月22日に行われます町長、町議会選挙、さらに、7月22日に投票予定となります参議院議員通常選挙等の経費を計上しております。

74ページの地籍調査費では、大字野尻地区の一部及び大字中地区の一部合わせて5.15平方キロメートルの調査費を計上しております。なお、今年度事業終了時点での進捗率は、全体の66.7%となる予定です。

次に、民生費で申し上げます。75ページの障害福祉費では、昨年度から導入されました自立支援費制度関係経費や身体障害者の日常生活支援等の経費を計上し、障害者の方々の福祉のより一層の向上を図ります。また、老人福祉関係につきましては、これまでの老人保険制度に変わる新しく導入されます後期高齢者医療制度に伴う経費として、電算システム構築の委託料や熊本県を単位として設立されました広域連合への負担金等を計上しております。

87ページの同和対策費では、人権問題全般に取り組み、なお一層の強化を図るために、行政、企業、各種委員等を中心とした、人権啓発講演会、人権意識の普及、高揚を図るために、第10回の人権啓発フェスティバルを開催し、全町民への啓発事業を実施いたします。

85ページの児童福祉費につきましては、4月から草部・野尻地区の統合保育園として、新しく高森東保育園が開園となりますことから、園児が通園しやすい環境づくりのための予算を計上いたしました。また、新しく学童保育事業を導入するために、保護者のニーズに応える保育をなお一層充実を図りたいと思っております。

91ページの衛生費ですけれども、住民健診及び各種健診を一元化した複合健診の推進による受診率の一層の向上を図り、健診結果から生活習慣病対象者に対して、

早期介入のための検査や健康教室を実施し、その予防や進行を防止するための経費等を計上しております。

予防費では、各種予防接種ワクチン関連経費を計上し、幼児から高齢者までの幅広い対象で感染を予防いたします。

し尿処理、及び生活排水につきましては、基本計画により合併浄化槽の普及に努め、本年度も30基の整備を行います。

次に、99ページから農林水産業費でございますが、農業振興費につきましては、引き続き、補助事業で行います中山間地域等直接支払事業を推進し、農地の保全を強化いたします。

105ページの農業活性化施設費につきましては、19年度より指定管理者への移行とすることとしましたので、指定管理者の委託料と車両管理費等の経費を計上いたしました。

林業費では、森林整備地域活動支援交付金制度等を活用し、森林の保全に努めます。

また、有害駆除の農作物被害や人間に対する危害防止のために、より効果的な駆除ができるように、関連経費を計上しております。

次に、109ページから商工費につきましては、高森自然公園・湧水館等の既存の観光施設の維持管理費や各種のイベント経費を計上いたしました。なお、高森町産業観光館が南阿蘇鉄道に譲渡されましたことに伴います今年度は、駅前公園とステージの管理のみとなりました。また、観光交流センターは、高森町観光協会に一部委託しておりますが、その利用促進につきましては、町内団体との協議中でありまして、さらなる有効活用を図ることとし、利用者の強い要望でありました駐車場につきましては、隣接地にスペースを設け、確保いたすことにあらかじめ決定をいたしております。

次に、119ページからは土木費についてであります。道路関連経費につきましては、今年度から骨格予算でありますことから、必要最低限の維持管理費のみを計上いたしております。また、住宅費につきましては、既存の町営住宅の維持管理経費、及び昨年度からの国庫補助事業として計画しております須坂B団地の環境改善工事経費を計上しております。町営住宅につきましては、今後、高齢化社会に対応した住環境の整備、居住水準の向上に努めてまいります。

123ページから消防費につきましては、災害に強い安全な町づくりを目指すための予算を計上いたしました。また、今年11月に熊本市において、全国女性消防

団員活性化大会が開催されることに伴いまして、新たに、女性消防隊を編成し、参加するための経費を計上しております。

次に、128ページから教育費についてを申し上げます。事務局費の委託料は、これまで町直営で運行しておりました東小中学校のスクールバスを外部委託とする経費や、東小学校複式学級解消のための町費単独教員配置経費、中央小学校の障害児童支援のためのホームヘルパーを派遣する経費を計上しております。また、心の相談員や新たに特別支援教育支援員を設け、児童生徒が安心して学習できるような教育環境の向上に努めてまいります。

小学校費につきましては、学童の学力向上のための知能テスト、学力テスト等の経費を計上いたしております。中学校費につきましては、18年度から継続的に整備しております高森中学校屋外施設整備を行い、生徒の安心と安全を図ります。なお、小中学校につきましては、平成19年度から現行の3学期制を2学期制と移行し、児童・生徒・教師等の教育環境の充実を図ってまいります。

142ページから社会教育費につきましては、町民が心豊かに暮らすためのお互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会を目指すための人権教育を推進する経費や、体育館やコミュニティーセンター等の社会教育施設の維持管理経費を計上しております。

151ページから災害復旧につきましては、災害発生初期段階の経費を計上いたしました。

最後に、152ページの公債費ではありますが、前年度に比べますと、0.6%の減となりました。公債費は、ここ数年が償還のピークを迎え、厳しい状況が続きますが、その動向に注意を払い、今後とも財政状況を見極めながら、財政の健全運営に努めてまいります。

以上、平成19年度骨格予算の概要について、ご説明を申し上げます。なお、今後、財政運営の見通しについてでございますが、町税につきましては、税源委譲により増収が見込めるものの、なお不透明な点がある一方で、国庫補助負担金の廃止、縮減が確実に行われていることなどによりまして、厳しい状況が続くことが予想されます。このようなことから、今後も事務事業費のさらなる節減等に努め、効率的で、維持可能な住民にわかりやすい財政運営を目指していく所存でございます。

平成19年度当初予算の概要について、ご説明申し上げます。何とぞ、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして、説明を終わ

らせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

長年、議員やっております、どうも、今日は、感が狂うわけですね。通常、提案がありまして、1日、間を置いて、翌日に質疑付託というふうになっておりますものですから、提案を受けて、そのまま質疑ということになってくると、もうなかなか私の方もリズムが狂いまして、やりにくい点がございます。

しかしながら、骨格とは言え、一応、当初予算でございますから、何点か質問をさせていただきたいと思いますが、当然のことながら、町長もお話があったとおり、年々、年々、国から仕事はどんどん自治体に権限移譲という形で下りてくるんですが、地方交付税は減らされてくるということで、大変財政的には厳しいものがございます。

町税が一番高森町においては基本となるものであります。町税についても、今回は、厳しい見込みで、歳入の欄に入ってきております。ただ、先ほど言われました所得税の一部がこちらの方に入るといふこと、いろいろと変更もあっておりますので、どうなるかなと、財政の方、担当の方、大変苦勞されたと思います。

歳入の方なんですけれども、地方道路譲与税が、今回、前年度よりも30万円減額されて2,270万円入れられておりますし、あと、使用料、手数料等についても、それぞれ見込みがなされておりますが、大体がすべて、すべてじゃないんですけども、マイナスという形になってきておる。厳しい見方をされた中での歳入の組み立てをされたということが見受けられますが、歳出と合わせて聞かせていただきますが、まずは、地方道路譲与税、これ、2,270万円なんですけれども、これ、ほとんど目的財源で、道路の方に使われるということで、組み込まれておるわけですが、この2,270万円、道路の方、主にどういうところに使われるのかな、土木の方でご説明がありましたけれども、細目、ご説明可能であれば、教えていただきたいなと思っております。

それと、あと、農林水産事業費使用料で、物産館の加工場使用料が組まれております。30万円程度ですね。歳出の方を見まして、物産館の方の加工場あたりの使用料がどうなっているのかな、加工場の電気代とかいろんなものがどうなっているのかなと見ましたところ、加工場だけの電気代だけでも60万円ほど計上されておりますし、浄化槽等も含めれば、80万円を越すような金額になっています。これ



は、昔からの懸案事項でございましたが、この程度しか、30万円ぐらいしか歳入徴収しないで、最初から赤字になるような管理の仕方、これが成り立つものかなと思っております。今後、指定管理者制度もありますから、今後の方針、どの程度、進ませているのかもお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、湧水公園の入園料6,300万円組まれておりますが、前年からすると、当然減ってきておるんじゃないかなと思っておりますけれども、この推移ですね、わかりましたら、お聞かせをお願いをいたしたいと思っております。

それと、農業活性化施設費の中で、節なんです、使用料及び賃借料の中で、農業機械リース料が79万9,000円組まれておるんですが、これは、当初、指定管理者側の負担ではなかったかなというふうに、私も考えておりますけれども、今回、町の方で農業機械リース料79万9,000円、これ、私の間違いでしたら、確認をいたしておりませんでしたので、お聞かせをいただきたい。これは、確か、指定管理者側の負担のような気もいたしましたけれども、間違っていましたら、その辺は、担当の方から詳しくご説明をいただければ、幸いかなと思っております。

それと、あんまり苦勞された財政の方にご質問するのも何かなと思っておりますけれども、今回の予算総額34億円組まれております。財政調整基金を1億円崩される、そして、臨時財政対策債1億4,200万円組まれていらっしゃる。非常に町の経営とすれば、地方交付税、町税、国の支出金、県支出金、そういうものを足しても足りないから、結果的には、臨時財政対策債を使われる、財政調整基金を崩されるという形で、どうにかこうにか、今回の骨格予算も組まれておるような気がいたしております。

今後、本予算に入っていく時に、私とすれば、あと残りは4億円程度ぐらいしか、もう余裕はないんじゃないかなと思っておりますが、その4億円についても、もし、地方交付税、ある程度の前期分、出てきたとしても、かなりな金額がまた地方債に頼らざるを得ないような状況になってくると思います。今、地方債の発行の仕方については、以前は、県とか国の許可が必要だったということですが、今は各自治体の方に責任を持たせる形で、地方債発行を認めるようになっておるようです。

しかしながら、こういうふうに、臨時財政対策債を使って、100%交付税で入ってくるというけれども、交付税は年々、年々減ってきておるわけですから、実際、私達が使う本当に必要な社会保障、経常的経費に持っていく地方交付税額が減って、全体的に圧縮されてきた中において、本当に国は100%地方交付税の中に

入れると言うけれども、本当に入れて返ってきているのかなと、もしかしたなら、20年か30年かけて戻すつもりで、微々たるもので、まずは、その間は、自分達でやりくりをしなくちゃならないんじゃないかなというふうな危機感もあります。

ですから、私は、非常に厳しい中での今回の骨格予算の組み立てでございますけれども、これ以上厳しくはおそらくはできないと思いますが、この起債のあり方、財政調整基金の崩されたこと、実際、3月31日、今回の補正予算で2億8,000万円、財政調整基金の額が2億8,000万円と言われましたが、今回、今度はまた1億円、財調基金からいけば、残額1億8,000万円ということになってきます。

ですから、主に、臨時財政対策債がどのような部分に使われておるのかと、財政調整基金の1億円がどのような項目に流されておるのかということ、皆さん方にお知らせをいただきたいなど、入ってしまえば、どんぶりになってしまいますからわかりませんし、地方道路譲与税みたいに目的税であると、それは道路財源の方にいってしまうから、道路事業で使うということはわかるんですが、臨時財政対策債とか、財政調整基金あたりが一般会計の中に組み入れられてくると、どの部分が大体足りなかったのかなというのがわからなくなってしまいますから、どの部分にこのようなお金が合わせて2億4,200万円、どのような部分にこの2億4,200万円が流れたのかということをお知らせできれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、地方道路譲与税でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるように、道路特定目的ということが原則でございますので、通年、そのような取り扱いをいたしております。

それと、臨時財政対策債1億4,200万円でございますが、これにつきましては、地方交付税の減額分の見返りということで、総額にはほど遠い額ですけれども、これは、国の方が地方交付税を一応算出しましたあとで、19年度については、おおよそ1億4,200万円がそういうことで該当しますということで、これは、国の方が地方に借金をしなさいというお金でございます。

議員、おっしゃったように、確かに100%元利償還金を交付税に算入するというルール上はあります。確かに計算上も入っておりますが、毎年度、地方交付税が減らされてくる中では、実質100%なのか、あるいは70%なのか、総額が減る以上は100%以下でしか国は返してこないというのが現状でございます。

その用途でございますが、これは、地方交付税と同じく一般財源という扱いにな

っておりますので、どこに充当したということははっきりとは申せません。

次に、財政調整基金でございますが、これにつきましては、昨年3月の議会におきましても、その取り崩しの方法については、十分検討しなさいということで、ご指摘もいただいております。これにつきましても、今回、補正後に2億8,000万円というような現在高が出ております。しかしながら、今回の当初で1億8,000万円ということになります。そうなりますと、来年度以降というのが、非常に厳しい状況になってまいりますけれども、現在、わかっていない特別交付税等の額が3月末には確定してくるだろうというふうに考えております。その辺の額と合わせて、なるべく積み増しをしたいと考えておりますし、特に、今回、骨格、6月が肉付けということになりますので、やはり、歳出が多く望めない以上は、思い切った歳出の見直し、事務事業の見直しを図って、今後、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 物産館の使用料の件について申し上げます。

大体、収入が2万5,000円の12カ月で30万円組んでおります。歳出の方が、実は、あそこの加工場の方が実は産廃の浄化槽がございまして、それは、バクテリアが入っております。最低、今回、予算計上しておりますのは、稼働しなくても、どうしてもいる最小の経費を今のところ、計上しております。

もし、今、ハムの方と一般加工場を使われておりますが、原則的に、今回からの使用許可におきましては、電気代、その他諸々は自己負担をしていただくということで、現在、協議に入っております。

ここに計上しております金額と申しますのは、実際、稼働しなくても高圧がありますので、高圧のファン点検の半分、それから、産廃浄化槽の点検、これは、今現在、バクテリア等の検査で月2回程度産廃の検査を行っておりますが、使用が減れば、一応、最低半分はいるということで、半分の計上をさせていただいております。

今回の歳出につきましては、使用するしないというわけじゃなくて、今後、維持管理していく上で、最小限の経費を今のところ、計上させていただいております。

○議長（相馬俊行君） オーガニックアグリセンター長 廣木富八君。

○オーガニックアグリセンター長（廣木富八君） 農業化活性施設費の農業機械リース料ですが、これにつきましては、平成17年度導入しましたトラクターのリース料

です。

今回、町負担としておりますが、基準額を決定した折りより、町の負担として算定をして基準額は出しております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 湧水トンネルに関しましては、確かに、近年の状況を見ますと、減少傾向にあります。去年が、17年度が特に天候の不順もありまして、少し落ちてきております。18年度の、本年度に関しましては、夏場から少しずつ昨年よりも人の客が増えてきまして、今、少ない予算の中で、PRをしながら、イベントの七夕祭り、それから、クリスマスファンタジーということで、力を注いでおりますので、18年度に関しましては、夏場から人数が増えてきておるのが事実でございます。さらなるPRに力を入れまして、収入の伸びを頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 本当にこれだけ財政が不透明な中において、骨格とは言え、組み立てをしなければならないということは、担当の方は大変だったと思います。ただ、今回、当初、骨格予算であるならば、通常、32億円ぐらいで抑えるのかなと思っておったんですけども、やっぱりいろいろと権限移譲があったり、いろいろと継続している事業があったり、また、社会保障関係の負担金が増えてきたりということで、どうにもこうにも仕方なかったんじゃないかなというふうに、私の方としては思っております。

ただ、各費用に応じて、各説明をしてみます。この説明の中で、例えば、商工費の中にある、110ページあたりにある鍋ノ平のキャンプ場の草刈り人夫賃が9,000円で45人、桜の植栽人夫賃9,000円の10人で9万円とか、キャンプ場の牧柵整備人夫賃が1万円10人とか、桜祭桜整備協力徴収人夫賃金で5,000円とか、それぞれ賃金あたり、大体概ね9,000円で統一されておりますが、中には1万円もあったり、5,000円もあったりする。今度は、委託料の中に商工観光課あたりであるんですが、111ページ、九州自然歩道の草刈り委託料だったら、一発で49万6,000円、これは何人の何日かとかとも、いくら何人の何日かというのはあまりわからないわけですね。町有公園等の施設の清掃管理委託料についても51万3,000円、これがいくらの人で何人で、何日かという

のも、これもあまりわからない。このあたりの細目、わからないんですね。中には、こういうふうにして、鍋ノ平みたいに、1人9,000円で45人分で40万5,000円とかという金額が出てきているわけですね。出し方が違ってきているわけです。

大体、することは似かよっていると思うんですが、そのあたりも統一してくると、もしかしたなら、委託料あたりも若干なりと減ってくる可能性があったんじゃないかなと思っております。そのあたりについて、何で、こちらの方はこれだけこまめに9,000円の10人とか、9,000円の45人とかになっているのに、この委託料当たり、自然歩道の委託料、すべて総額含めると525万7,000円あるんだけれども、そこあたりの細目が出てこないのかなと、そのあたりを出してくると、僕はもう少し他の目の方も含めて、目の方からずっと総務からもずっと含めてきてしまって、もう少し圧縮されたんじゃないかなと思っておりますが、そのあたりについても、査定の際で、どのような説明がなされていたのか、説明された側の方に聞いても結構なんですけど、説明を受けた側の方に、まずはお聞きいたしたいなと思います。

それと、今、アグリセンター長の方から言われました農業機械のリース、これは町負担ということで、当初からなっておったというふうに解釈してよろしいわけでございますね。わかりました。

じゃあ、まず、この人夫賃の取り扱いと委託料なんですけど、結果的には人夫賃と委託料、これ出すのは、結果、一緒だと思うんですけども、することが一緒ですから、この出し方の違いをもう少しこまめにすることができなかつたのかということ、どなたがよろしいでしょうか。財政課長さん。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 賃金につきましては、それぞれの単価と時間当たりで算出をして、お支払いもします。委託料につきましては、全体の委託契約の中で処理します関係上、表記としては、こういった表記でございますので、その辺が明確にということでありますならば、次回以降のこういった予算の中で、こういった表記にするかということは、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 大体やるのは、1年間かけてやるのか、それとも、季節に応じて、年に3回やるのか、4回やるのかという形になってくると思うんですね。1

年を通しての委託ですから、委託料という形だと思うんですが、ただ、やるのは一緒だと思うんですね。草刈り人夫だって、1年かけてやられる場合もあるわけですね。これ、9,000円掛ける45人と書いてあるけれども、これ、45人で一気にやってしまうはずはないと思うんですね。9,000円で5人が出て、その方が年9回刈られるというふうにとらえれば、こういう形でいけば、鍋ノ平のキャンプ場草刈り委託料という形で組み替えもできるわけだと、私は思います。

それと一緒に、こちらあたりだって、自然歩道の草刈り委託料だって、9,000円なら9,000円掛けるの何十人という形でやっていけばいいわけでしょうし、この清掃管理委託料だって、これは1年中やっていられるわけじゃないし、毎日やっておられるわけでもないわけです。12カ月あるわけですから、12カ月のうちに1月に2回するんだったならば、24回と、24回で2人でされるんだったら、9,000円掛けるの2人の24回という計算をすれば、すぐ数字が出てくるわけですね。

そういう出し方をすれば、別に、こういう形で大ざっぱに委託料で数字を出す必要も、私はないような気もいたしますが、どちらが高いか安いかわかりません。そちらについては、財政の方と担当の方で十分話をさせていただいて、進めていただかなければならないんじゃないかなと思います。

それと、先ほど、2回目の質問で損なったんですが、加工場の電気使用料、使わなかったら、安くあがるらしいんですが、やっぱり使うことが目標でしょうから、使っていけば、どんどん電気料も上がってきますが、最初から赤字になるような貸し方をするというのは、いかがなものかなと、以前から申し上げていたとおり、その辺について、今、協議をしている段階だということですが、もう数年前から協議をしているんですが、結論はいつになったら出るのでしょうか。そのあたりについても、農林振興課長さん、よろしくお願ひしますし、商工観光課の方に今度は聞きましょうか。財政ばかり聞くとかわいそうだから。人夫賃と委託料の辺。細目、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 一応、目途としましては、今月中に、そういう結論をお願ひしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 今、財政の方からも申し上げましたように、表記の問題もあるかと思ひますけれども、委託料の場合は、メーター当たりいくらとか、ち

よっと出し方が違いますので、そこのところを統一した出し方ができるかどうか、また、今言われますように、表記の問題もありますので、財政の方とも考えまして、今後は、ここに転記していきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 農林振興課長の方は、今月中ということでございましたから、私が今度、選挙に通って出れば、また再度聞かせていただきたいと思うんですが、どうも4月が改選時期でございますから、なかなか私も自信がございませんので、その時、聞けるか聞けないかわからない。もし、落ちていたら、公開質問状でも出させていただいて、担当者の方に明確な答弁をいただくようにやりにゃいかんのかなというふうに思っております。

ただ、財政は、今、執行部の中で、それぞれハード事業、継続事業、負担事業、持っておられる中で、しぼる側ですから、あなた達はされる側、大変、直接町民の方、受益者の方と対応して、なかなか断りにくいところもある、しかしながら、やっぱりその自治体の現状というものは、正確に受益者、住民の方達に知らせていかなければならないと思います。

でないと、ご覧のとおり、地方交付税は減ってきておるわけで、税収も減ってきておるわけですね。もう県だって、国の補助金に対して、県がじゃあ、お手盛りで少し県からも差上げましょうとか、付けましょうとかという時代でもなくなってきているようです。ですからこそ、やっぱり町が単独でやっていくためには、町民の方をリスクを負うと、そして、ある程度の自分達の負担精神をやっぱり兼ね備えていただかないことには、町自体が私は立っていかなくなってしまう気がいたします。すべて町がしてしまうのではなくて、自分達もそれなりの労力なり、知恵を出していただいて、安く上がるような方法で、町の維持管理費、要するに、経常的経費あたりを下げてくるような工夫も町民の方達に納得できるように、あなた達は説明をしていかなければならないと思うんですね。

それでないと、やはり、今後、本当に必要な事業をする際に、財政調整基金がなかったりしたら、もし、今年の7月か8月ぐらいに大雨が降って、どこかの地域が道路が流されて、どこかの地域が孤立してしまった、どうでもこうでもすぐにしてしまわなければならないというような時に、やはり、国に丸がけ、お願いしますと言っても、そうは簡単にいかない場合があると思います。その際に、臨時的に、やっぱり財政調整基金があつてよかったなということを考えなければならない時期が来ると思うんですね。

そうなる、財政調整基金を安易に崩すんじゃなくして、それを一般会計の中に組み入れるんじゃなくして、それはそれとして、ちゃんとその時のためにとっておいて、そして、一般会計の中で、他の事業については、皆さん方が努力をして、抑えられるところは抑えて、そして、効果を今まで以上に出すような方法を、知恵を出し合って、やっていかんことには、私は高森町の財政は将来的には破綻をしてしまうんじゃないかなと思っておりますが、町長が、私も町内あちこち回ったりすると、町長の名刺を見させていただいております。マニフェストが出ているんですね。その中で、よく見なかったんですが、いろいろ書いてありました。あなたの顔を見た途端に、これ、昔の顔じゃないかと思いついて見たものですから、ついついすぐ直しますので、中の字までよく見ませんでしたが、町長をやる気まんまんで、いろいろ書いてあるんですが、このような財政の中で、あなたは、高森町の今後の運営について、厳しいんですよね。いろいろ書いてある住民の要望にできると思いますか。お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変、今、おっしゃいましたように、財政は三位一体改革、地方にとりましては、本当に厳しいものがあるということでございまして、いろいろとマニフェストと言いますが、現在、次の月にできるものということで、皆さん方にお知らせし、また、それを信用していただくということで、今、マニフェストというのをつくったものでございます。

何と言いましても、今、いつも言いますように、やっぱり自分の財政確保、自主財源確保と言いますか、それが一番大事な、私に与えられた基本的なものであろうと思っておりますし、それをもとにして、トップセールスをやろうということで、いろんなところに顔を出しながら、何が一番我が町にふさわしいのか、皆さんがお待ちになっているかということ、今やっている最中でもございます。

なかなか、この一般的地方との格差がございまして、なかなか地方にとっても今、厳しい状況でございまして、いろんなチャンスを見つけながら、今回は、1つの財政探しのあたりは、皆様方にまたご報告はいつているかどうかわかりませんが、青山製作所さんの方も、今、約2,500平米規模の、今の倍ぐらいの規模で、今回、工場を来年の9月いっぱいにする、そのような財政探しに奮闘をいたしているところでもございます。

今、いろんな財政面、財調等の問題もたくさん出ておりますが、今度の予算を見ましても、町債等につきましても、1億7,500ぐらいを借入すると、返すのを



8億2,000万円戻さないといけない。22、3%も公債費率が上がったとか、本当に頭の痛い、一番いい時にお金を借り、一番苦しい時にお金を戻すような、そういう状況が、今、続いているところでございます。

当初、申しましたように、ここ、来年、再来年ぐらいまでが一番ピークということで、ここ何とか乗り切り、また、乗り切る間に自主財源探しをやろうと、一番早い道は、企業誘致とか、雇用の場を広げていく、企業誘致することにおいて、雇用の促進を図る、若い方々に定住していただく、いろんな方策を今、練っているところでもございます。

今、右から左に、これというお金の出し方がございませんけども、るる、鋭意努力をいたしているところでございますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） いろいろと工夫はされておるようでございますが、今回の骨格予算を見ればわかるわけですね。今回の骨格予算は、最大限、今、可能性がある予算を掘り起こして、それを歳入にして、歳出を出したわけですね。その歳出を出したんだけど、足りなかったから、結果的には、財政調整基金を繰り入れてやったということなんですね。財政調整基金まで崩さなかったならば、まだ、この骨格予算の中では、決められた歳入予算の中で賄うことが可能だったんだろうなというふうに解釈はできるんですが、最初の骨格予算の段階から、財政調整基金を壊さなければならなかったということになってくると、じゃあ、今度の4月の改選後に、新たな顔ぶれ、新たな課になってやる際に、じゃあ、本予算を組むと言っても、結果、本予算と骨格予算は変わらなくなってしまうんじゃないかなと、変わらないでなければならぬんじゃないかというように、私は思います。

もし、いろいろと言われておることを実際に実行しようとするのであったり、今までやっておる工事を継続しようということ、予定どおりに5年計画の道路を5年でやろうと思ったり、新たに要求があった分を組み入れて、それを予算にしたりしようとする、もう要するに、地方交付税だって伸びるし、要するに、可能な金額である程度出しておるわけですし、もうありとあらゆるところから最初の段階で、これだけ集めてあるわけですから、もう6月の今度の議会があった時に、本予算出す時には、もう入ってくる余地がそうはないと思うんですね。税源がないんだから。もう町税あたりだって、5億1,000万円も組んであるわけですから、どこから持ってくるかわからないわけですね。持ってくるのがないわけですから。

そうなる、やっぱり6月の今度の次回の議会では、地方債に頼らざるを得ないわけで、今回、1億7,000万円、1億8,000万円程度の起債が、地方債が起こされておるんだけど、実質、次回あたりに、本予算を組む際には、すべてが地方債、歳入の項目は、地方債4億円で、歳出4億円の補正になってしまうのかなというふうに、私は考えます。

ですから、町長が言われるように、新たな財源を探していかなければならないということは、私も理解しております。で、高森町に刑務所誘致、いろいろありました。それに企業誘致をされているところ、青山さん、伊沢さん、それぞれ工場を拡張をされました。トリックスさんもされています。それぞれ将来に熱い夢を持たれて、工場の拡張をされていらっしゃるわけですね。今度、今、青山さんの話もされました。ただ、あの方達が企業の方達が誘致された方達が工場を増設されていくのはわかるんです。しかし、その増設する先に、あなた達が何を望んでおるかということを知っていると思うんですが、それについて、それをクリアせんことには、もうしかしたならば、今、高森町に入っておる4つの企業は、長くはこちらの方に投資はしていただけないんじゃないかなと、私は思います。伊沢さんだって、前から言われているとおり、光通信の整備を進めてくださいと言われていたんです。それにも応えもしない。それに、青山さんだって、電気塗装、メッキについてのご相談もあっているんです。要するに、今は24時間体制で製品を柳川さんの方に持って行って、完成品にさせるというような、使わなくてもいい運送費を使われている。それを近くでそういうことができるならば、近くでできると、その分、経費も下がるから、工場の利益も上がる。そうすると、法人税も上がってくるということで、自治体のことも考えていらっしゃるんですが、なかなか、負の部分には、リスクの部分にはどなた達も手を付けようとしないで、メリットのところだけを皆が表に出して、こういうのがあるから、こういうのがあるからと言って言うんです。

しかしながら、現実には、やっぱりどうやってお金を町が集めるか、税金を上げるかということを考えないと、自分で税金を上げないと、これだけ厳しい世の中で、高森町は高齢化が進んでおるし、今回も出ているように、後期高齢者医療と言って、新たな事業まで入ってきて、もう現在、特別会計、国民健康保険、介護保険、老人医療、今度の後期高齢者医療まで含めると、そちらの方に一般会計から繰り入れるのは約3億円ほど繰り入れなければならないような状況、それに、広域行政事務組合にも約3億円ほど入れなければならない。そして、公債費として、今度は8

億円も、今まで借りた借金を戻さなければならないと言われている。そして、職員を、今回、90何名に減らすと言われるけれども、約10億円程度ぐらいの経常的経費、要するに、人件的経費が必要になってくる。した時に、地方交付税が19億円しかないし、町税が5億1,000万円しかないし、そんなことになってきた時には、どうしてもこうしても、これは、町に対して、町民に対しての住民サービスは、私はかなり厳しい状況に陥ってくると思うんですね。そうなった時に、好き嫌いを言わずして、やはり、町はいかに税収を上げるか、町の住民サービスを進めるためには、町はリスクも背負いますよと、そういう説明も私達はしていきますよというぐらいでないと、逃げるところは逃げて、攻めるところだけ攻めていたんでは、いいところだけ取ろうと思っても、私達は、この高森町ではなかなかそういうことはできないと思うんですね。その辺について、町長さんが、今度、本当に攻めの姿勢で、町税を確保するために、地方交付税だけじゃなくして、町税を上げるために、努力するか、合うところにはちゃんと、企業とか、いろんな施設を入れてくる、そして、企業が困っていたら、ちゃんとそのほしいものについて、自分も時間を惜しまず、努力して、それが可能になるように協力をできるのか、青山さんだっ、今年だったですかね、15周年記念で寄附をしていただいた。そういうふうに、自治体のことを一生懸命考えていらっしゃるのに、それに対して、うちはただ、土地を世話やくだけだったり、その程度だったら、企業だっ、途中から私は熱が冷めるような気がするんですが、そのあたりについて、町長さんは、今後、どのように対応していかれるのか、今、入ってこようとする企業もありますよ。いろいろと地域では問題が起きているけれども、どのように応えようとするのか、そのあたりについて、町長さんのお気持ちを、よろしく熱く語ってください。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） お金をもらうだけの計画ではなく、それだけのリスクも、当然、収入を得るから、それだけのリスクもあるんですよということだろうと思います。

先ほど、青山製作所さんのお話を申し上げましたが、青山製作所の方、なるべくじゃなくて、是非、高森町で全体的な製品を仕上げたいと、そういう申し入れがあっ、ございます。当然、青山さんの方からびしゃっとした申請等が上がってくれば、議会の先生方にもご相談を申し上げ、高森町でちゃんとした製品ができるような、そのような方向性を見つけ、それに対して、私どもが精一杯、町挙げて応援いたしますというふうな感じはなっております。これが、今の現状でございます。

今のところは、何ら内容について上がってきておりませんから、ちょっとお話しにくうございますということです。

それと、いろんな今おっしゃいましたように、各企業、いろんなお話があっただけでございます。この誘致企業というのは、なかなか進出企業というのは、なかなか分けるといえるのは難しゅうございますが、私どもにとりましても、進出してお出でになる企業であれ、誘致企業であれ、私どもの町に来ていただいて、活性化の働き、また、私どもの町でお願いができる、また、環境、いろんな諸問題を考えた結果が、素晴らしいものであれば、当然、私どもも応援をしながら、側面からでも応援すべきだろうと、話を聞く中にも、なかなか賛成、反対が地域的に起こったり、高森町いっぱい反対の看板が立ったりとか、なかなか、お互いに両賛成、反対の論議がございます。やはり、私、町を預かる者として、進めていく以上は、やはり、できるものなら、お互い話し合っただけ、そして、両方で一緒に賛成してあるのが一番ベターなやり方でございますけれども、やはり、反対があるということになれば、どうしても、その反対の方々が理解ができるように、賛成を得るような努力をした後でなからんことには、進出企業を持ってくるといえるのは、なかなか難しいものがあるだろうと、まして、今、この時代が特別、いろんな、今ありますように、1つの温暖化、また、1つ、環境諸問題がいっぱい重なってきている中で、いろんな諸問題があるということです。

進出する企業だからだめ、誘致をお願いする企業だからいいということじゃなくて、地域の反対、賛成がなくて、お互い納得ができるものであれば、十分、今後、町の方からも、側面からも応援していくべきだろうと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 光ケーブルの件につきましては、県の企業誘致課等につきましても、やはり、こういった地域だからこそ、特に、ソフトの村の件も含めて、早急に対策をとということで、要望はしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

2、3、お伺いしたいと思います。

もちろん、財源が少ないということで、自主財源の確保という点で質問をさせていただきますけれども、以前も議会で申し上げましたけれども、固定資産税の見直しと

言いますか、再調査、この部分について、お伺いしたいと思いますけども、システム上、どうなっているかという部分をまず、ご説明していただきたいんですけども、やはり、建物を建てられたりした中で、1、2年、あるいは5、6年、10年と経つ中で、新築されている家、あるいは、増築されている家、いろいろございますけども、あくまで、申告に基づく課税という部分もございますし、見逃されている、特に、別荘あたりでは、見逃されている建物もあろうかと思えますけども、そのあたりの調査について、基本的に、根本的な部分として、調査を入れて、固定資産税の公平性を保つためにも、調査していただいた上で、評価していただけるなと思いますので、そのあたりについて、答弁を願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 固定資産税につきましては、家屋等の新築等につきましては、駐在員を通して、年に1回ですか、一応、自主申告、そういった形でやっております。それに基づいて、こちらから調査を行っておるわけでございます。

それと、あとは、職員あたりで見かけられて、そこに家が建っているとかいうような情報をつかんだ時には、そういった形で調査はしております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 基準という部分については、何か、情報としてございませんでしょうか。固定資産税の評価するに当たって、調査を自治体としてしなさいという部分ですね。何年に1回は調査を入れてくださいよという部分については、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 大変申し訳ございませんが、その点につきましては、まだ、私の方も勉強不足でそこまで詳しいことはわかりませんが、お答えできません。大変申し訳ございません。

それと、1回、担当の方と今年の予算の段階でも、全棟調査を1回してみようじゃないかというような形で、これはまた、私達の職員ではできない部分がありますので、これもあくまで、外注というような形になりますものですから、その見積もりをとって見ましたけれども、これもちょっとまた、単年度でできるような金額ではございませんので、ここあたりはまた、順次、財政あたりと協議しながら、進めていかなければならないと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 僕は、自分のメモ用紙があれば、今日、持ってきていないんで、それにきちんと書いてあるんですけども、固定資産税の評価については、自治体としてきちっとやりなさいという部分があると思います。

それと、調査費に関しましては、やはり、当初予算の中できちっと組んでいただいて、向こう何十年にわたって、あるいは、10年ないし長期にわたって課税するものでございますので、これは、あくまで、よその町村に聞いた評価ですけども、大体年度予算で2,000万円組めば、3年かければ、ゆっくりペーするぐらいの固定資産の税収の見込みになるという部分がございます。

したがいまして、高森町においても、やはりせつかく、執行部の方からそういった調査費、つくって、きちっとした税の徴収を図りたいということであれば、やはり、この部分に関しては、僕は、固定資産税の調査員を入れての課税の見直しをすべきであろうというふうに考えておりますので、そのあたりについての答弁をひとつお願いしたいと思います。

それと、指定管理者制度、町内にごございます交流センターにおいても、本年度4月から指定管理者へ移行するというふうなお話がもう2年ぐらい前からずっとありましたが、今年4月からどうなるのかという部分、合わせて、湧水トンネル公園についても指定管理者制度へ向けて進んでいくという最初の計画でございましたので、そのあたりについて、合わせて、ご答弁願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、税の固定資産税と地域の町に対する固定資産税関係の話でございました。この税と申しますのは、言うまでもなく、公正公平でなくてはならないと、これは当たり前のごとでございますが、やはり、地域において、地域的によそからおいでになったりとか、いろんな方々、諸問題があるのも現実でございますし、そこは、逐一、気を付けまして、先ほど、今、税務課長が申しましたが、駐在員だけでなく、不動産の方々、土地を売却された方、土地をお世話された方々とも密接な連絡を取り合いながら、教えていただくということはやっておるところでございます。

税について、この家がかかって、この家はかかっていないということは、私もわかりませんが、今、申しましたように、できる限り、公正公平を保ちながら、そういうことがないように、今度も努めてまいりますし、また、今、おっしゃいましたように、年に2,000万円ほどかけますと、3年では6,000万円かけるとか、それ以上の税の見直しがあつて、もとがとれるんじゃないかというようなお話

であったかと思いますが、今後も十分、予算等もよく配慮しながら、進めてまいろうと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 指定管理者の指定について、ちょっと資料を持ってきておりませんが、現在、60数施設の町営施設がございます。それで、昨年8月に直営施設検討委員会、庁内委員で組織しております直営施設検討委員会を定めております。

その直営施設検討計画の中で、いろいろな施設のそれぞれの指定管理者の取り組み方を検討して、まとめております。ちょっと、今日、資料を持ってきておりませんが、交流センターについては、今年の4月から一応、指定管理者として検討するというふうにしては、まだ、1年間の支出の状況も終わっておりませんが、また、観光協会とかの打ち合わせも、今後、進めていきたいというふうに思っておりますので、19年度中に持っていきたいというふうを考えております。

それから、あと、湧水トンネル公園とか、その辺につきましては、計画の中ですが、まだ、諸問題が解決していないところもありますので、その辺を解決した上で、徐々に指定管理者制度に持っていきたいというふうに計画されております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時18分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第23 議案第18号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第23 議案第18号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 議案第18号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算について、説明申し上げます。

予算総額、歳入歳出それぞれ10億4,065万7,000円を計上いたしました。前年当初比から見ますと、3.4%の増となっております。

まず、7ページの歳入総括表の方で説明いたしたいと思います。

健康保険税において、前年比2.5%の減、3の国庫支出金におきまして0.25%の減となっております。4の療養給付費等交付金において、前年比2.54%の減、6の共同事業交付金については、前年度比較いたしますと、当初予算950万円に対して、本年度7,050万円の約7.4倍となっておりますが、これにつきましては、18年度途中において、制度の改正、及び事業の新設に伴うものでありまして、18年度の決算見込額と比較しますと、8.5%の減となります。8の繰入金につきましては、前年比1.8%の減、9の繰越金においては、前年比15.5%の減となっております。

次に、8ページの歳出の方で説明申し上げます。

2の保険給付費においては、前年比0.27%の増、3の老人保健拠出金においては、前年比15%の減、4の介護納付金においては、前年比4.1%の増、5の共同事業拠出金においては、前年比を見ますと4.1倍となっておりますが、歳入で申し上げましたように、制度改正及び事業新設に伴うもので、18年度の決算見込額と比較いたしますと5.4%の増となります。6の保健事業費につきましては、前年比13.1%の増、10の予備費につきましては、前年度14万9,000円に対し、本年度353万1,000円を計上いたしました。

以上が、今回の当初予算の内容でございます。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。



○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

15ページに弁償金が1,000円入っているんですが、ある程度、予定はわかると思うんですが、以前の不祥事における損害金ですね、その弁償金、組み入れる、最初から予算の中に入れるのもなかなか難しかったと思うんですけども、弁償金を徴収していく上においては、ある程度、昨年の実績あたりも踏まえてから、のせるべきのような気がいたしますけれども、そのあたりについての取り扱い、今回、15ページにある諸収入の弁償金1,000円でよかったのでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 弁償金については、最終補正の段階で調整しておりますので、当初は、存目的に1,000円という形で計上しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 最終補正で調整するのはわかるんですが、やっぱり被害額というのは、大体はっきりしているわけですね。予算の組み立て上、最初から収入の欄にあんまりそういう金額を大きく載せると、いろいろな国とか県とかの方からの予算の組み入れ上、問題点が生じてくると思うんですけども、ただ、実績はあるわけですね。そうなってくると、ある程度の実績は載せておかないと、私はいかんような気がするわけなんですけど、わかりますか。この弁償金、どなたの弁償金か。あなた、あとから来ているからわからんかもしれんですね、税務課長さん。隣の方に聞けばよくわかると思うんですが、存目1,000円じゃなくして、ある程度の金額を載せておかないといけないんじゃないですかと私は言っているんですが、いかがです。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） ちょっとそれにつきましても、今、おっしゃられましたように、まだ勉強不足な点がありまして、大変申し訳ございませんが、一般会計の方の企画財政係長あたりと相談して、どういったふうに対応した方がいいかを検討させていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 野中議員の時も勉強不足でございましたと言われまして、今回もまた勉強不足で解決されますが、総務課長さん、よろしく願います。あなたは勉強しているでしょう。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） なぜかしら、弁済金の追求の方は、総務課長がするんだというふうな認識を皆さん、されているようでございます。私は、特別会計ですので、当然、その方達も協力していただけるものだというふうに考えております。

昨年度の実績は、年間12万円でした。今年18年度につきましても、10万円ほど徴収をいたしております。私も1万円と約束した以上は、必ず12万円までは持っていくつもりでございます。私ができるのは、そこまででございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、言われたとおり、総務課長から月1万円と言われているんですね。それ、約束されていると言うのであるならば、1,000円じゃなくて12万円と書くべきじゃなかったかなと、私は思うんですよ。1,000円というなら、もうとれたしこでいいじゃないかという気持ちだと思えます。ですから、そこあたりの感覚が違えます。総務課長は1万円と約束している以上は、1万円はどうでんこうでん取るぞと言うんですよ。やっぱり担当課は、それはちゃんと信用して、弁済金は12万円なら12万円と、1月1万円と書くべきじゃないかなと私は思うんだけど、勉強不足だから書けなかったのかなとも思うんですが、いつ異動できたつかい。12月か。もう3月ですから、いい加減に覚えないと、適材適所じゃにやあつかと片づけて、今度は町長の方に、私は質問させていただくような結果になるんだけど、その辺はいかがですか、税務課長さん。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 今、13番議員さんのおっしゃられましたように、確かに、私の方の勉強不足です。それ以外にはございません。先ほど言いましたように、毎月1万円返済ということが約束されておるということであれば、そういった形で次回から計上したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 国会とか何かじゃないから、あなたの答弁の最後を私はとらえて言いたくはないんですよ。でも、国民健康保険税、どんどん膨れてきて、最高額も上がって、介護保険料まで一緒に合算して、徴収するようになって、町民の方達は、国民健康保険料も含めて、社会保障費の負担増というのをひしひしと肩に感じてきているわけですね。

税務課長が、そのようだからとか、勉強不足だからとかという形の答弁というのは、極力避けていただかないと、当初予算をつくる時点で、ある程度の自信を持つ

て、そういう質問がないような形で、事前に協議をして、こういうふうな予算は出していたかかないと、誰も楽して、健康保険税を納めている方はいらっしやらないわけですね。これは、国民健康保険税は翌年払いなんですよね。要するに、18年の所得が確定して、それに対して、19年の国民健康保険税が皆さんにかかってくるわけですよ。その年も昨年どおりの所得があるかどうかわからないわけです。その中でやりくりしながら、国民健康保険税を8期に分けて納めていくわけですよ。だからこそ、そういうふうな会計を扱う課の責任者は、ちゃんと住民に対して、説明ができるように、勉強はしておく義務があるわけですね。ですから、総務課長が言われたとおり、1月1万円約束していると、12万円、どうでもこうでも、僕は取りますよというふうに力強い言葉を言われたんです。それは、1億円解消してしまうためには、それは気の遠くなるような長さかもしれませんが、どこかでもしかしたら、どっと入る恐れもあると思いますよ。しかしながら、現在、負わされた責務として、総務課長はそういうふうと言われたんです。しかし、税務課長は、そうだとしたらとかというように感じでおると、何か、役場の中はもうその関係の事件自体が薄れてしまったような認識が私達に取られるわけですね。やっぱり当時、住民に多大な被害を負わせておるのは事実なんだから、それについては、次に来た職員はちゃんとそれについての認識は踏まえておかんと、そういうふうな甘い考えでやっていたのでは、私は、住民が国民健康保険税を滞納しても、私達は請求はできないと思う。あなたが、税務課長に就任する際に、言ったでしょう。「ちゃんと徴収を責任持ってします」と、督促じゃないけれども、要するに、遅れている方達に対してもどんどん徴収しますよと、徴収するのは、いいんだけど、徴収するならするだけ、ちゃんと自分達が持っている責任というものは、ちゃんとしてもらわないと、住民から逆につかれた時には答えようがなくなりますよ。だからこそ、税務課長さんに、こういうところはちゃんとしなさいと言っているわけですから、やっぱり総務課長さん、あなたが汗を流しているのは、税務課長、わかっていなかったということです。だから、その辺は、ちゃんと庁舎内で調整をしていただけるように、町長が一番トップですから、最終的にはやっぱりいかなければしょうがなかったですね。町長さん、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も今、思い出したという失礼でございますが、弁償金という事で、なるほど、今、これ、本来であれば、税務の方の担当が一番きちっとした目的のところが一番だろうかと思いましたが、今現在は、私なりましてか

ら、ずっと総務課の方で本人と対応しながら、毎月来ていただいております。なかなか総務課長さんは、説得力があります。私も相手の家庭を思いやる、そのようなこと、悪いことをした人に必要ない部分もあろうかと思いますが、精一杯、取れるというよりも、本人の気持ち、また、家族の気持ちも考えながら、できる限り、納めていただくように、今頑張っているところですので、まだまだ大変な時間がかかると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第19号 平成19年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第24 議案第19号、平成19年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 議案第19号で提案いたしました平成19年度高森町老人保健特別会計予算について、説明申し上げます。

予算総額歳入歳出それぞれ11億1,090万円を計上いたしました。前年比0.57%の増となっております。

まず、歳入の方につきまして、5ページの総括表の方で説明いたします。

1の支払基金交付金においては、前年比3.7%の減額予算であります。2の国庫支出金においては、前年比5.4%の増となりました。3の県支出金においては、前年比5.4%の増、4の繰入金においては、前年比5.3%の増、5の繰越金につきましては、本年度1,000円、6の諸収入につきましては7,000円を計上させていただきました。

次に、6ページの歳出について、説明いたします。

1の医療諸費においては、0.34%の増、2の諸支出金においては、前年度8,000円に対し、本年度250万4,000円となっております。これは、一般会

計繰入金の実績に基づきまして、翌年度精算、一般会計へまた返納、繰出という形になっております関係上、こういった予算になっております。3の予備費で4,000円を計上いたしました。

老人医療につきましては、以上の当初予算の内容でございます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

社会保障費と一緒になんですが、これ、老人保健についても、一番最初、介護保険ができた時に、少しずつ下がってくるんじゃないかなとか、いろいろ期待感があったわけですが、ところが、大きなものがまた増えたというような感じになってきつつあります。非常に金額が高齢化が進んでおる中において、どんどん膨れておるといのが現状ですが、以前、前の税務課長さんの時にも言っていたんですが、国民健康保険診療をされる方と老人医療を使われる方達との違いはないと思うんですが、年齢は違うと思うんですけれども、医療についての医療サービス、医療についての処方についての違いはそうはないと思うんですが、ただ、前言っていたのは、調剤費、薬剤費ですね、今、テレビでもどんどんどんどんコマーシャルしているジェネレクト医薬品、要するに、特許の切れたやつ、効果は一緒なんですよと言われるやつについて、話を聞いてみると、この町内の病院あたり、あまり使われていないというふうな話を聞きます。私が以前、自動車保険の示談の仕事をやっていた時に、症状が固定するか、病気だったり、いろんな神経痛だったり、外科的な病気だったりした時に、それが完璧に完治するということであるか、それとも、病気と今から先ずっと一緒に生活をしていくのか、それとも、病気が他の病気変わっていくのか、他の所にどんどん移っていくのか、そういうのを止めるのか、その作用によって、もしかしたら、薬の投薬の方法も変わってくるんじゃないかなというふうな話をしたことがあるんですね。

要は、命に別状なかったり、命に別状あったにしてもなんですが、効果効能が一緒であるならば、特許の切れたジェネレクト医薬品でも僕は別に問題はないんじゃないかなと。一生懸命テレビでもそう言っていますよね。要するに、ガン治療薬だったりすると、命に関わるから、早くその症状を抑えなければならない、完治させなければならない。だから、やっぱり精神的に研究の進んだものを高い薬を使って、どんどんガン細胞を壊していったり、他の遺伝子治療でとかというふうな方法

でやっていくから上がってくると思うんですが。ただ、もう仲良くやっていってくださいよというような診断であるような病気については、もう今から先は、ジェネレクト医薬品というのを使ってもいいと思うんです。

ところが、患者からお医者さんにそういう問い合わせがあれば、お医者さんはそういうのを投薬しますよとか言われるし、薬局の方でそう言われてくださいとかいわれるんですが、患者は言えないんですね、なかなか。お医者さんとか薬局には。「すみません、ジェネレクトにしてください」とか言う人達は滅多にいない。顔なじみなんですから。そこあたりで、やっぱりそういうふうなジェネレクト医薬品の啓発活動というのを病院自体がやっていかないといけないような気がするんですが、これだけ、老人医療費上がってくると、そういうふうにして、薬剤費からでも少しずつでも抑えていくような工夫をしなければならないんですが、そのあたりの協議、どの程度進んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 甲斐末久君。

○税務課長（甲斐末久君） 13番議員さんの質問に対してでございますが、これも本当に誠に申し訳ございません。もう私としては、先ほど、お叱りを受けましたけれども、勉強不足という以外に、そこまでタッチして、タッチといいますか、内容について、まだ理解しておりませんので、申し訳ございませんが、ご返答することができません。お断り申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 勉強不足と言われれば、私も次の質問をしようがないんですけども、庁舎内に行くと、各担当の課のところにはモニターがありまして、今日の議会の内容もモニターで庁舎内全部放送をされております。当時、二子石衛税務課長さん時代にもそういうお話をしたと思いますし、確か、岩下光広さん自体にもそういう話をしたような経過もあったような気がするんですけども、それは、かなり昔のことですから、わかりませんが、やはり、自分がその課に来たならば、職務を全うするということは、確かにその課のトップとしての役目であると思いますから、よろしいんですが、ただ、これだけ先ほどから言っているように、当初予算の時にも言ったように、財政が逼迫してきた中において、どのようにして、他の事業に影響を与えないように、自分達が考えていくかということだと思っただけなんです。各担当の課長さん達が。要求されたものだけを、上から来たものだけをどんどん伝票を回して印鑑を押して流すんじゃなくして、やはり、昨年と比べたら大きくなったな、昨年と比べたなら少し金額が太うなったねとか、収入が減ったなとかという

悩みを、これは財政課だけが持つんじゃないかと、各担当の課長さんが持っていたかかないことには、これは、とてもじゃないけれども、行財政改革、行財政改革と言っても、これは、できんのじゃないですか。このような答弁が、未だかつてありよるといふことは。地方交付税が減ってきているのはわかる。税収が減っているのはわかる。実際、特別会計だって、一般会計当初予算、町の会計の中から繰り入れする金額だってあるんですから、そうなってくると、やはり自分達の仕事がいかに町の総財的な予算の中に反映されてくるのかという自覚を持っていただかんと、私は、この予算を絞るのが、財政課だけだと思ってもらっちゃ、大きな間違いだと思うんです。みんなが予算を絞る工夫をしてもらわんことには、これは、とてもじゃないけれども、財政改革、行財政改革なんていうのは、私はできんような気がするんですが、勉強不足で片づけられてしまえばしかたないんですけれども、そのあたりの認識は、総務課長、いかがですか。行財政改革中心でやってこられた。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 一昨年も職員の意識改革ということで、2度ほど、私達講師になりまして、研修をやっております。18年度も1回行っております。機構改革等もこうあるんだ、財政的にもこうなるんだというようなことまで含めまして、全職員あてに研修をしてきたところであります。私達の意図が職員の方に伝わらなかったとすれば、それは当然、私の話し方が悪かったか、講習の仕方が悪かったか、今後、考えさせられるところであります。とにかく、このようなことになりましたことに、この場を借りまして、お断りを申し上げたいと思います。私達も残念でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。

僕は、16年間、議員をやってきました。そして、みんなと一緒に財政をどうするか、どうするかと、職員のみならず一生懸命知恵を出してきたんです。私も考えてきました。

地方交付税が、三位一体改革、そして、地方改革、それぞれ国が進めていく中において減ってくる、それがわかってきた。そして、勝ち組と負け組という言葉が出てきて、都市、企業が活性化しているところは、当然、税収が上がってきているから、地方交付税頼らない、どんどん自主財源でやっていくというふうな、そういうふうな、自治体同士も格差が出てきたんです。そして、その被害者ないんですけれども、一番矢面に立ったのが、こういう高齢化が進む過疎地の地方における高森

町なんですね。

だからこそ、どうやって、この財政を立て直していくのか、財政が破綻しないようにやっていくのか、そして、みんなが一生懸命努力してきたんですよ。行財政改革という目的を一つ頭の上に置いて、総務課長を中心にやってきたんですよ。総務課長だって、人から嫌われることは言いたくないと思う。財政課長だって、人から嫌われるようなことはしたくないと思うんですよ。あれば、どんどん予算はどうぞ、どうぞって、昔みたいに1億円の創生資金が来た時にみたいにやりたいと思うんですよ。でも、そういうやるお金がないんだもん。だから、どうにかこうにか、住民サービス、必要な経費だけは確保して、その上に、やっぱりいろんな事業もやっていかなければならないからということで、やりくりしてやっているんです。右側の人達は一生懸命工夫してやっているんです。ところが、事業家の人達がそういう気持ちがなかったら、行財政改革なんていうのはできませんよ、おそらく。自分達もやっぱり自分が管轄する課の歳出予算をどうやったら、削減できるのかという認識を持ってもらわんと、ただ、財政が予算を絞ってきたからできんごとなりましたとか、総務課長が許可せんけん、できんごとなりましたとか、そういう形で逃げてもらっちゃ困りますよ。自分達がそれに対して、ちゃんとできるようにしていかなくっちゃ、言われなくても、総務課長とか財政課長から「ありがとう」と言われるような、その課の運営というものをやっていただかなくっちゃ、今度は、課設置条例可決されたなら、まだ、仕事が増えるんですよ、課長は。私は、大変だと思うんですけども、そのあたりについては、町長がそのトップですから、職員の教育について、職員に負担を、要するに、総務課長とか、今度、副町長ができるんだけれども、その方達に負担を負わせてからまでそういうふうにするのか、やっぱり自分が先頭式を取って、やろうという意気込みがあるのか、お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員さんの質問というか、なるほど、多かれも本当だと思っております。

今、総務課長が申しましたように、意識改革、いつも気を緩めることなく、その課のトップとしての努めをなささいということ、機会があるごとく、申し上げているところでございますけども、そこがよく私達の言葉が通じていなかったのではなからうかなと、私自身も反省をいたしております。

いろいろと薬品関係、本来であれば、このジェネレクト医薬品というのは、私も何回かお聞きしたことがあります、特許といいますか、期間が切れて、すごく安



く入ると、利用できる、全く効能は変わらないということであろうかと思っております。

これは、やはり、私どもの行政、いろんな医療機関等も委員会とかできておりますから、機会があるごとに、是非、その委員会を通じて、健康保険、利用者の方、お医者の方がおられますから、そういうのも含めまして、今後も医療と病院の方に関しましても、また、薬局等に関しましても、機会あるごとにこういう話も今から進めてまいろうと思っております。

本当の意味で、これから、今までの老人の方々に、先ほど申しましたように、ガンとかがある病気なら、本当に素早く対応しなくてはならない部分があるかと思いますが、やはり、どうしても慢性化したりしてくると、どうしても、慢性化したりしてくると、どうしても、それほどの薬じゃなくてもいいんじゃないかというふうになるかと思えます。今後とも、医療機関の方々とも十分話し合いをしながら、今後のこの医療体制を進めてまいろうと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第25 議案第20号 平成19年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第25 議案第20号、平成19年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第20号で提案いたしました平成19年度高森町介護保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

歳入の主なもの、第1号被保険者保険料の9,245万1,000円、国庫支出金で、介護給付費負担金の9,839万6,000円、調整交付金の3,118万3,000円、また、第2号被保険者保険料として、支払基金より交付金として1億

7,576万4,000円が、県より負担金や補助金として8,734万4,000円、また、一般会計より給付費や事務費として8,357万1,000円を計上し、合わせて財政安定化基金より1,130万7,000円の借り入れを見込んでおります。

歳出では、管理費や調整費につきましては、経常経費を、認定審査会費では、主治医の意見書作成費用を、また、阿蘇広域事務組合に審査事務の負担金を計上いたしております。支払の大部分を占める保険給付費につきましては、19ページの説明欄に記載しております内容で、5億1,636万円を計上させていただいております。

また、特定老人対策事業である介護予防サービス等諸費は、昨年度の対象者が予想より少なかったことから、1,982万円を、高額介護サービス等費に840万円、低所得の施設入所者に補助する特定入所者介護サービス等費に2,160万円、要支援要介護に移行しないように、予防する介護予防事業に571万2,000円を計上いたしております。

また、直営で運営いたしております地域包括支援センターの運営費として642万8,000円を、諸支出金は、償還金を含む549万1,000円を計上いたしました他、繰出金を200万円、住宅改修費の貸付金として60万円を計上させていただいております。

以上、ご提案させていただきました案件につき、慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

直接関係ある質問ではございませんけれども、本年度、19年度6月以降、機構改革伴いまして、老人保健、介護保険、国保関係が一括して、同じ課で仕事を進めていくという形になると思いますけれども、一つは、一つになって仕事を進める上での豊富といいますか、利点、どういったことが事業展開の中で利点として、住民の皆様には良かったねというふうに評価ができるような体制づくりができるかという点について、福祉課長の方からお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 当然、移行しました後で、どういう効果が出てくるのか検証しなければいけないんですが、先ほど、お話が、13番議員さんの方からご

質問がございましたように、本来、介護保険ができた時点で、老人医療費が下がるのかなという、私達もそういう感じを持っておりましたが、ご存じのように、屋上屋を重ねるようなことになっておまして、ほとんど下がっていないとか、そのまま上積みをされているような状況でございます。これが少しでも、改正されればいいなと思います。

現状でも、私どもの保健推進係の方で、健康保険の方に行きまして、レセプト点検をしながら、例えば、二重、三重の診療をされている方とか、いろんな方がいらっしゃいます。そういうものについても指導をしているところですが、もうちょっときめ細やかに、そういう指導ができるような体制になるのかなという感じはいたしております。

それと、もう1点は、保健師がただいま、保健推進の方で2名で動いておりますが、介護保険の方に1人保健師がおります。これらも一体となって、もう少し、効率よく動くことができるようになればいいなというふうには感じております。これは、なったあとで、いろいろ内部と協議を重ねながら、効率よく活動させるような体制をとっていったらというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

特に、国保関係なんかは、国の補助事業等が結構いい事業の補助率がございます。そういった中で、今後、そういった部分、高齢化に伴います福祉関係の方の事業の展開をする上で、より良い効果が得られるかと思っておりますので、再度、どういった部分とか、具体的に住民の皆さんが役場の中の課の編成があったが、自分達にとっては、あんまりメリットがないじゃ、これもちょっと寂しい部分がございますので、今、考えられ得る範囲で、国の事業等がございましたら、その例を挙げていただいて、説明していただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 私どもの方には、特別、その事業がございません。

今、お話の件につきましては、健康保険の方にそういう事業があるかと思っております。それについては、すでに18年度から取り組んで、一部手を挙げさせていただいて、載っているかと思っておりますが、お話のように、非常に財政が厳しい中でございます。ですから、いただけるものはいただきながら、住民の皆さん方に還元ができるような体制はとっていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第26 議案第21号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第26 議案第21号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第21号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算総額を2億7,300万円とするもので、5ページの地方債は、野尻地区及び草部地区簡易水道施設改良事業に伴う過疎対策事業債、簡易水道事業債であり、限度額を7,500万円としております。

9ページからの歳入予算の概要を説明申し上げます。

1款使用料及び手数料は、前年度から若干減額、2款国庫支出金は、野尻地区・草部地区簡易水道施設改良に伴う国庫補助金、3款繰入金は、起債償還額の2分の1の一般会計からの繰入金、4款財産収入は、簡易水道基金の運用利息を、7款地方債は、野尻地区・草部地区簡易水道施設改良事業の過疎対策事業債、簡易水道事業債をそれぞれ計上しています。

13ページからの歳出予算につきましては、1款水道費では、経常的な経費の他に草部地区簡易水道施設改良事業実施設計委託料、及び野尻地区簡易水道施設改良の他の工事請負費を計上しております。また、2款公債費では、これまでの起債事業に係る償還金を計上しております。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

- 13番（佐伯金也君） 歳出の方でいかせていただきますけれども、草部地区の簡易水道施設改良事業実施設計委託料1,500万円ということですが、主に、何を目的としてのことなのか、本管布設なのか、いろいろ事業はあると思いますけれども、なぜ、そういうふうに至ったのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それとあと、野尻地区の今、工事をされておりますが、今まで何%ぐらい、何割ぐらい工事が目的に対していっておるかということをお聞かせをいただきたいと思います。

あとは、その程度でしょうね。その辺、よろしく願いをいたします。

- 議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

- 水資源対策課長（後藤秀希君） 草部地区の改良事業につきましては、皆さん、ご承知のように、草部地区は頻繁に断水をしております。この原因が、漏水によるものが多分ございまして、祭場の水源から送った水量の約半分が漏水ではないかということで、今後3年かけて、本管の布設替えということで計画をいたしております。

それと、野尻地区につきましては、全体計画の半分ほど終わっております。水源から津留地内に入るまで18年度で終わっております。それと、中江地区が一部、3月末で終わる予定です。

以上です。

- 議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

- 13番（佐伯金也君） 草部南部地区の断水問題というのは、以前からありまして、特に、祭場に水源ができて、あそこから本管をつないで、草部地区に送水を始めた途端に、圧力等の変化が昔の古い管にかなり影響を与えて、あっちこっちで漏水をしておるということで、前の草部中学校附近辺りでは、かなり掘り起こして、何回も何回も、当時の水資源対策課長さんあたりが苦勞されたということを知っております。早急にしていけないことには、これは、水がどんどん漏水しておると、その間、ボーリングで水を揚げています関係で、これは電気代もかなりのしこになってくるんじゃないかなと思うんですね。ですから、早急に、この漏水箇所じゃないんですけども、本管布設という形で済ませるのであるならば、これは、かなりの大工事になってくると思います。草部南部全体をです。それについても、やっぱり慎重に予算等を積み上げられて、どの程度、総額的にかかるのかやってもらっ

て、3年間と言われますけれども、現在の財政ではとても3年では無理かもしれませんが、なるべく早く解消できるようにやっていくべきじゃないかなと思います。

それと、野尻地区、約半分ほど終わったということでございますが、入札がっておりますけれども、入札も入札の方法なんですけど、土木業者、建設課がやっている道路改良工事、災害復旧工事、ああいうのは、要するに、AランクからA・B・C・D・Eランクまであって、大体金額の設定があるわけですね。通常、一番下の人達は300万円ぐらいだったでしょうかね。して、Dが500万円か600万円ぐらいまで行くのかな、私も記憶がはっきりしていないんですけども、そういう形で分けているんですが、今回の水道工事、見てみると、すべての方達が1,000万円以上の工事をされているんですが、ただ、それを土木業者のランクと照らし合わせてみると、必ずしも、それが適当でないような業者の方もいらっしゃるように、私は見受けておるんですね。その辺について、水道管布設というのは、土木工事半分以上あると思います。あと、管のつないだり、管のいろんな減圧弁付けたり、いろいろ弁を付けたりするのの技術面もあると思うんですが、ただ、工事高的にいけば、やはり、考えてみれば、土木業者が通常、入札に参加し得る資格、金額と照らし合わせてみると、水道工事、管工事の人達は、もう要するに、1,000万円クラスでも、普通、土木だったら、当然入れないようなクラスに、同じようなレベルの人達が入っているような気がいたしますが、その辺の指名の状況あたりは、どういうのを根拠に、そのように指名をされたのか、お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 管工事につきましては、現在、A・B・Cとランクがございまして、Cクラスが800万円から1,500万円までとなっております。その基準に照らし合わせて、参加業者を指定しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 土木は、確か、A・B・C・D・Eぐらいまであったんですね。Eクラスの人達は800万円なんて絶対入れませんもんね。企業をばかにするわけじゃないんですよ。能力がないとか何とか、私はよくわかりません。ですから、おそらく、県あたりの経営審査会あたりで審査されたランクでA・B・Cと言われているだろうと思うんですが、ただ、土木業者の方達が見ても、見られた時に、若干、不平不満が出るんですよ。自分達は、やっぱり金額的には、ここまでしか入らないと、長年やっていて。ずっとやっていて、ここまでしか入らないんだと言われるんですが、管工事は、そういうふうに、いきなり、一番下のクラスでも

800万円から1,500万円入れるわけですから、これは、土木業者からすると、これは、水道管工事というのはおいしいねって思うわけですね。これだけ不景気になってくると、土木業者だって管工事をしたくなる人達がいらっしゃると思うんですが、もし、管でそういうふうに、いろいろと経営審査を受けてやってきて、実績踏まえてやって、Cランクになれば、おそらく、こういうふうな工事が取れるんだと思うんですけれども、そのあたりの調整は土木ですから、建設課あたりはいかがなものですか。どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） うちの方での調整というのはあっておりません。あくまでも、経営審査を受けて、その中で、工事の種類として、土木、建築、舗装、電気、管というふうな工種がございます。その中で、管工事として、経営審査で認定を受けている業者、そういうようなところでのうちは振り分けできております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 最後に、13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 最後がどうか聞いていただきたいと思いますが。

経営審査で、A・B・Cと分けて、県の経営審査で分けていると、県の方はEまで分けているのかな。じゃあ、県の方の経営審査でA・B・Cに分けた時に、各自治体が、じゃあ、Cランクに位置されている人達を一様にして800万円から1,500万円振り分けをしているかということですね。他の自治体までも。要するに、隣の南阿蘇村にしろ、西原村にしろ、あっちこっち阿蘇郡内ありますね。そちらの自治体もやっぱりA・B・C、やっぱりCランクの管工事でCランクと位置づけられている方は、やっぱり800万円から1,500万円という形になっているのかなというふうに思うわけですね。

概ね、高森町の管工事の発注する金額の割合というものは、修繕も含めていけば、100万円クラスも当然ありますし、100万円以下もあるわけですね。中には随契でいくやつもある。そうすると、こういうふうにして、入札をする。たまには、事業量が大きすぎて、熊本市内の業者も入れなければならないような入札事業もあると思うんですが、ただ、各地域全部、全部じゃないんですが、概ね、全部しろとは言いませんが、概ね、やっぱりこういうふうにCクラスというのは、800万円から1,500万円までという形で振り分けされているのかな。これは、高森町独自ののかなというふうに思うわけですね。

ですから、やっぱり土木業者の人達は、300万円から500万円までとか、5

00万円から1,000万円までとか、DとかEの人達は大体1,000万円なんていうのは、滅多に入らないと思うんですね、土木の人達。ところが、管工事でいけば、Cの人は1,500万円まで入るんですね。実績もあるんでしょうけれども、もう少し、土木業者の方達から不平不満が出ないような、統一した発注金額の、発注金額というか、予定金額に応じた指名の仕方というものを僕は考えていった方がいいんじゃないかなと思うんです。でないと、土木業者で管工事の資格を持っていらっしゃるんですね。ある程度しているから、管工事でも出している方がいらっしゃる。県の審査会を受けていらっしゃる方もいらっしゃるんですよ。そういう人達だって、Cが一番下なら、おそらくCだと思うんですね。そうなってくると、そういう人達は、管工事なら800万円から1,500万円あるけど、土木工事なら500万円までしか入らないとかなってくるんですよ。じゃあ、金額の根拠は何だと言われるんですよ。土木業者では、あなたはそれだけしか能力がないから500万円までしか入れませんよと言われるんですけども、管工事にいったら1,500万円まで入れると言われると、じゃあ、管工事の方が技術的には楽なのかというふうに、私は解釈が取られかねないと思うんですが、そんなことはないと思うんですね。逆に、管工事の方が難しいと思うんですよ。土木工事も難しいですよ。測量してレベルを計ったりするから。でも、管工事は直接、やっぱり水の圧力とか、勾配とか、管のつなぎ具合とか、深さとか、強度とか、いろいろあると思うんです。難しいと思うんです。それぞれ難しいと思うんですが、それあたりで、ちょっと説明がつかないような気がするんですね。建設課長、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 失礼しました。先ほど、若干説明不足だったかと思いますが、土木ではA・B・C・D・Eの先ほどおっしゃいました5ランクにあります。土木で言いますと、Cランク、ここが大体事業費総額が700万円から2,000万円、これがCランクになります。それから、建築につきましては、A1からA2・B・C・D・Eの6段階ありまして、建築の場合はCランクでいきますと1,000万円から2,500万円、それから、今度は、舗装、電気、管につきましては、先ほど申し上げたような状況の中で、ランクされているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。



お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたしますけど、休憩しますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時12分

再開 午後3時23分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第27 議案第22号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第27 議案第22号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第22号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、提案理由を説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3,590万円とするもので、概要につきましては、7ページから説明申し上げます。

歳入の第1款財産収入は、A・B・C基金の運用利息を、第2款繰入金は、B基金からの繰入金とA基金の一般会計運用分の平成19年度分償還金を計上しております。

9ページからの歳出につきましては、施設の電気料をはじめ、施設維持のための経費を計上しております。その他、25節の積立金は、B基金の利息に加え、一般会計運用分の平成19年度償還金を計上しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 歳出の方で管理費の中なんですけど、これも何か、規則か何かあるから、こうなっているんだろうと私も思うんですけども、賃金で、農業施設の草刈り人夫賃8,000円なんですけど、施設維持管理の人夫賃が1万円なんです。これは、2,000円ほど差がありますけれども、安い方に合わせることはできなかったんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 単価につきましては、予算編成の際に、基準単価を財政の方から示しますので、それにしたがって計上いたしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 財政の方からそういうふうを示されたということでもあります。ならば、仕事内容ですね、草刈り人夫賃はもう完璧に草刈りですから、わかるんですけど、施設維持管理というのは、大体主にどういうことをするんですか。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） ここに1万円掛ける8で組んでおりますが、これ、予算を執行しないこともあります。というのが、緊急に修繕関係の人夫が必要だったとかという際に支出する予算でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第28 議案第23号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（相馬俊行君） 日程第28 議案第23号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第23号でご提案申し上げました平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案について、ご説明いたします。

当初予算の規模は歳入歳出それぞれ1,283万9,000円であります。

歳入には、自治体基金及び住民基金の運用収入、及び基金からの繰入金を計上し、歳出では基金運用収入をそれぞれ積み立てることとしまして、繰入金1,200万円につきましては、鉄道軌道近代化設備整備事業として、立野橋梁他18カ所の橋梁塗装、及びとちたトンネル内のどうしょう交換と側溝浚渫を行うことといたしております。総事業費は6,000万円で、国・県が総額の5分の4に当たります4,800万円を負担することとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 南阿蘇鉄道の運営については、私も運営協議会をさせていただいております関係で、南鉄の方からいろいろと詳細にわたって説明を聞いております。ただ、今、レールバスの利用が非常に減っておるということですね。著しく減っているのが現実でございまして、また、それにかわる形でトロッコ列車の運用をどのようにやっていくかということが、今一つの課題になってきておるようで、南阿蘇鉄道が浮くか沈むかは、トロッコ列車の頑張りによると言ってもおそらく過言ではない状況になっておると思うんですが、先般から新聞等でも書かれておりましたが、軌道敷き外の方に車輪を移して、一般道路を走行するレールバスの導入も南阿蘇鉄道がモデル的に考えておると、北海道が実際、実践的でやっておられるのを南鉄もそういうのを考えておられるということなんですけれども、ただ、そうする場合において、それが走るとなれば、当然、町道の観光道路をそのレールバスは走るわけなんです、その観光道路と位置づけされる町道及び県道、国道あたりの改良もせざるを得ない状況が出てくると思うんですね。

私は、安易にそういうふうなレールバスを導入すべきではないというふうに、私は考えておるんですが、なぜかと言いますと、今、南阿蘇鉄道の利用率が下がっている一つの原因としては、やはり、レールバスの始発と終点の位置ですね、高森町は1つはよろしいんですが、立野駅において、やはり、一般の乗り込み客が非常に乗り入れにくいという不便な点、そして、JRを利用する方達が、ディーゼルで来

られた時には立野まで来るわけなんです、電車で乗られて来た時には、大津駅でまた乗り換えをして、立野まで行かれるという、そういうふうな乗り換えの不便さもある、レールバスの利用者が減ってきておるといふふうに考えています。

そうしますと、私は、軌道敷き外を走るレールバスを新たに導入することにより、まず、南阿蘇鉄道の代表者がすべきことは、南阿蘇鉄道とJRとの連結、電化を立野までするのか、南阿蘇鉄道を大津駅まで乗り入れさせるのか、その問題を解決しないことには、おそらくレールバスを軌道敷き外を走るような車、要するに、レールバス、何か呼び名があったようですが、そういうのを導入しても、おそらく、利用者は私は増えないのではないかなと思っておりますが、その点について、町長が、一応、そういう形を言われておったようですが、いかがお考えですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、南阿蘇鉄道、また大津の方の乗り入れと、電化に直接乗り入れができないかということで、ここ何年もいつも要望いたしております。今回も3月22日に阿蘇郡市の町村長と一緒に県の町村会で要望書を出すことといたしております。

先にトロッコ列車のお話を申し上げますが、トロッコ列車も宝くじの方の基金と申しますか、応援を受けまして、今回、2両申請いたしましたことと、機関車を1両ということで、約1億円強の予算をいただきまして、今回、イメージチェンジをいたし、今度、4月には利用できる状況になるんじゃないかなと、そのように思っております。

それと、DMVの方は、県の方の観光の一つの目玉としてどうだろうかということで、九州の方では、南阿蘇鉄道が指定を受けて、今、県の方をお願いをし、今回、取締役会で、一応、北海道の方の視察を実際利用されておる品物を見ろということで、今回、南阿蘇村と私どもの高森町と県の方から一緒に国土交通省の方も北海道に行っていただきました。ここ1週間ぐらい前に視察に行っていたところでも、何分、詳細につきまては、課長補佐が行っておりますので、内容については、お話を申し上げたいと思います。

DMVと言いますのは、軌道と道路を走るということでございますが、1つの今回、県の方と一緒に計画をいたしました中には、交通対策の方でお話があるかと思っておりますが、ルートを2つ3つ決めてございます。どれが一番いいかというのは、また別にいたしましても、それが実行に移すかどうかもまた別にいたしましても、そ

ういう計画をしておるところでございます。

本当の意味での地域の方々の利便性を考えますならば、大津の方に電化で乗り入れると、これは、誰が考えても全くそのとおり、いつも要望いたしますが、JRさんの方のなかなかの固い頑固なところではございまして、また、経費がかかるとか、いろんな諸問題がございまして、今のところ、実現化していないということでございます。

それと、南鉄さんが、今年ちょうど南阿蘇鉄道が20周年でございまして、今、記念切符を発行いたしました。200円の12枚綴りで、1,200円でございますが、1,000円ということで、皆様方にもご購入をいただきまして、南阿蘇鉄道を利用していただきたいと、そのように思っております。

この議会が終わる前に、また、南鉄の方から皆様にお願いが来ると、そのように思っております。利用期間は10年でございますから、決して今日、明日乗れということではなくて、10年の間に、どなたか、1,200円を1,000円で売りますから、お願いをしたいと、失礼しました、200円の6枚綴りでございました。1,200円で1割カットで、1,200円を1,000円をお願いしたいということで、今、できてございますので、是非、今回、この議会中に南阿蘇鉄道の方から皆様方をお願いをするというふうになっておりますので、どうかご理解をいただきますように、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、課長補佐が来ておりますので、詳細につきましては、ご説明を申し上げさせます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長補佐 後藤正三君。

○企画財政課長補佐（後藤正三君） 先週に北海道の方にDMVということで、ディアルモードビークルと言うんですけれども、二重方式の乗り物ということなんですけれども、その視察に行ってまいりました。

今、お話がありましたように、南阿蘇鉄道が即乗り入れるということではなくて、現在、JR北海道の方で、試験運転をされています。JR北海道の方で、19年4月から試験営業運転ということで、新たに、さらにそれをもう一段改良したやつを試験運転営業ということで、実際に営業の中で走らせるということで、じゃあ、南阿蘇鉄道にすぐ導入はということになったら、とてもJR北海道さんの方自体が試験営業運転をやっている段階で、まだすぐに南阿蘇鉄道さんにどうこうということできないと、それから、DMVにつきまして、1つは、国交省の九州運輸と、それから、熊本県の交通対策総室の方が非常に試験運転をやりたいと、そうし

た場合に、観光等いろんなルートを考えた場合に、球磨川鉄道さん、オレンジ鉄道さんの方ですね、そちらでやるよりも、南阿蘇鉄道さんでやる方が一番観光的にもいいのではないだろうかということで、国・県の方も非常に乗る気でございます。

もう一つ、なぜ、その導入を考えられている一つの理由としまして、車両につきまして、通常の鉄道車両が1億3,000万円、DMVが基本的にはマイクロバスを改造していますので、大体2,000万円ぐらい、ただし、これにつきましては、車両が通常の鉄道車両が30年に対して、基本的には車ですので、マイクロバスですので、大体10年から10数年ではないだろうかということです。

それからもう一つ、燃費につきまして、すみません、資料を持ってきておりませんが、3分の1から大体4分の1ぐらいに下がると、ただし、乗客数が通常の鉄道車両ですと、5、60名ということで、マイクロバスですので、改良の1号型になりますと、マイクロバスで28名ですね、運転手込みで、ただし、連結とかけますと、重量、いろんな問題がありまして、マイクロバスをそのまま改良してしまうと、16、7名、20名弱ぐらいの1両が乗り物になるそうです。

今、言いましたように、国交省の九州運輸局、熊本県の方が一生懸命乗り気で、当然、試験運行する場合でも経費がかかるわけなんですけれども、国・県が何とか金を出したら、どうにか南阿蘇さんの方で試験運行になりますかということで、南阿蘇鉄道としましても、やっぱり赤字を増やしたくないというのが当然ありますので、今後、南阿蘇鉄道さんと試験運行についての技術的な面、いろいろあります。信号等の問題が、コンピュータ制御になっておりますので、システムを簡単に変えるというわけにはいきませんので、試験運行をする場合、どのぐらい経費がかかるんだということを、今後、南阿蘇鉄道さんと話し合っていかなければならないと思っております。

ただし、今、DMVがどうだろうかというのは、今、言いましたように、一般客が朝の一番8時に着く列車とか見ていただくとわかりますけども、以前は、高森高校生とか、かなり多数降りていたんですが、今はわずか10名程度ぐらいが降りる程度です。ということは、どうしても赤字幅を減らすためには、先ほどありましたように、トロッコ列車をどれだけそこをうまく増やすか、それと、あとは経費をどうやって抑えるかということで、燃料代、車両代、含めまして、その両面で考えていかなければいけないということで、DMVを導入はどうかということ、今、検討されているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） いろいろと視察に行っておられたということで、詳しい内容は、また後ほど、報告があると思います。

DMVと言われました。連結もできるということなんですが、高森町の観光スポットと申しますか、観光客の方達、高森町に入っておられる入り込み客の方達が入っておられるある観光ポイントをそれぞれ頭の中で思い浮かべた時に、レールバスが連結していける場所が何方にあるかなと思うわけですね。要するに、折り畳んでいくわけですから、一般の車両とも一緒に走るわけですね。した時に、通常、国道ですと、片側1車線の幅自体も結構ありますから、当然、DMVという車両が走っても、そうは一般車両との危険性というのではないと思うんですが、町道においては、なかなかそういうことは不可能になってくるような気がするわけですね。DMVが対抗から、向こうから来たとした時に、あの大きいやつ、要するに、もし、引っ張っていけば、また長くなりますから、離合する際に、やはり、非常な困難を要してくるんじゃないかなと、そうなってくると、そのDMVを導入したならば、ついでに、道まで扱わなければならなくなってしまうような気がするわけですね。現状、高森町を走らせておる町民バスにしても、以前みたいに50人乗り、55人乗りの大型バスから、現在は、通常の28人乗り程度の中型バス、小型バスに移行しておる段階において、その中に、どんなに28名乗りとは言え、レールバス、DMVを一般車道を走らせることがいかなものかというふうに、私は考えるわけですね。

それと、町長が言われましたとおり、大津駅の乗り入れ、それを今後、JR側、県側、国側がどのように考えていらっしゃるかということですよ。私は、私の持論があるわけですね。阿蘇郡の入り口は、皆さん、長年、立野だと思っいらっしゃるんですね。要するに、実際、JRの豊肥線の宮地から来るやつも立野です。立野に一度入って、大津の方に出ていく。南阿蘇鉄道も立野から出ていくんですが、私の考え方は、もうその時期じゃないんじゃないだろうか。阿蘇の入り口は大津町じゃないかなと思うんですね。大津駅がやっぱり南阿蘇、阿蘇に観光に行く人達の入り口とした意識で私達は今後、産業の振興を図っていかねばならないと思っております。

ですから、やっぱり大津駅をいかに利用するか、そうなってくると、私はあえて電化を立野まで広めてもらう必要はないけども、南阿蘇鉄道を大津駅まで乗り入れさせていただくことが先決であると思うんですね。大変遠回りにはなると思います

けれども、阿蘇谷に行くのにも、大津駅から直接、乗り換えて、豊肥線で一ノ宮、内牧の方に行くという方法を組んだ方が、あえて、スイッチバックで、立野から一ノ宮、内牧の方に行くよりも、私は、大津駅を入り口として考える新たな産業振興策というのを私は県・国に対して、説いていく必要があるんじゃないかなと思っております。

私は、そうなると、実際、阿蘇内牧の人達も便利がいいでしょうし、南阿蘇の人達ももう大津駅まで直接ということになってくると、南鉄の利用客も増えるでしょうし、非常に私は、経営に対しても、いい結果が出てくるんじゃないかなと思います。

ちなみに、新幹線が熊本駅に着くと、そして、熊本駅周辺開発に県と国とJR合わせて60億も70億もかけて、お金を費やしてされると言われるんだけど、新幹線とか飛行機で熊本に来られる方達は、熊本空港だって、今後、阿蘇の名前を付けるわけですね。そうやってきた時に、やはり、私達は観光地、要するに、自然豊かなこの阿蘇に住んでいるという誇りがありますから、他県から来られる方達は、阿蘇を目指して来られる、熊本城目指しても来られるんだけど、そういうふうな認識を持っております。

そうなると、その新幹線の熊本駅からどうやって南阿蘇、阿蘇谷の方に入っていくかということも考えていけば、やはり、大津駅を拠点として、南阿蘇方面、阿蘇谷方面、小国郷方面というふうに、3地域に分かれていく新たな交通手段というものも考えていく時期に来ているんじゃないかなと思うんですね。

そうなりますと、やっぱり南阿蘇鉄道をどうしても、大津駅まで乗り入れさせていただきたい。私は、同じ軌道敷きを走るのには変わりはないわけですから、乗り入れすることは可能であると思うんですね。そして、新幹線の駅をつくるために費やす国・県・JRが使う50億から60億か知りませんが、その中の予算の1割程度をそういうふうに連結をする大津駅と立野をつなぐ、そういうふうなバスが入れるような軌道敷きの改修に充てていただければ、私は、当然、簡単にできることだと私は思っておりますが、その点についてのお話し合い等についても、今後、前向きに進めていっていただきたいと私は思っておりますが、町長の方のお気持ちを再度、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員さんがおっしゃるとおりでございます、お互いに乗り入れが一番ベターなやり方でございます。それと、今、平成23年度の新



幹線開通に伴います大きな観光地の見直し、天草、阿蘇大きく見直しがあつてございます。どのようにして、阿蘇方面に観光客を入れるかというのは、国・県またJRさんの方も今一生懸命研究をなされておるところでございます。

それと一緒に、なかなか乗り入れというのが難しいのが、今、立野方面の57号線の4車線化ということが、大きく今クローズアップされてございます。その分が4車線化になれば、鉄道よりも車両の方が大きく阿蘇に向かってくるんじゃないかと、それと、熊本駅から空港を経由した西原、どの線かというのは、私もはっきりわかりませんが、そういう道路網整備を大きく、今、なされているのが県・国の方の観光を目的とした改良が今なされております。

一本化はなされておりましたが、平成23年度の新幹線開通までには、ある程度、案ができるだろうし、また、この4車線化の方ももう少し進んでくるものと、そのように思っております。

今回、先ほど申しましたように、3月22日に4車線化と日野峠線と南阿蘇鉄道の天津、お互いの相互乗り入れというような感じで話はなっております。

それと、今、萌の里と西原にございますが、その間が空港の方に向かいまして、かなり道路が狭うございまして、大変苦慮をいたしておるというお話でございます。その4件を3月23日にホテルキャッスルの方で陳情すると、陳情は私になっておりますから、するようになっております。その結果も踏まえまして、ずっと今までやってきておりますから、その結果を踏まえまして、また、皆さん方にいいご報告ができたらいいがなと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何しろ、相互乗り入れとJRが言われるらしいんですが、JRの言い分というのは、要するに、JRのことしか考えていないわけですね。JRの経営を考えて、JRを乗り入れさせるならば、そういうふうな形だろうと思うんです。新幹線の新駅の開発についてもそうなんです。

現状、電化が天津駅までであるのに、JR走らせて、レトラライナー、JRの観光バスを阿蘇郡内走らせて、観光地を回らせるとか、JRの経営だけなんです。自治体がどうなるかということは、別に私は考えていないんじゃないだろうと思うんです。

そうなった時に、やはり、公共交通機関を第三セクターで持っている自治体の悩みもちゃんとJRはわかっていたかなければならないんじゃないかなと思いま

す。やはり、南鉄をいかに大津駅まで乗り入れさせていただけるのか、私は、そこが一番の南鉄が生きるための手段であるんじゃないかなと思うんですね。

今までは、私は立野まで電化をどうでもこうでも思っていたんですが、何回も大津、熊本市、空港、あっちこっち動いているうちに、今、ここ1、2カ月考えが変わってきたのは、立野を、先ほどから申し上げましたけれども、阿蘇の玄関口と思っていた自分の考えが間違っていたんじゃないだろうか。阿蘇の玄関口は大津駅と思えば、それで意外と視野が広がるんじゃないかと、大津町を阿蘇への玄関口だと考えていけば、ミルクロードを通して、小国郷への観光も行けるわけですし、そのまま豊肥線をスイッチバックしなくても直線で、内牧、一ノ宮方面にもJRは走れるわけですし、南阿蘇には、南阿蘇鉄道を利用すれば、当然入ってこれるわけですから、私は、元々の感覚を変えて、大津駅を阿蘇の玄関口だという認識を持って、県と交渉を進めていけば、私は大津町もそれに対しては反対はしないんだろうなと思うんですね。

そして、西原の開発問題についても、萌の里の問題についてもそうなんですよ。熊本空港の名前を熊本空港じゃなくして、阿蘇熊本空港にすると言われる。した時に、じゃあ、東京・大阪、各全国各地から来られる人達が、阿蘇熊本空港というイメージで来られた時に、じゃあ、西原・益城・菊陽、3町村境の空港に降りたって、さあ、阿蘇熊本空港だから阿蘇に行こうかと思ったところが、阿蘇はえらい遠くにあったと、阿蘇熊本空港、仮称ですが、その空港からじゃあ、次なる観光地に行くにしても、なかなか行きづらいという問題がありますよね。

ですから、私は、やっぱり大津町と十分話し合いをしていただいて、熊本空港との連携、私のビジョンは大きいんですが、できれば、熊本空港からモノレールを西原の方面に走らせていただいて、そして、ぐるっと回って、高低差をなくして、大津駅にモノレールの終点、始発駅をつくと、そして大津駅に来さえすれば、熊本空港にモノレールで乗り入れすることができるんだと、そうすると、熊本市の方達も阿蘇の方達も、どこの方達もJRに乗って、大津駅までは来られるわけですね。そして、大津駅から熊本空港までモノレールで行く。すると、西原は今まで公共交通機関はバスしかありませんから、モノレールが大津駅まで走る、空港までであるということになってくると、産業も変わってくるんだと、私は思うんです。

そうなった時に、総体的な阿蘇の観光を踏まえた中で、そういうふうな、そういう交通網の整備というものを県とか国とかの提案していかんことには、なかなか前に進まないんじゃないかなと私は思っております。大津駅を東京の浜松町みたいに

したいと思いますから、大津町の皆さんも、南阿蘇、阿蘇郡のために協力してくださいという形で働きかけをしていけば、あれだけ人口が伸びている地域ですから、ああそれはいいなという形で、僕は協力してくれるものだと思うんですね。

ですから、その点について、町長さんの方の、今まで立野が発発・終点だったという意識も変えていただいて、できれば、大津駅を阿蘇の入り口だというふうに考えていただいて、新たな戦略を組み立てていただきたい。これをあなたの町長選挙で使われても、十分結構ですよ、これは。よかったら、どんどんやってください。

何しろ、私は、南阿蘇鉄道が栄えて、通勤通学の方達が便利良く南阿蘇鉄道を利用していただいて、そして、大津駅を中心に、こちらの方に観光客の方達が入っていただければいいことですから、そのあたりについて、意識の改革を町長さんの方をお願いしたいと思います。

最後に、宝くじの1億円が使われて、トロッコ列車を今回、導入されるということですから、頑張って、利益が上がるように、皆さんと一緒に応援をしていきたいと思えます。宝くじを南鉄が1億円使いましたので、おそらく一般の方達の宝くじは当たる可能性も低いかと思えますが、できる限り、協力しながら、頑張っていきたい。町長の方に最後に、そのあたりの意識の改革、意気込みをよろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変、素晴らしい提案で、本当に感動をいたしているところでございまして、私もいつも申しますように、熊本阿蘇じゃなく、阿蘇高森を売らにゃいかんと、そのような気持ちで日頃、皆さん方と接触をいたしておりますし、また、今の話も是非、近隣町村にも素晴らしい町村長の方々がおられますから、一緒にご相談申し上げながら、進めてまいろうと思っております。

どうか、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 9 議案第 2 4 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 9 議案第 2 4 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第 2 4 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明をいたします。

まず、条例の新旧対照表を見ていただきたいと思います。第 8 条及び第 1 0 条の改正につきましては、国の一般職の給与に関する法律、いわゆる給与法でございますけれども、この一部改正を踏まえまして、平成 1 9 年 4 月 1 日からの改正に対応するための条例改正でございます。

内容といたしましては、扶養手当に係る改正では、現在、扶養親族たる子などのうち、2 人目までは 6, 0 0 0 円、3 人目以降は 5, 0 0 0 円と規定しておりますが、この差を改めることとし、3 人目以降の子などの支給額を 1, 0 0 0 円引き上げ、6, 0 0 0 円とするものでございます。

また、管理職手当につきましては、現在、個々の職員給与月額に対して、定率で支給されておりますが、今後は、給与表の級ごとに定額化となる予定でございます。しかしながら、管理職手当の定額化に当たっては、それぞれの級に在職する職員の中から中位の者の号級に一定の率を掛けて得た額を管理職手当の支給月額として、その級のすべての職員に支給するため、その中位の号級より低い号級を受ける職員については、管理職手当の支給額がその職員の給与月額の 1, 0 0 0 分の 2 5 を上回るものとなります。このため、管理職手当の限度額を規定した条例を改正するものでございます。

ただし、高森町の管理職手当は、課長級で 1 0 0 分の 6、また、課長補佐で 1 0 0 分の 2 ということでございますので、これは限度額ということでございますので、限度額の改定でございます。

また、3 条関係の別表第 3 は、級別職務分類表でございますが、この件につきましては、総務省からの地方公務員の給与改定に関する取り扱いについてなどの通知の中で、不適正な給与の格付け等の是正、級別職員構成の管理ということで、級別職務分類表に適合しない級への格付け、その他実質的にこれと同等の結果となる不適正な給与制度、運用については、速やかな見直しを図ること、また、級別の職員構成については、職務給の原則に則り、職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位

級の比率が過大である場合には、必要な税率措置を講ずることなどが求められています。このことは、従来から、再三にわたり要請がなされていることから、今般の組織機構改革の実施に合わせ、この級別職務分類表のとおり改正をするものでございます。

なお、別表第3の適用につきましては、先に提案をいたしました機構改革に伴う条例改正同様、平成19年6月1日からの施行としております。

どうか、慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明いたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今回、課設置条例等も提案されておりますが、それに付随して、こういうふうな形で定数も出てきておりましたので、今回の改正する条例が出てきたんだと思うんですが、ちなみに、総務課長さんの性格だなというふうに、私が思ったのは、指示のあったとおり、法に従った形で、ぼやけた部分がないわけですね。ぱつんぱつんと、ぼやけた部分がないわけで、以前は、ぼやけた部分というのが、審議員、審議員の方に失礼な言葉になると思うんですが、審議員で調整したり、課長補佐で調整したりという形であったと思うんです。

今回、定数を削減して、課設置条例をまた認めて、新たなやつが6月1日からできてくる、それに人事異動に伴って、それぞれの職務分類が出てくると思うんですが、大きくやっぱり今度は課長クラスが減ってくるわけですね。そうなった時に、調整を何年かかけておそらくやっていかなければならないんじゃないかなと思うんです。課長がおそらく、急に係長に落ちたりする可能性があるかなというふうに思うんです。そうした時に、住民からすれば、それは仕方がないんじゃないかなと言われるんでしょうけれども、やっぱり職場の中での人間関係を考えていった時に、それを人間関係を憶測でものを言うのは失礼な話なんですけど、ただ、職務がやっぱりうまく回っていく、うまく回していく、上下関係をうまくつくっていくというためには、審議員というものが私は必要になってくるような気がするわけですが、この別表第3の級別職務分類表の中に、以前、5級にあった審議員というものがなくなってくるわけですね。できれば、審議員というものが、4級、課長補佐級のところにあっても、私はまずしばらくはいいんじゃないかなと、そこでぼかすというのも必要ではないかなというふうに考えておりましたけれども、これは、課長さんの性格でしょうし、法律でそういうふう定められておるのならば、仕方がないと思う

んですけれども、ただ、私は、そのあたりもほしかったなと思うんですが、総務課長、あなたが指示に従ってやったんだから、今さら、あなたに聞いてもだめですよと言われると思うんですが、そのあたり、総務課長、いかがなものでしょう。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今度の機構改革は、当然、職員に痛みが出るということは十分承知の上でございます。ただし、課長が課長補佐、係長、もしくは、それ以上のことがあるやもしれませんが、当然、課長補佐もそういうことで、どんどんポストがありませんので、下になっていく、当然、降任ということになりますと、給与が下がることになります。何もポストが下がって、変わらないのであれば、何も機構改革もしなくても良かったんじゃないかということに達します。

そういうことから、いわゆる昨年の3月の定例会で、ご説明を申し上げ、4月1日から職務の級への移行を開始前の第3表のようにしておりますけれども、この時では、降任が難しいと、地方公務員法を見ていただくとわかりますように、定数の改廃、解職等の場合は、職員の意に添わなくても、免職ができるという法律がございます。これを盾に取るわけじゃございませんけれども、当然、国が示しております昨年の4月1日の給与改正に伴いますこの職務の分類表につきましても、現在、現給補償というのがなされております。18年3月31日に受けていた、級は下がりましたがけれども、現級補償をやっております。その時にいただいておった給料をそっくりそのまま追加給ということで差し上げております。この制度が国が申しております5年ぐらいで解消できるんじゃないかということ踏まえて、少なくとも、あと4年ぐらいは現給補償ができるというふうに見ております。

当然、この機会に職務の級も改正すべきであるものだと考えておるところであります。現給は下がりますが、現級補償でいただく給料は変わらないということでございます。それでもまだということであれば、19年度中に限りまして、3年間の退職の特例措置をやっております。そういうことで、対応をしていきたいというふう考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 補償は確かにあるんですが、それは、給料表の中での補償でして、要は、私達が心配するのは、職務を遂行していく上において、これは、人事権の中での問題ですから、私達がとやかく言うことではないと思うんですが、課長が係長に下がる可能性もあるし、今、総務課長が言われたように、まだそれ以下に下がる恐れもあるんですよということですが、ですからこそ、しばらくの間、

3年なり4年なり、団塊の世代の方達が大幅に退職をされる、その時期ぐらいまで調整的に課の運営を司るための審議員というものが、課設置条例に合わせて、課が大幅に変わるわけでありますから、課の運営を円滑にしていくために、審議員というものがあって、その審議員というものが、その課長補佐の職務なり、4級あたりに存在していても、私はいいのではないかなと、そして、課の運営がスムーズに進み始めた時点で、審議員の必要性を説いて、従来の今回の職務分類表と新しい職務分類表という形でやられても、僕はいいような気がするわけです。それが、要するに、財政的な問題とか何とか言われると、財政の奥を知らない方達は、それが当たり前だと言われるんでしょうが、しかしながら、職務が怠慢になってしまうと、それは逆にマイナスになってしまう恐れがあるわけですね。ですからこそ、やはり、職務を100%遂行していただくためには、職員もわだかまりなく、仕事をしていただく、そして、この社会の流れの中で、うまく自分の仕事を理解してやってもらうと、そういうことをするためには、やっぱり審議員という職務についても、利用すべき時には利用していく必要が私はあると思います。

その感覚は実際、職員のトップとしてされていらっしゃる総務課長さんと議会の立場から職場を16年間見てきた議員とはそれぞれ違うとは思いますが、私の経験からすれば、やはり、審議員で3年なり、課が落ち着くまでの間だけでもいいから、しばらくの間、調整をしていくということも、私は考えた方がいいのではないかなと思っております。

これがいいか悪いか、財政を言われれば、なかなか言えない点もあると思うんですが、しかし、逆に、職員の職務の遂行状況、職員の職務能力等を考えていった時に、人間関係も十分、それには左右するわけでありますから、審議員というものの必要性も100%否定することはできないんじゃないかなと、私は考えております。ですから、そのあたりで、総務課長と私の考えは全く違いますけれども、どうか、ご理解をいただきたい。町長の方にそのあたり、特に、今回の課設置、6月1日付けでございます。どうなるかわかりません。人事権を持つておるのは町長でございますから、どうぞよろしくお願いを、答弁の方、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今までのお話の中にも今まで行政改革プランと、いろんな計画をなされてきましたし、また、行財政改革検討委員会というのができてまいりました。それを課長補佐あたり、11、2回ほど会議を開き、今回の私の方の答申になっただろうと、そのように思っておるところでございます。

私自身も今まで職員にお話をしてきましたのは、他町村のまねではなく、高森町にふさわしい、そういう改革じゃないといかんですよと、そういうことを何回も言うてきたところでもございます。今までの改革と申しますと、大変、話はいつも改革、改革といつも話は出ますけれども、なかなか実行に移すことができなくて、今回、初めて、大きなリスクを合うとか、職員の方々がリスクを負ったり、本当に痛みを与えるような、また、不安を与えるような結果が今回の議案として上がってきております。

今日、提出しております議案に提出しております改革プランが決してベストだとは、私も決して思っておるわけじゃございませんものですから、今回、これをやりながら、良い改革、こういう方針が一番ふさわしいんですよということになれば、その改革は、どしどし不都合が起きれば、変えていくべきだろうと、そのように思っております。

今回、初めての大きな見直し、また、職務分類と言いますか、これに大きくこれからまるっきり消えてございますから、大変痛みを与えるというふうに思っておることは、私も事実でございまして、いろいろと総務課長、三役さんといろいろなお話をしてきたところでもございます。

今、申しましたように、これがベストじゃないと、今度やってみて、不都合点があれば、6月1日にするようにしておりますから、その時点でも、また皆さん方も十分ご相談を申し上げていきたいと、私も一番思いますのは、今までやっぱり議員の皆さん方も自ら議員定数を14人を10人にしたり、また、報酬等につきましても7%カットとか、本当に議員の先生方が先頭になって、いろんな面で改革の方にご協力をいただいておりますということを見ますと、やはり、今回もそういう不都合な面は今後直していきながらやっていこうと、そのように思っております。

本当にこれが最高だというものでは決してございませんから、そこは議員の先生方とも十分話しながら、見直しをするべきところはちゃんと見直すと、それで十分ではなかろうかなと思っております。

どうかご理解をいただきますように、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

町長、今の発言、ちょっと一部訂正していただきたい部分がありまして、不都合があれば6月1日に改正するというように受け取りましたので、その辺は違うという部分を訂正していただきたい部分。



それと、私の意見としては、たった1点。下の方で一生懸命働いていらっしゃる職員の方々の皆さんおられますけども、職員の理解が得られてからの上程であるのか、その部分だけをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど、町長からもありましたように、私どもは昨年11回の検討委員会も開いております。当然、これは、16年中から機構改革については、お話があっており、16年の10月の、私はその時、委員でも何でもありませんでしたけれども、中間報告は町長にしてあるのを見ますと、これ以上に厳しいものがあるやに思います。ただ、その中で、この主事、主査、係長、課長補佐、課長、総務課長というのは、その検討委員会の中で決めたことでもございますし、そうなれば、給与のみだけで職務の級と違った、給与分だけ同じですよということは、もうすでに考えられないというふうに、私は理解をさせていただいておったというふうに思います。その後、組合からの申し入れもあっておりますけれども、現級の補償ということで、町長の方からもお願いが出されました。その時は、最後は和気藹々となりましたので、多分、ご理解をなされたんだろうということでしたが、昨日、金曜日、要望書が出ております、組合側から、連名で。ただ、それは町長あて要望ということで、改正をしないしてほしいという要望でございます。しかし、もうすでに提案をしておりますので、あくまでも要望というふうに受け取っております。そのことは、町長が先ほど、申し上げられました。これが100%じゃないということでございます。

ただ、私どもといたしましても、どなたがどの級にという内示があるのか、今の段階で、個々の職員さんにそれであなたはこうなりますよ、あなたはこうなるんですよという説明はできません。それは、内示、発令以降にどういうふうに誰がどうなるというのは、結果が出るものだと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） じゃあ、今、総務課長の答弁にありましたように、職員組合の方は理解しているというふうに解釈されているということですね。でよろしいですね。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） そういうふうに受け取りまして、お話し合いの結果、その後、金曜日にまた要望書が提出をされたということでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第30 議案第25号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第30 議案第25号、高森町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 議案第25号、高森町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回、改正いたしますのは、提案理由にもありますとおり、平成19年4月1日より、メジロ・ホオジロの愛眼用鳥獣の捕獲許可等に関する事務が県から移譲されることに伴い、手数料1件につき3,500円を加えるものです。ちなみに、19年度の予算では、見込みを2件7,000円を計上いたしております。

慎重にご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第31 議案第26号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第31 議案第26号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第26号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

今回、提案をいたしました改正は、条例第13条に定めております出動手当の改正でございます。現在、水火災警戒訓練に団員が出動した場合、それぞれ手当を2,500円支給しておりますが、消防出初め式等式典出動の折には、手当を支給しておりませんでした。

ご承知のように、消防団員におかれましては、制御の傍ら、災害から住民の生命財産を守るため、日夜努力をしていただいております。そのようなことから、式典等においても、出動要請をした場合には、手当を支給することといたしました。財政厳しい折でございますので、先の消防幹部会において協議をいたし、水火災警戒訓練における出動手当をそれぞれ500円減額し、式典等の出動手当を1回につき1,000円とするものでございます。

どうか、事情をご理解いただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

単純なことをお聞きします。私も以前、分団長をやっている時に、出動要請等について、非常に疑問を生じた場合がありますけれども、出動要請発令命令権者はどの時点で適用になるのか、その部分が何かややもすると、不透明だったような気がいたします。分団長の指示で訓練、あるいは練習する場合は、普通の練習、町の方からの要請の出動要請ということであれば、訓練等になるのか、その部分について、いわゆる出動要請をする命令権者がどの時点で発生するかを確認させていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） これは、町長が消防団長に出動要請をした時でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

それと合わせて、現場での指揮をとる場合、消防団員がですね、現場での指揮を執る場合に、これも私が現役のころだったんですけども、やはり山林火災等が今、多発してございましたけども、山林火災の消火に当たる時に、現場の指揮をとる場合に、その当時、誰が指揮を執ったがいいですかという質問をした時に、それは現場の分団長が指揮をなささいということでした。その後、辞めたあとに、お伺いした時には、町の消防団長が指揮をします、そういう話もありましたので、そのあたりの、今度は指揮権について、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、団長が全火災現場等におれば、団長ですけども、団長が欠けた場合に副団長、副団長が欠けた場合、本部員、本部員の次に分団長とずんずん下がって、指揮系統はそうでございますので、そうなるものと思います。ただ、その運用について、現場でどうされているかということは、私どもも全部火災現場に行っているわけではありませんので、私達が、私が行った限りでは、そういうふうになっております。当然、それが指揮系統でございますので、その順番に行くべきだと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実際、現場において、山林火災の場合が特に難しいんですけども、民家火災の場合は、消火栓から水を引っ張る部分として、分団長の指揮、あるいはきかい班長の指揮のもとに引かれますけども、山林火災においては、向かい火を打つ場合がややもすると生じます。そういった場合において、分団長が指揮を執っていく部分としての方が一番現場をよく理解している地域の人間からするとやりやすいんですけども、その現場において、やはり本部員さん、あるいは副団長、団長等がおられた場合に、指揮を仰ぐ場合がありますけども、そのあたりが果たして、統一された指揮体系になっているかどうかを再度確認させていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほども言いましたように、指揮系統がそうなっている、現場もそうあるであろうというお話をしましたけども、また幹部会がありますので、その辺は周知をしたいというふうに思います。ただ、現場の状況そのものでは、伝令等もちゃんとおるわけでございますので、無線等を駆使されて、そういうふうに指揮を仰ぐというのが当然だと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

私は、平成12年から3年間ほど広域行政事務組合の議員をさせていただきました。その際に、問題提起をしていたことが1つあるんですが、広域消防の署員が非番中に消防本部から出動の要請を受けた際に、出ていった時、超勤手当ですね、または、夜中に応援に行った時等の手当等がそれぞれ違っていたんですね。夜、夜間、日曜、土曜、それに平日というふうに違っていたんですね。要するに、勤務していない以外の署員が。そういうふうにして、段階的に違う金額になっていたんですが、その時に私が広域の行政事務組合の方で話をしたんですが、地域消防は、昼間だろうが、夜だろうが、土曜だろうが、日曜だろうが、出動手当は統一ですよと、消防で雇われた消防署員が休みの日に出動したからと言って、手当が高いというのはおかしいんじゃないかとか、そういう話をしたことがございます。

実際、今回、高森町の地域消防に入っておられる方達も現状は仕事をされている方達で、その方達は、その仕事を休んで、火災の消火業務につかれたり、いろんな防災関係の予防関係で出動されたりするわけですね。そうした時に、何となく、地域消防の方が軽く見られているような気がしていたんですが、現在、広域消防において、勤務外の非番の署員が出動する際において、出動要請を受けた場合の金額の内容がどのようになっておるか、ご存じであれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私も広域の例規を全部頭の中に入れておるわけじゃありませんけれども、おそらく、地方公務員に準じた休日勤務手当、夜間勤務手当、普通の時間の10時までの普通の超勤手当というふうな規定になっているものだと思います。当然、例規で100分の25とか、100分の15だとかという規定がございますので、広域の例規は私ども町の方には持っておりませんので、その金額まではわかりませんが、時間給に対する規定がしてあるというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 消防、違っていたと思うんですね。当時。要するに、例えば、救急車で朝の8時に出動して、確か、救急、広域消防の各分駐署あたり、勤務時間というのがありますよね。勤務時間が、もし、9時半までだったとした時に、8時に救急出動があったと、そして、患者を乗せに行って、通常9時半までに終わればいいんですけども、終わらなかつたりする時には、当然、超勤手当が付くわけ

ですね。しかしながら、私は、その超勤手当も付けなくてもいいんじゃないですかという話をしていたんですね。要するに、勤務の延長ですから、業務の時間でいけば延長なんでしょうけれども、やはり、広域消防というものはそういう特別なものがあるから、やはり、いちいちお金で換算するようなことはおかしいような気がするという話をしたことがあります。

そして、消防についても、超勤手当が差があったように、私は記憶しております。ですから、その時に、私が一番先に言ったのが、地域消防は土曜日の火事だろうが、平日の火事だろうが、一緒ですよと、出勤手当は一緒なんですよという話をしたんです。そして、夜中の火災だろうが、昼間の火災だろうが、出勤手当1回についての手当は一緒なんですよとお話をしたことがあるんですね。

ですから、現在も私も広域消防を離れてかなりなりますからわかりませんが、どのように改善されてきたのか、これだけ財政厳しい折りですから、かなり変更が来てきておるとは思うんですが、ただ、言えることは、現在でも広域消防組合に広域行政事務組合に消防費として負担しているのが1億1,500万円あるというのは事実なんです。今回の予算で載っているとおりですね。うちの地域消防の予算額は見てもらうとわかるように、やはり、2,300万円なんですね。同じ消防が、広域消防は救急業務をやりますし、いろんな業務をやりますが、ただ、火を消す業務については、地域消防だろうと、広域消防だろうと一緒だと思うんです。そして、火事場に着くのは、地域消防が先だと思うんですね。そして、仕事を休んで行くということからすれば、おそらく、頻度は、広域消防が非番の者を応援を願って、出勤をさせることよりも、地域消防の方が仕事を休んで、違うところから出てくるという頻度は高いと思うんですよね。そうした時に、やはり、私は所得補償の面から見た時に、現在でも安かったと私は思っていたんですよ。2,500円というのは安かったと思っていた。それが、今回、先ほど、総務課長のお話のとおり、財政的ないろんな理由もあるし、式典等の場合もあるということで、出勤手当も付くということで、今回、そういうことをならして、総予算に合わせて、総額を1回1回のやつを水火災を500円ずつ、警戒も500円下がってくるというふうに、500円ずつ下げられました。

しかしながら、それぞれ出てくる時には、広域消防も出てくるし、業務も一緒なわけですね。今後については、やっぱりそのあたりも考えていただいて、広域消防の必要性、広域消防の大切さというのを考えて、ある程度の所得補償もしていかないと、私は、地域消防は、年々加入者が減ってくるんだろうと思います。今度は、

婦人消防団か何か言われましたですね。でも、婦人だって忙しいんですよ。だから、火災とか災害があった時には、確かに地域のために出ていかなければならない義務は発生すると思うんですが、しかしながら、やっぱりだからと言って、財政が厳しいからと言って、下げてばかりでもいけないところがあるんじゃないだろうかと思うんです。

ですから、広域消防とのバランスの、広域消防の非番の職員が出動した時に、どういう状況であるかということも、考えて、やっぱり調査をしていただいて、そちらあたりも是正するなり、やる活動を行政側からすれば、広域の方でやっていただきたいと思うんですけれども、町長の方も広域消防の方、広域行政の方に参加されておりますけれども、その点については、おそらく、私も町長の方にはお話したことがございませんから、初めて聞かれることであると思うんですが、今後について、十分、そのあたりも注意してほしいと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 全くそのとおりにかなと思います。私も、いろいろ話しますに、1億円もかけて、消防は必要ないじゃないかと、そのようなことを広域で話したことがございました。大変、消防の方々には一生懸命日夜努力をされている方々には大変失礼なことを申したかなと思っておりますが、やはり、今、これだけの財政圧迫して、1億数千万のお金を支払う中で、やはり、そこに精通された方々が本来であれば、その中に含まれた給料の中に含まれた部分だったかもしれんなど、そのように思うところはあります。

今後も広域の方でも十分、そのあたりを注意しながら、また、見守り、十分、意見を述べていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第32 休会の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第32 休会の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

6日及び7日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、6日及び7日は休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後4時31分



3 月 8 日 (木)  
(第 2 日)

## 平成19年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成19年3月8日

午前10時01分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 請願書採択の可否について

日程第2 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	甲斐直三	1 町営水道の現状について	① 草部地区簡易水道の概要 ② 今後の草部地区への簡易水道振興計画 ③ 町営水道施設数
		2 大規模養豚場施設建設について	① 現在の状況について ② 養豚場建設候補地には、流末地域及び簡易水道の水源・水系であるが、ご決断の程を伺いたい。
6番	野中謙三	1 高森高校の将来像	① 県立高校再編に伴う特色ある高校としての環境充実の考え ② 生徒増に繋がる行政の役割
		2 高森町の方向（町づくり）	① 4年間を振り返って
13番	佐伯金也	1 産業振興と財源確保について	① 高森町内で振興すべき産業は何か。新たな産業施設の振興には、どのように対応していくのか。

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	甲斐末久君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時01分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 請願書採択の可否について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 請願書採択の可否についてを議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり1件であります。所管の建設経済常任委員会に付託しますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番です。甲斐直三でございます。おはようございます。

私は、12月の議会におきまして、最後の質問ということをしていただいた記憶がございます。しかしながら、再度、最後の質問を第1回目の3月定例議会の一般質問の方に、またさせていただきます機会をいただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

皆様、ご存じのように、今、日本は乏しい国と言われておりますが、そんな中で、水だけは良質で豊富に恵まれてきました。この計り知れない自然の恩恵によって、私達は古来より農業を発展させ、近年においては、工業国としての地位を築き上げました。

そういった意味では、水は、私達の生活を支えてきたかけがえのない宝物とも言えるものであります。そんな大切なものが汚染されるような、そして、粗末に扱われております。汚した水は、川や海に流れ、水中の生物を汚染し、それを食べる私

達人間に悪影響を及ぼしております。粗末に扱ったことの罪は巡り巡り、巡って、必ず、自分に返り、水に限らず、大自然の様々な恵みがあってこそ、私達の生活が成り立っていると思っております。改めて気づき、ありがたさに慣れてくることなく、自然を保護していかなければいけない時代が来ているかと思っております。

そのような観点から、自然豊かなこの高森町で、今後の課題として、町民に安全・安心な飲料水、安定した生活水の確保であります。飲料水供給施設は、地元草部地区にも及んでおるようでございますので、この関連に対しまして、通告いたしております町営施設の現状についてと、それから、2番目に大規模養豚施設建設について、この2点をお伺いをしたいと思っております。

まず、今、草部地区簡易水道が盆、正月、それを問わず、時間断水を余儀なくされておるところでございます。これに対しまして、町長さんの方にお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、草部地区簡易水道の概要をお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、5番議員、甲斐直三議員からご質問がありました草部地区の簡易水道関係かと思っておりますが、草部地区におきましては、昭和47年、48年度に約、事業費7,000万円ほどをかけまして、整備、また計画給水人口ということで、約1,300人ほどの給水をということで開始をしてございます。昭和63年度に水源の施設が大変な災害を受けまして、新たな水源を確保するというところで、いろんなところで試みがなされております。

結果といたしましては、現在、祭場水源地からの配水を行うことになりまして、平成7年度から9年度にかけて、約、総工費2億5,900万円ほどをかけ、水道拡張工事が行われております。

平成10年2月には、現在の施設が完了し、草部南部地区の方に配水ができているということになっているところでございます。

元々、昭和47年から48年の施設に関しましては、もう35年ほど経過し、かなり老朽化がいたしているところでございますし、また、その老朽化の結果が、昔で言いますエタパイとか、いろんな昔の35年前の配管材料だろうと、そのように思っております。その分におきまして、水自体の供給自体は、大変、数量的にも多いということと、それと、また、大変、すばらしい水質であるということでございます。

ますが、今、申しましたように、30数年経ったということで、老朽化が甚だしくしております。

今現在、ポンプアップする分は、1万2,000立米ほどのポンプアップ量がございまして、現在、本当の意味での利用されているというのは、約半分の6,000立米ぐらいになっていると、そのように調査結果が出ております。大変、距離的にも長い距離でございまして、どこで漏水しているか、大変な調べ方をしておりますけれども、なかなか漏水箇所を特定することができませず、今に至っているのが現状だと思います。

今、申し上げられましたように、お盆とか、また、お正月には、大変、地域の皆様方に断水等でここ数年、ご迷惑をかけているということでございまして。水道の施設の方は、もちろん、甲斐議員もご存じのように、草部南部の方には、今、水湛等、4地区に、昨年、簡易水道を施設を設けました。約80数名の方々の利用ではございましたけれども、約2億円ほどの水道施設ということで、今、かけてございませぬ。

それと、もう1つは、野尻地区の方に、それこそ、やっぱり40年近くなっているということで、材料が悪いのか、水質が悪いのか、ちょっと、私ども、調査結果が出ておりませぬけれども、一番最後の方になってきますと、白いタオルが黄色くなる、風呂にも入れず、顔一つ洗えませぬよということで、今、平成18年度から野尻地区の水道の改良にかかっております。

それと、この前から、今回、当初予算にも書いてございませぬように、平成19年度から草部地区の方も改良しようということで、断水を早い機会に、皆様方にご迷惑をかけられないということで、この平成19年度から着工するというところで、今、国の方にもお願いをしているところございまして、国の方からもある程度の許可を得ておりますから、早ければ、お盆ごろまでには調査が終わり、また設計等も終わりました、10月、11月ごろには、徐々に1年に1回で何もかもが解決するわけじゃございませぬけれども、約3年ほどかかりまして、全体的な草部南部地区の水道の改良に着工するというふうに、今、お話をしているところございませぬ。これの実行に向かいまして、今後進めてまいらうと、そのように思っているところございませぬ。

大変、今、皆様方にご苦勞を掛けていることには、心からお詫びを申し上げます。早急にできるところから進めてまいります。ただただ、申し訳ございませぬのは、財政的にも、大変難儀をいたしているところございませぬものですから、単年

度で即解決に至らないかなと、そのように思っております。

もうしばらくご辛抱いただきまして、そして、皆様方が安心・安全の水の利用ができますような施策を早急にとってまいりたいと、そのように思っておりますので、どうか、ご理解をいただきますように、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 自席からお許しをいただきます。

今、町長さんの方からご答弁をいただきました。私も、通告書の中で、今後の草部地区への簡易水道の振興計画ということをお尋ねしようかということとございましたけれども、今、町長さんの方がその点までおっしゃっていただきました。

町営水道と言いましても、大変多うございまして、私達の草部地域の水道以外にも大分あると思いますが、担当課長さん、その町営水道の施設を教えてくださいとお願いしておりますが、どうぞお願いします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 町営水道の数について、答弁させていただきます。

簡易水道施設が、高森、色見、草部、野尻、蔵地、赤羽根、高尾野、河原地区の8施設でございます。飲料水供給施設が、尾下、味鳥、永野、上玉来、草河原、峰の宿、下切、菅山地区の8施設、合計16施設となっております。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） はい、ありがとうございます。

今、課長さんの方からご説明ございました中でも、大変、老朽化をされている地域もございます。今、高森は、62年ですかね、それから、色見が56年、赤羽根が33年、草部が49年、今度、今、町長さんの方から水源地の言葉をいただきました草部も49年でございます。高尾野が49年、野尻地区は49年、これも今、実際に進行しているところでございます。

私は、今後、この水道施設に対しましては、やはり、避けては通れない工事の一環ではないかと思っております。草部もそういう形の中で、今後、言われました3年をめどにということで、3年間のめどにというお話でございますけれども、最初の5日の質疑の応答の時にも、佐伯議員さんの方からそういう言葉をいただきまして、3年、なるべくなら、2年ほどで完了させるように努力していただきたいと、強い言葉をいただきましたことも、私達も記憶に残しておきたいと思っております。

今、この草部の現状を少し申し上げさせていただきたいと思っております。今、

お盆と正月の断水はもちろんのことでございますけれども、このデータの方も課の方からいただいておりますが、このデータにも、約、使用料が月5,750トンですね。それに対し、約55%は不明水となっているということでございます。これは、あくまでも漏水でございます。私達もこの報告書を見ます限りは、どうしても、各家で辛抱をしてくれということでございますけれども、この上ない水の使用は、辛抱した上で使っておるわけでございますけれども、その途中で、約半分以上漏水をしているということになりますと、やはり、経済的な面からも大変町に対しましても、不安がございます。一刻も早く、この漏水対策の着工に向けたことをお願いをしたいと思っております。

町長さんの方もどうぞひとつよろしくお願いを申しておきます。

次に、第2番に掲げております大規模養豚施設建設について、2点ほどお伺いをしたいと思っております。

第1に、現在の状況と言いますと、この状況につきましても、今までの過去のものを含めまして、また、今どの程度、豚舎建設に対しまして進んでいるのか、この点を担当課長さん、岩下課長さんをお願いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） おはようございます。

ただいま、議員さんからご質問がございましたが、現在の養豚場の状況でございますが、まだ、現在、補助等も何も、協議のみで進んでおりません。それと、現在、建設場所についてでございますが、それにつきましては、進出企業さんの方から予定地を変更するから、今後も町の方にご協力をお願いしますということで、文書が出ております。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 少し、説明がちょっとわかりにくいようでございます。今の課長さんの説明に不満もございますので、一応、この建設に対しましては、9月の議会に議員さんの方から質問がございました。養豚場の進出について、尋ねられました。この時に課長さんの方から答えが出ております。基準値になった尿を酸化装置で放出される熱線を利用して、蒸発をし、下流には放流をしない計画になっていきますと、また、周辺の農家には、契約で大麦若葉を作ってください、それを刈り取り、それを豚に食べさせるという計画ですという、課長さんの方からお答えが出ております。

これは、周辺のことのみで、この辺の下流地域、要するに、川走橋から五ヶ瀬川



に注いでおりますこの河川敷内に建設をされるという候補地がここにあるということで、私達もお聞きしたわけですが、既に、課長さんは、このようなことをご答弁をされております。

それから、のちに、私達もわかったわけですが、その次に、質問の中で、現在、養豚業の進出は、まちづくりにつながりはしませんかという質問をされております。この答えとして、今回の養豚場の進出は、雇用や法人、町民税の増収と高森町にとっては経済的にも期待できるものだと思っておりますと、これは、あくまでも民間ですので、側面から支援できるものは支援していきたいと、こういうお答えであったかのように思われます。その時点で、もう既に課長さんは、動いていらっしゃるということは、これは間違いなく事実でございます。

それから、流末地域にどのような説明をされるかということも、私も問うたことがございます。その時、個人の進出であって、私達は、これには関係しませんので、説明はできませんということでございました。その説明だけで、流末地域の方々が納得をされるか、されないかを、その時、また、問うた経緯がございます。今の条例の中では、どうしても周辺だけしか説明できなくて、下流地域までは説明をすれば、きりが無いということから始まった問題であったかと思っております。

それに対しまして、下流地域、要するに、草部南部地域、それから、これは、飲料水関係がございます。そこには、涵養地もございます。それから、流域には、川部養魚所という大変高森町でもこれはなくてはならない一つの名所にもなっておりますのでございます。

それから、入ります116世帯ぐらいでございますか、約80ヘクタール近くの田んぼにもこの水は注いでおるわけでございます。先ほど、水の時をお尋ねいたしました時も、町長さんの方から63年頃に大水害がございまして、その時、破壊をしましたポンプから今の祭場地区に変えたというお話でございます。その時、今の河川敷から流水しました大量の雨水といいますか、これが、下流地域にもたらしました被害が壮大な被害をもたらした経緯がございます。これは、ちょうど63年の集中豪雨の時でございます。尊い人命も奪われました、その時でございます。

やはり、あの地域から注いでおります水は、大変に貴重であります中において、それもまだまだ完成ということではなっておりません。河川敷もまだ、今、何らしていないような状態で、未改修でございます。砂防も行っていないような状態でございます。その点をちょっと課長さんの方に、また、お尋ねしたいと思います。この河川敷を今度の施設候補地でありますところから、養魚場までの区間のあそこ

の間を調べられたのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 木郷ダムのところは、土地改良区の方から昨年、陳情がございまして、木郷ダムに土砂が堆積しているということで、その土砂ばきとして、改良できないかという要望がございましたものですから、現在、単県で、取水口の方に土砂ばきをつくっているところです。上流の方は、私も、あそこの川部さんですか、水が出ているところにわたって、そこまで見ましたんですが、上流は歩いておりません。

前のことですが、何か災害復旧で、そのダムに土砂が堆積したのは、2メートル程度、災害復旧の時に除去したということで、お聞きしております。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 大変、今、お聞きしますと、まだまだ今日は傍聴にもお出でいただいておりますが、その程度の調査ぐらいで本当に下流地域の人達に安全である、不安が解かれるかと言いますと、これは、解かれるような状態ではないと思います。やはり、あそこの河川をちゃんとした形でお調べいただいた上で、説明等もしていただきますならばよかったのじゃないかと思えますけれども、今日はそういうことを言ってもしかたありませんので、今後、河川敷を何とかしていただくということで、こちらから要望をしておきたいと思っております。

1に、この河川の未改修でございますので、降雨の場合の雨量測定もできておらないということでございます。大変、降雨量も多いところでございます。降りますと、今の広域消防がございませう裏には、少し降っても、黒水が流れると、そういうような状態でございますので、この際、この区間を何とか、護岸改修、あるいは、砂防を1、2本入れていただくということもお願いをしたいと思っております。

また、涵養地ということは、まだまだ指定はされておられませんけれども、今、熊本、大津、高森町と2年前でしたか、この色見地域の涵養地のことで、林のことで、制定をされたということもございまして、やはり、今の川走橋から五ヶ瀬川に注ぐ箇所を、何とか、禁止、形は何であれ、何か入ってくる場合、この涵養地を設定していただきまして、ある程度の厳しい検査を、検査と言ったら何でございませうが、そういう形で禁止区域ということに、条例で制定をしていただきはできないか、これも要望したいと思っております。

また、この河川は、五ヶ瀬川という国でも上級河川の一つの指定された保護の河川でもございます。大変、鮎とか、ヤマメ、こういう形で生計を立てられている五

ヶ瀬川でございます。このたびもこの件につきましても、町の議会の方にも陳情が入っておるようでございます。

このような事等を真摯に受け止めていただきまして、今後の高森町には、清い水源の美しい高森町であるような形にさせていただくならばと思っております。

最後に、この養豚場施設の候補地に対しまして、町長さんの方にお伺いをするわけでございます。町長さんの方にお伺いするということは、大変に、これは決断をなされるものと思っております。これに対しまして、町長さんの方から推薦をされるのか、また否かをお聞きしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員さんのご質問にお答えをいたします。

大規模養豚候補地ということで、今、蔵地、祭場地区の方にとということでお話があつてございました。今回、今、課長が申しましたように、建設予定地を変更しますという届出が出ております。私も、今思いますに、現在、いろいろな皆様方にご説明を、機会あるごとにあつたんだらうと、そのように思っておりますが、私自身も、今、皆様方に賛成、反対といろんなご意見が入り乱れて、町自体も大変混乱をいたしましたところでもございます。

そして、一番心苦しいのは、地域の方々に大変、心労、またご心配をかけたということに心から私もお詫びをするところでもございます。

今回、場所変更という届出が来ておりますことと、この賛成、反対と、もちろん、皆様方の地域的なお話等もありますが、私自身は、今、この養豚場につきましては、ちょっと建設予定地については、私もちょっとお聞きいたしてはおりませんが、今回の蔵地、祭場地区については、私も賛同するつもりは毛頭ございませんし、今後の変更ということになっておりますが、変更がどこにくるか、まだ本当のところ知っておりませんので、わかりませんが、現状のところ、皆様方がご説明を受けておられますところにつきましては、この建設はあり得ないというふうに思っております。私自身もその方向でおります。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 今の候補地に対しまして、町長さんは、ノーだということを改めて、この場で決断をされましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

候補地と申しましても、大変、河川敷は、長うございます。川走川上流ということに対しまして、その周辺に入ります雨水等もございます。その附近には、絶対

建設をしていただかないように、切にこの場からお願いするところでございます。

今の候補地は、大変、草部にとりまして、重要な水の源でございます。養魚として土地改良、また、飲料水の方もこの附近にあるわけでございますので、先ほど、絡みますけれども、簡易水道の今までの経緯を見ますと、63年の災害の後から何か所かボーリングをされて、今の祭場地区に決定された経緯がございます中で、ボーリングをした後は、下はもう音を立てて流れている状態でございます。やはり、そういう箇所に豚舎建設をしていただきますならば、もうすぐさまに飲料水の方にもかかってまいります。どうか、その点もお酌み取りいただきまして、議員の皆さん達もどうぞこの方にお考えを理解をしていただきたいと思いますと思っております。

再度また、課長さんの方にもお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 現在、先ほども申しましたように、3月1日付けで阿蘇クリーンファームより、建設予定地の蔵地、祭場から建設予定地を変更するというような文書が出ておまして、町長が申しましたように、賛成、反対の意見が入り乱れまして、企業さんの努力によって、位置を変更するというような文書が出まして、大変町長の方も心を痛めて、非常に悩まれたことと思っておりますが、これによって、早くこの混乱が終息するように願っております。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） はい、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

私の方に1通のこういうような文書をいただいております。この場で読み上げさせていただきます。これは自然の恵みということで、私の方に寄せられた1通の投書でございます。私達は大衆の踏査を忘れかけているように思います。草部の地を見回す時、山を切り、台地をつくり、谷を開き、台地をつくり、山に畑を、谷には田園と人力の作業での重労働でありました。つくった米はお金に換えて、畑作業を主力といたした時代に子どもは一家5～6人ほど助け合いながら、子どもは成長していきました。今の日本は、あと20年はもたないのではないのでしょうか。人間は、物をつくり、喜びもあり、また、苦しみもあり、繰り返しながら、次の世代へと変わっていきます。次の世代に残すものは何でしょうか。物やお金ではありません。人間相互助け合う人になってほしいと思います。田畑が今、草部には、田だけでも30町歩、休耕地、また高森町では、200町歩こそ、この草部、野尻が主な

土地で、休耕地もこの地を生かすことによって、野尻、草部活性化になるのではないかと、私は考えております。そこで、土地を生かす目的としまして、今、言われました養豚舎建設以外にもあります。地元農家も高齢化も、農作業もできない家庭の収入に、家庭ぐるみの温かい我が子のように思いながら、この地の良さを語り合い、将来に夢を持たせ、草部、野尻の自然の良さを子ども達に与えてやりたいと思っております。苦しみを乗り越えながら、今の子どもには季節と楽しみと夢と希望を持って、恵まれたこの大地を、地元皆さん、また高森の町の住民の皆さんに対しても、反映させていきたいと思っておりますと、こういう文書をいただいています。

当然だと私も思っております。そういう形で、まだまだ町にはそういう利用できる土地等もございます。今後、そういう形で、皆で考え直す時期が来ているんじゃないかと思っております。この中にもあります。草部に農業大学の分校ということもいかなものかということもうたっております。私もそのとおりで思っております。私もこの一般質問もこれで最後になるかと思えますけれども、また、次の選挙も厳しいものがございますけれども、町長さんも一緒でございます。また、こういう場が与えられましたならば、議会、また、町長さん、また執行部の方々、切磋琢磨しながら、高森町のためにがんばってまいりたいと思っております。どうか、また、よろしく願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君の質問を終わります。

お諮りいたしますけど、しばらく休憩したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

先ほど、5番議員の甲斐議員さんもおっしゃったように、改選前でございますので、いよいよ任期中、最後の質問となります。来年あればいいなと思いつつ、果たしてどうかなとも思っておりますけども、今回は、2点について、ご質問させてい

たきます。時間が押しておりますので、簡潔にいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、第1点といたしまして、高森高校の将来像ということで、質問させていただきます。

折しも、今日は、公立高校の入試、昨日から今日と、公立高校の入試日となっております。たまたま重なりましたけども、地元にあります高森高校、これは、非常に貴重な存在でございます。県立高校再編に伴いました折にも、高森高校の名前は挙がっておりませんでしたし、存続していく可能性が十分あるという県の認識かと、逆に思えば、そう考えられなくもありません。

しかしながら、現在、高森高校、地元にある高校ではございますけども、定員割れの状態が非常に長く続いておりますし、このままでは、やはり、高校再編で次の再編がされる折に、危惧される部分がございます。

したがいまして、地元高森町、そして、南阿蘇をはじめといたしまして、1町1村あげて、やはり、高森高校存続への動きを地元行政から私は出していった方が、よろしいのではなかろうかというふうに思っておりますので、そのことについて、ご質問していきたいと思っております。

まずもって、最初に、地元高森中学校、東中学校、その辺りから高森高校への進学者数等の動向について、まず、最初、第1点として、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） おはようございます。

今、ご質問いただきました高森高校への進学者数でございますが、高森中学校卒業生につきましては、現在、今の1年生27名、2年生30名、3年生23名、東中学校につきましては、現在、1年生が6名、2年生は0です。3年生3名、以上でございます。なお、草部が東中に統合する前におきましては、現2年生が1名おります。

また、参考でございますが、白水からは1年、2年、3年、合計しまして40名、久木野からは合計いたしまして19名、長陽からは4名、蘇陽からは10名、校区外から15名の生徒さんがお出でになっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。ありがとうございました。

1つは、今回、県立高校の部分に関して質問するというのも、町立ではないのに、いささかという部分もございますけども、いかんせん、例えて申しますならば、阿蘇市にございます阿蘇清峰高校あたりが、今後、高校再編に係りまして、地元挙げて、存続の部分の自治体挙げての運動というのがございます。そういった動きを見る中で、やはり、高校があるなしに関わる部分といたしまして、地元の経済的に及ぼす影響、あるいは、町のにぎわい等を考えれば、やはり、当然かなと思っておりますし、そういった動きもやはり、高森町にとっても、大きな役割だと認識し、存続への部分をやはり行政からできる手立てとして、今後、計画的に打ち出していく必要があるかなというふうに思っており、質問しているものでございます。

そういった中であって、例えば、私が時々耳にするのが、せっかく、高森高校に寮がございますけども、今、閉鎖して数年経っております。生徒数がないということで、閉鎖している部分、あるいは、高森町から高森高校へ通学する人達に対する通学助成金というのも条例の中でうたってございますけども、それに該当する生徒もなくなったという点、そういった部分を考えてみれば、行政として、手助けできる部分が他にももう少しありはしないかなという点が心配している点でございます。

経済の活性化という部分が大きな点と、もう1つはにぎわいという点では、やはり欠かせない高校の存在と思っておりますので、今後、これは、教育委員会としてではなくて、町として、やはり、高森高校に生徒を増やせる方策という部分を隣の南阿蘇村と旧蘇陽町とかと協議しながら、僕は進めていくような組織をつくっていただけのならばと思っておりますけども、そういったあたりについて、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 高森高校の将来像ということだと思います。本来は、県の教育委員会の管轄でございますから、現在、高森高校におきましては、平成18年度から20年度までに文部省の指定を受けまして、確かな学力育成のための実践研究等、いろんな事業に取り組んでおられます。

また、高森中学校との交流事業にも、先生方の交流を多くしていただくということで、高森高校に対する中学校生徒の理解を深めると、そのような努力も今いたしているところでございます。

また、寮の運営の方でございますけども、数年、今、閉鎖してございますが、この寮というのが、保護者負担が多くございます。寮に入った生徒さん方の寮費は全

額負担というようにお聞きをいたしておるところでございます。そのため、大変保護者の方々の負担が大きくなる、単純な計算いたしますと、月に10万円かかるのに、10人寮生がいれば、確かに保護者の負担は、1人に1万円程度でございますけれども、5人ということになりますと、当然、2万円の経費がかかるという、保護者の方に大きな負担をかけるということで、今、閉鎖をなされていると、そのようにも聞いております。

その1つの解決方法として、来年度からバイク通学とか、そういうことも多く認めて、少しでも高森高校の方に来ていただくような施策をとるというふうに、方向性を見いだしているところでございます。私どもの町といたしましても、できる限りの手助けを今後とも強めてまいりたいと思っております。

何分にも、県教育委員会とも十分今後、相談をしながら、また、隣接町村とのお互いの気持ち、いろんな町村の考え方がございますから、そのあたりの話し合いを進めてまいりたいと、そのように思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

高校に通学させる場合、どうしても、親の経済的負担というのがございますけれども、1つは、やはり、経済的援助を多少、自治体としてやっていくという部分としての応援、それともう1つは、生徒の方が来やすい環境をつかってやる、いわゆる、今、高森高校は普通科でございますけれども、南阿蘇において、人が集まる理由、いわゆる観光客を含めまして、人が集まる理由とすれば、やはり、自然、高森町に根子岳がなければ、他に景色として見るべきものが、外輪山の上の方に行かないとございませんけれども、やはり、この風光明媚な部分としての魅力という部分を、やはり、高校の中でも打ち出せるような、そういう部分を行政側から、僕は先ほど、各町村と協議しながら進めていくと、町長の答弁にございましたけれども、そのあたりをもう少し深めるような議論として、行政の中から見いだせる部分はないかなと、現実問題としては、難しいかもしれませんが、新しい学科を創設するような動き、環境に適する部分、あるいは、福祉に適する部分、そういった部分を自治体あげて、共通認識のもとに打ち出せるような、そういう組織としての再編あたりを行政側からしていけないものかなと思っておりますので、そのあたりの動向、可能性について、町長、いかがお考えでしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。



○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、特色ある学校づくりということに間違いはございません。私どもそのように考えているわけですが、なかなか県立と、県教育委員会というのが、そういう地域にマッチした施策をなされているのも現状でございますけれども、なかなか独特の、隣接町村、南阿蘇村、高森町と、今ございますが、打ち出すという施策は今のところないのが現状でございます。

やはり、今、学校教育と言いますと、大変いろんな諸問題を多く抱えているところでもございますが、その問題すらなかなか解決がなかなか糸口を見つかっていないというのも現状でございます。是非、野中議員さんがおっしゃいましたように、そういうもので、高森高校、自然学科なり、いろんな自然を相手にするとか、いろんな方策はあろうかと思いますが、今後、県教育委員会の方とも相談をしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 相手が県立なものですから、一町村でどうのこうのという部分は非常に難しいんですけども、かく言う私も子どもが4人おりながら、地元の高校にやっていないという、ある面は、こういう質問をしながら負い目を感じておりますけれども、もう1つは、子ども4人を育てた中の経験から言えば、1つは、高森高校に行く魅力の部分として、まだなかったという部分、あるいは、自分の将来的な部分の方向性として、地元の高校がそれに役立つか役立たないかという部分の選択肢の中から外れていったという部分で、私の子どもに限らず、子どもの同級生なんか見ますと、その部分が多々多かったような気がいたします。

例えば、福祉関係に進んでいる子ども達なんかを見ますと、非常に多かったわけですね。他町村、あるいは熊本市内、そういった高校に行って福祉関係の道に進んでいく、地元でそういった学科があれば、その分は残せるという部分、それともう1つ、福祉関係、そういった学科が創設されることによって、今、校区外から15名ほどいらしているということですが、このあたりも増える可能性があるような気がいたします。

過疎の町の高校にあって、定員割れということになりますと、校区制があってもなくても関係ないようなものでございますので、1つは、町村の方から校区制の撤廃なり、あるいは、市内からでも子どもさん達が通ってこられるような、そういう今現在、卒業している人達の進路方向を調査された上で、どういう学科がほしいという部分まで、できますならば、町村単位で協働しながら、模索していただけれ

ば、幸いかと思っております。

今後、地元にある高森高校に生徒数を増やせる方策という部分をどこか片隅に置いていただいて、そういった取り組みあたり、あるいは、議論あたりを進めていただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の高森町の方向ということで、質問に移らせていただきます。

この4年間、私の方も毎回毎回、一般質問をさせていただきました。その中で、一番私の質問で内容的に多かったのが、行政改革の部分、あるいは、入札制度の問題、そして、地場産業の育成ということで、いろんな質問をし、町長の方から町の方向等について、お話をお聞きしておりました。そういった中で、まず、全体的に振り返りまして、町長がとってこられたこの4年間の町政、このあたりについて、まず、概略的にどういった部分が成果として評価できるかが町長自身がですね、そして、もう少し力を入れたかった部分とか、そういったあたりについて、まず、概略的に伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、4年間を振り返ってということだと思いますが、大変、個々の事業も一つ一つ取り上げますと、答弁の範囲が広がりますので、大きな視点からお答えをさせていただきます。

この4年間の中で、3つの視点と8つの行動ということで、基本姿勢として取り組んでまいったところでもございます。まず、大きな1点目が、町民自然行政の一体化によりますやさしいまちづくり、また、2点目が、将来につなげる明るい未来のあるまちづくり、3点目が、生活環境、地場地域産業を充実させる安心、豊かなまちづくりということで、皆さんと一緒に取り組んできたところでもございます。

これらにつきましては、私も私なりに精一杯強い思いを持って、課題に真摯に取り組んできたところでもございます。まだまだ町民の方々、また、町外の方々からも励ましを受けながら、また、叱責を受けながら、この4年間を過ごしてきたということでございます。

私自身は、役場等に入りまして、私も行政マン上がりでございせんものですから、議員としては2期8年間務めました、行政の方はあまり詳しくも知りませんでしたから、行政の方々のいろんな一挙一動と言いますか、いろんなやり方を見て、勉強に今取り組んでいるところでもございます。

やはり、役場の職員の方々が住民に信頼される、そしてまた、住民に密着できる地方行政を目指す時に、本当に窓口の対応は大事だなと、そういうことをまず思っ

たことと、そしてまた、住民の方々に不信感や反感をかわないようにということで、明るい職場づくりというような制度を2年ほどやったところでございます。職場と申しますならば、明るくて、当たり前でありますけども、やはり、その部分が少し欠けた部分があったかなと、そういうことで、総務課長以下、約2年間、明るい職場づくりということでロビーの方でお願いをいたしました。

その中でも叱責を受けたこともございます。あんな給料の高い人を窓口において、4時間も座らせてもったいないんじゃないかと、そのような叱責も受けたこともございましたけども、これは窓口で職員一人一人が住民の方々がどのようなことを考え、また、どのようなことでお願いをしておいでになるのか、いろんな役場の顔だけではなく、住民の立場に立った、その痛みがわかるような、そのような認識をするというところで、課長以下ということにしたところでもございます。

いろんなお話の中でも、やはり、職員の方々が一人一人に対応する、そして、住民の方にどのような心配り、目配り、気配りといいますか、そのようなことができるかということも大事なことだったろうと、そのように思っているところでございます。

大きなねらいといたしましても、やはり、住民の方々に好感を持たれるような明るい態度を、また、きびきびした振る舞いができるかと、また、丁寧な言葉遣いができるか、いろんな方策があったということで、私は、それはそれなりに、大きな成果を上げたのではなかろうかと思っております。

今、私がモットーとするところは、私自身もこれまでにしがらみがないように、公正・公平であるべきだろうと、そのことを一番大事にしてきたところでもございまして、町の職員に対しましても、公務に携わる者として、一番何が大事かと、職員としての人格、また、それに対する認識をさらに公務員として求めるべきであろうと、そのように思います。

それとまた、町民の方々と対話を重ねることにおきまして、私を含めた職員が町政の無理無駄のない財政に取り組んできたものだと、そのように、今、思っております。

いろんな学校統合、本当に19年かかったわけでございますが、本当に誰がする、彼がするじゃなく、地域の方々にいかに、どのような痛みを与えたのか、また、本当に地域の方々が校区という学校を中心とした取りまとめ方というのを本当に十分痛みもわかったところでございます。

もちろん、議員の先生方のご理解、また、地域の住民の方々のご理解があつてこ

その達成だったろうと、そのように思っておりますし、また、そのためには、その痛みを少しでも和らげるように、そのような施策を私自身は、とってきたし、また、人の痛みも十分、理解をしていかなければいかんということで、私もそういう分に関しましては、地域の方々と機会があるごとに、対話を重ねてきたつもりでございます。

また、今回も今年4月1日から草部保育園などの4園が1園として開園するわけでございますけれども、その中にも、やはり、保育園の子どもさん方の声が地域で聞こえないというのは、本当にお年寄りの方、おじいちゃん、おばあちゃん達も本当に寂しい思いをされることと、十分認識しておりますが、これも1つの時代の流れ、財政面、いろんな機構改革の一環だと、痛みをお互い分かち合うということで、お願いをしたと、また、することにおいて、子どもさん、お孫さん方が安心して、園生活ができるような、そのような対応も、本当に、安心・安全ということを第一に考え、4月1日のオープンになったのではなかろうかなと思っておりますし、また、先ほど、5番議員さんからも水の問題について、本当に生活をする上で、何が大事かということは、本当に衣食住と、水が一番何よりも、まず、水がないことには、人間生活ができないわけございまして、やはり、水があるところに、人間は住み着くと、皆、山の一番上には住み着かなくて、下の川沿いでいろんな災害を受けながらも、やはり、河川の側、そういうところに人間は住み着くようになっておりますから、水だけは大事なものだということで、今まで簡易水道に乏しい、水不足で大変悩まれた方、先ほど、質問じゃございませんけれども、草部だけではなく、まだまだ大切畑とか、小村とか、まだまだ水道施設ができてございせんので、やはり、これこそ、人が5人住んでいけば、水道が出ますよ、1人住んでおったら水はやらんでいいと、そのような法律は成り立たないわけございまして、人の生命を守るということにおきましては、その観点から、たとえ1名であれ、5名であれ、水道施設として、安心して飲んでいただく、そのような施行をとということで心がけてまいりました。

また、道路につきましても、やはり危機管理用道路ということで、いろんな高齢者の方が多くございまして、やはり、どうしても福祉面から考えますならば、救急車1つにいたしましても、大変大型化されております。やっぱりいざという時に、救急車1つ、地域に入らないということとなりますと、大変、高齢者の方々に福祉の面からも、またご家族の方々の痛みを考えますならば、やはり、救急車等につきましても、さっと家に着くような、そのような道路網整備も危機管理用道路網を整

備をいたすということで、今、私自身は着実に一つ一つを進めております。

本来ならば、5年かかるところが、7年かかる可能性がございますけども、たとえ7年かかっても、やるべきことはちゃんとやると、地域の人の立場に立って同じ目線に立った行政でなければならないと、そのような考えのもとに、この4年間を進めてまいりました。

まだまだ、いろんな観光面、いろんな諸問題を抱えております。本当に自主財源探し一つにいたしましても、これはよかろう、あれはよかろうと、本当にいろんな地域を回り、いろんな会社を回りながら、トップセールスをやろうということで、いろんな何がいいかというのを一生懸命、今、模索をいたしております。それでもやはり一つ一つクリアしていかなければ、もちろん、リスクもございますし、痛みもあります。しかしながらリスクも痛みも、お互い分かち合いながら、一つの私どもの財源探しといいますか、地域の活性化のためには必要であろうかと、思っております。

今回も企業の特別委員会にも報告してございますけども、青山製作所さんが今回も約2,500平米、ちょうど工場の約倍だそうでございますけども、来年9月オープンということで、間もなく調印式があるかと思っておりますが、進めてございます。雇用の場としても、80名から120名を雇用するというので、私どもが今お話をしておりますのは、何が何でも50名程度だけでも、この高森高校から、また地域から、そして、高森町に住んでいただく方を必ず雇用していただくようにと、いろんな制度がございまして、契約社員とかいっぱいございますけども、それじゃなく、地元から雇用していただくと、それが条件であれば、私どもも土地の交渉であれ、なんであれ、地域の地主さんも大変な貴重な財産でございますから、なかなかおいそれと、「はい、貸すばいた」「売るばいた」と、誰もお話ししてありませんけども、そういうことが条件であれば、さんつくばいしても、その土地をリースなり、売買なりしていただくと、そういうことで、今、行動しているところでございます。

おかげさまで、土地の方はあらかじめ、めどがつかしました。あとは、リースにしても、売買にしても、単価面は私どもが入る余地ではございませんで、坪いくらばいたとか、町長が言うものではございませんものですから、それは、地主さんと利用される方々がお話になるということで、今、進めているところでございます。

私自身も一つの4年間、長として務めました。まだまだ住民の方々、町民の方々に何一つご恩返しをしていないというのが現状でございますから、再度、挑戦

し、必ず、ご恩返しができるようにということで、今、お願いをいたしております。

ついでに申しますけども、観光交流センターの方もおかげさまで、叱責を受けながら、「何だ、駐車場ひとつ町中にないがどうということだ」と、大変な叱責を受けてまいりました。おかげさまで、4月1日からオープンということにこぎ着けて、やはり、やっとなんという土地の方を確保できましたから、こういう機会ですから、皆様方にお話を申し上げるところでございます。

再度、挑戦いたしまして、必ず、皆様方に恩返しができるような、そのような町政、そして、本当の意味での福祉の町、本当の意味での町民参加の町政と、そのように思っておりますので、ご支援をいただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

一般質問でご支援というのは、ちょっとおかしな話でございますが、私は、性格がこういう性格でございますから、申しました。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

何か、今、立ち会い演説会に来ていたような気がいたしました。

4年間の中で、いろんなことがございました。私も反省する点はいっぱいありました。最初のころは、一般質問、回を重ねておりますけども、一般質問というのは、執行部をつくことが一般質問だという先輩方の指示がありましたものですから、つくことが一般質問という認識というか、そういう解釈のもとにやっておりましたけども、50歳を過ぎてからは、かなりかわりまして、今年52歳になるんですけども、一つは協調性、そのあたりを大事にせんといかんなどという部分、人間が年重ねると、だんだん丸くなります。今、町長の話聞いておりましたが、この4年間で、町長の会話というか、答弁等も非常にスムーズ円滑になってきたという部分が非常に感心した点、さらには、本当にある意味、町長の方から教わった部分といたしますれば、やさしさとかつながりとか、そういう思いやりのある部分、前町長、今村町長の時代は、本当に議席が1番でしたので、非常に近くて、「ぬしがぬしが」という指でやり取りをされたりとかという部分で、ある意味、町政のまちづくりの哲学という部分を前町長から教わったような気がいたします。そして、今期の町長からは、そういうやさしさの部分を教わったかのように思います。

それはさておき、実際、私がこの4年間、自分を振り返った中で、大きなテーマとして上げておったのが、一つは、今後の合併の問題が一つと、農業用水の今後の

行方が一つ、それと、行政改革に伴う財源、この3つが、本来、私が思っておった大きな柱でございました。簡単にこの部分については、お聞きしたいと思います。

まず、町村合併についてでございますけども、熊本県の方が先日の新聞にも載っておりましたように、生ぬるいという国の方の指摘ですね。こういう指導方法では進みませんよという指摘を熊本県が受けておりますけども、それに伴って、市町村の方にもそういった部分が下りてくるかと思っておりますので、今後の町村合併について、町長がどうお考えになられていくのか、これを第1点。

次に、農業用水、指定管理者に向けての大きなハードルとなります農業用水の水利権の問題等もございます。そして、農業用水等の基金等もございます。この取り扱いについて、どういった方向で、今後、取り組んでいこうとされるのか、これを第2点、さらに、行革、行革と行ってまず機構改革の話が平成16年ぐらいから始まりまして、実際、今議会で機構改革の部分で提案されております。丸3年かかっております。時間が掛かるからいい悪いじゃなくて、それだけ、僕はじっくり見つめられていい成果ができあがるものだと思っておりますし、この部分に関しては、急ぐ部分と急がなくてもいい部分があるかと思っております。機構改革について、今議会で提案されたことを非常に喜ばしいことと思っております。

それに伴って、財源をどうするかという部分、今回の機構改革に伴います職員給与体系が変わるといふ部分がございますけども、果たして、財源の部分を中心に心配する上での職員給与体系の変革になっているのか、簡単に申しますならば、今回、議案にも出されておりますけども、職員給与体系の別表で付いております部分、その部分が果たして、本当にこのままでいいのか、即効性のある改革に、これが本当につながっておるのか、いわゆる現給補償されている部分に関しましても、それがあと残されている期間が4年でございますので、4年後に初めて、効力が発するような行革で果たしていいのかどうか、その部分をお聞きしたいと思います。

まず、この3つについて、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、町村合併の考え方、本当に、昨日、新聞等にも熊本県は少し総務省の方から言わせますなら、手ぬるいというような批判だったように、新聞を拝見したところでございますが、私自身は、当初、4年前から申しましたように、必要なことであるのは間違いないでしょうと、それは十分申し上げてきました。

それと、もう一つは、合併をする前には、必ず、住民の皆様方のご意見を拝聴す

ると、それは、約束でございます。私自身の考え方は、県の方からも何回か合併についてのお話がありましたし、協議会もありました。合併をしないところだけの町村長でのお話もありました。その時、私、いつも申しますのは、前町長のお話を申し上げるわけではございませんけども、合併したくてもできないところはどうかというふうにすればいいのかという、すごく前町長も腹を立ててございましたし、その分も十分意見も述べてきたところでございます。もう少し強い県なり、国なりの指導でやれば、阿蘇は一つということが可能であったのではなかろうかなど、そのようなことも話したところでございます。

私も今回は、いろんな合併のお話があるたび、今またお話をしよりますのは、今の現状では、南阿蘇と1町1村で合併するということはありませんと、それは十分県の方にも申し上げております。なぜかと申しますと、ここまで来て、一緒になっても、また、2万人弱でございます。決して3万人に達するわけじゃございませんで、下も1万2,000人、うちが約7,500人ということで、2万人にも達しないと。何のための合併かと、人口的なものも含めまして、成り立たないということで、そうやっていただくならば、阿蘇を一つにしてくださいと、そのお話をしております。

それと、またそのいろんな合併、特例債は切れましたが、今の合併は特例債はありませんけども、何らかの形で合併するところには、少し甘い飴の部分が残っております。それをできますなら、日の峠線をやってくださいと、それを一生懸命お話をしております。日の峠線をやっていただければ、何も合併するもせんもありませんと合併しますと、ただ、合併して、日の峠線をつくるのか、合併して日の峠線、お金がないから、15年先になったでは、私ども納得できませんから、まずは、そういう諸条件、合併をするから、道をつくってくれと、道をつくってから合併しますと、それを今、強く求めております。これは、議員の先生方ともお話する中で言いますのは、それを一生懸命、ここ高森町から一の宮まで、ちょうど10キロでございます。今、日の峠が一番ピークで、あそこがちょうど5キロでございます。今、2トン車ぐらいのトラックは通るわけでございます。舗装も終わっておりますが、もちろん、上は国有林が入っております。それをまず、何らかの形で、県道なり、今、東部線ができておりますが、いろんな名目はあるわけでございます。

それと、お話し合いをしておりますのは、自主財源じゃなくて、ガソリン税と、道路財源と言いますが、この道路財源は、道路以外には使わないというのが、要件で、その道路財源のお金は余っているということでございますから、何らかの形



で、この高森町から一の宮につないでくださいと、そうすれば、時間的に20分で着くということで、今一生懸命、その分に関しては、お願いをいたしております。

ただ、雪降りはどうするかとか、いろんな諸問題がございますが、大戸ノロよりもちょうど50メートルほど日の峠が高うございます。今、こういう時代で、わざわざ西原の俵山トンネル、すばらしいトンネルができておりますけども、トンネルじゃなく、私どもの自然を大事にした春夏秋冬、春は春の若葉、夏は夏の涼しさ、また秋は紅葉、冬は雪景色等も見れるような、そのような道路網をということでお願いをいたしております。冬凍結したら危ないですという人もおりますが、それは、この時代、タイヤでん、何でん、どぎゃん立派なタイヤでもあるわけでございますから、昔みたいなチェーン巻いてということは、ほとんど今のところ、経験ございませんが、そういうことも含めて、お話を今、いたしております。

先ほど申しましたように、合併問題につきましては、必ず、住民投票してからでないと、この合併には賛同はいたしません。もちろん、今、言いましたように、諸条件をクリアしてから、皆さんとまたゆっくり住民の方々ともお話をしていくべきだろうと、そのように思っております。

また、もう1点の水道事業でございますが、高森～高千穂線の前国鉄でございますけども、水が濁水、断水して、今、補償をされてございます。いろんな基金がA・B・Cと基金がございますが、農業用水につきましても、今、当初の金利計算とか、いろんなもの拝見いたしますと、どんなに金利が下がっても、5%ぐらいでは止まるだろうと、せめて4%ぐらいは止まるでしょうということで、基金の創設がしてございます。その金利で維持管理、電気料を払う、または、いろんなポンプが故障した時には、そういうことで補うということで、当初はそうように計算をしてございますが、今の金利状況から見ますと、全然、電気料の何分の1にもなりませんということで、大変、利用される方々にご苦勞をかけております。湧水トンネル公園の入場料とか、いろんなお話がいつも議員の皆さん方とお話をするわけでございますけども、やはり、湧水トンネルの方もせっかく観光として、集客をする以上は、安心、安全が大事でございます。道路網整備にいたしましても、ある程度の整備をし、お客さんを誘致すると、集客をすると、そういう面も含めまして、周辺整備がまだ完全なものではありませんものですから、それが完全なものになりさえすれば、そういう農水のことに関しましても、もう少しお話ができるんじゃないかなと、そのように思っておりますし、また、先月来、いかに維持管理費の減をするためには、内山ため池を新しくつくったらどうだろうかとか、いろんなお話が議

員の方々と12月の定例議会でもやったわけですが、これもやはりなかなか地域の方々のまだご理解が得られないということで、今、農水省の方もお断りを申し上げました。そういう事情であるならば、一番先、高森町の仕事をしてやらにゃいかんたいということでございましたけども、残念ながら、それを今お断りを申し上げたということでございます。

また、いろんな施策、また、いろんな今後の農業のあり方等も見極めながら、この施策は、進めていかなければならないと、そのように思っております。

また、行財政改革でございますが、機構改革で、今回、16年度から職員で11、2回ほどの会議が持たれ、改革プランということができあがりまして、いろんな案ができました。それを今回、議会の方に提出をしたということでございます。機構改革につきましては、まだまだ課設置とか、そういうものにつきましては、もう少し厳しいんでいいんじゃないかと、そのようなお話もお聞きをいたしたところでもございます。これをやることにおいて、いろんな職員の方々に痛みを与えたり、いやな思いをさせたとか、いろんな諸問題がございます。

当初、骨格予算の時にも申しましたように、決して、これがベストとは私は思っておりません。改革は毎日が改革だし、これが終われば、もう改革は終わりましたということは、まず、あり得ないだろうと、改革はずっと続くということが、現状だろうと、そんな改革、改革と、聞こえはよろしゅうございますけども、なかなかこれ、改革というのは、決断というのは、勇気もいるだろうし、また、人に痛みを与えますし、いろんなものが諸問題が重ねてきておりますが、今回は提示をさせていただきます。

財源の方につきましても、今、私がどうのこうのじゃありませんけども、委員会の方に付託をしてございますから、十分、議会の方で、委員会の方で審議をいただきまして、お願いをしたいと、そのように思っております。これで、財源も確保できたと、決して、そういうことじゃございません。いつも申しますように、財源というのは、探す、求める、また、トップセールスをしながら、財源を確保する、私は、いつも職員の方々にも申しますが、報酬と給料を下げたからいいとか、上げたらいかんとか、そういうものじゃなくて、やはり、これは勤労意欲もあるだろうし、年齢的にもいろんな方々、特に、一番痛みがくるか、ちょっと私も見ておりませんが、やはり、マイホームを購入した、子どもが一番今、大学行って銭がいるころと、いろんな諸問題があろうかと思っております。そういうものにつきましても、給料を下げるというのは、極力しないというのが、私の方針でございます。

すから、いろんな今後の検討、十分、検討してまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

4年間振り返ってという中で質問をしておりましたけども、最後に、一つだけ、私が15年からずっと質問を何回もさせていただきました中で、入札制度の改革というのがございました。ここ最近になって、新聞紙上等でも入札制度の改革について、いろいろ論議されておりますけども、15年から私が言っておりましたとおりの部分が、今、新聞紙上でにぎわっておると、高森も先駆けて、入札制度の改革を行ったらどうですかという部分をやっておりましたけども、今、世論がそういうふうになっておるといことで、今後、入札制度の部分について、どういった方向で考えておられるのかを、これは、入札審査会の会長でございます助役さんの方にお答えをしていただきたいと思いますけども、世論の、世の中の動きと合わせた中で、高森町の入札制度をいろいろ今まで検討されておられた部分もございしますので、これからの取り組む方向性について、最後に、ご質問をさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 入札制度の改革につきましては、6番 野中議員さんから何回となく、ご質問をちょうだいいたしたところでございます。

ご案内のとおり、新聞紙上等で毎日、にぎわしておりますが、宮崎県、あるいは福島県の例のように、官製談合と言いますか、談合疑惑が報じられまして、各自自治体におきましても、この入札制度について、真摯な論議をもって、今後、対処していかなければならないというふうに報じられておるところでございます。

私ども、この高森町におきましても、指名審査委員会を持ちまして、今後の入札制度はどのようなべきか、十分、論議をしながら、今日の新聞にも出ておりましたが、熊本県では、4,000万円以上の入札につきまして、一般競争入札を導入するというようなことも出ておりました。

それから、12月の議会で質問をいただきました時に、市町村におきましても、平成23年度をめどに、電子入札等の一般競争入札に向かって、改革を進めるというふうに、答弁をいたしておりますが、なるべくそのような方向性を持って、今後、入札制度の改革をしまして、真摯に論議を深めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

予定しておった時間よりちょっと過ぎましたけども、これから4年間、今までの4年間を踏まえまして、町長、今後、また再挑戦されると思いますけども、私の方も今後がんばりたいと思っておりますけども、ただ、財源確保の部分が、やはり、僕はどうしても依存する側の財源に走りがちな部分を、あるものからつくり出す財源、昨日のテレビでもありました老人医療費の部分を1人当たり4万円抑えた自治体があります。高森に当てはめますならば、2,500名から4万円すると、1億円ですか、それぐらいの効果があるという、これは一つの自主財源です。そういった住民の生活向上を図りながら、自主財源に努めるやり方、僕はこれが今後、自治体に課せられた大きな使命だと思っておりますので、こういった工夫創意のあるまちづくりに向かって、さらなる発展をさせていただけるならばと思っております。

今後、また、町長のご活躍をお祈りしながら、6月、皆さんと会えたら幸せだと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の一般質問を終わります。

時間は差し迫っておりますけど、続けていきたいと思えます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） こんにちは。13番 佐伯でございます。

この14名の議会議員のメンバーで、今日、3月、最終議会になってまいります。最後のトリを努めるということの重荷をひしひしと肩に感じております。また、今議会、冒頭、15年の表彰をいただきまして、議長さんには自治会館の方で、私の代わりにお受け取りいただきまして、今回、私の方に伝達をしていただきましたことを心から感謝をいたします。

また、私みたいに、非常に癖の強い議員を4期支えていただいております支持者の皆様方にも、心から感謝を申し上げまして、できれば、5期、6期、7期というふうにいければいいかなと思いつつも、年齢と社会情勢等もございますから、期待に沿うように、議会議員としての使命を全うしていきたいというふうに思っております。

今回の質問でございますけれども、まず、産業振興と財源確保についてというのが、大目標でございます。その内容といたしましては、この町内で振興すべき産業とは何なのか、新たな産業施設の振興、いろいろと皆さん方、今日、町長も今言われましたトップセールスをしながら、財源確保に向かってやっておるというふ

うに言われましたとおり、町として、どのように対応していったらば、産業が振興し、新たな企業を呼び込み、また、町の財政を潤わせることができるのかということで、町長の方にご質問をさせていただきたいと思います。

高森町は、皆さん、ご存じのとおり、大変過疎が進みまして、山東部においては、高齢化が非常に高くなっており、そして、例外ではございませんで、町内においても、商店街が少しずつ閉めていらっしゃる場所もある。そして、華やかになってきておるのは、この役場が見えますバイパス通りでございまして、今、新たな店舗が1店舗、またできようといたしておりますし、話によりますと、まだまだこのバイパス沿いの方にも商店ができるというお話も伺っております。

その中で、やっぱり南阿蘇の中で、この高森町というのは、唯一の商業地域であるなという認識をいたしたわけですが、ただ、商業地域という意識をするならば、その商業がいかんして栄えていくかということを考える。当然、他町から入ってこられる店主の皆様方は、高森町の交通の分岐点という利点を生かして、この地域で産業、商業を反映させようという目的、ねらいで来られるわけですから、町内の皆様方だけが、消費者という認識ではないと思います。

しかしながら、私どもといたしましては、既存の商店、または、既存のいろいろな業者の皆様方、利用する方については、高森町内の方達が大半を占めるような状況で、経過をしてほしいものだというふうに願っている次第でございまして、残念なことに、ここ数年、高森町の産地として位置づけされております重量野菜、キャベツにしろ、白菜にしろ、大根にしろ、大変厳しい状況でございまして。

合わせて、他の産業においても、同じような話を伺っておりますし、今、介護保険ができて、老人介護に従事する皆様方というのが、高森町の産業の占める人口の中で、かなりの割合を占め始めてきております。しかしながら、医療業務と違いまして、介護保険業務というものは、介護保険単価が安いために、どうしても女性の方がパート的にしか従事をするということができないという問題点がございまして。

ですから、一家の家計の柱には、ちょっと財政的には厳しい状況がある。やはり、一家の家計を支えていくためには、もう少し、月々の給料の高い産業というものを我々は考えていかなければならないような気がいたします。

町長が、以前、ソフトの村に矯正施設の誘致を言われたことがございまして、その際には、近隣の皆様方の反対もあり、いろいろ賛否両論分かれました。考え方によっては、矯正施設は、半分は国家の仕事でございまして、給料においても、私は従事する方達の一家の支えとしては、非常に期待できる部分もあったのではない

かなということを考えております。

しかしながら、やはり、イメージ的に高森町は、野中議員が言われるとおり、根子岳を擁し、そして、阿蘇山を眺め、きれいな水と、そして涼しい冷涼な環境の中で生活しております関係で、高森町には、そういう施設は合わないんじゃないかということで、その時期、ちょっと足踏みをしております。

しかしながら、今後、どうなるか、まだわかりませんが、私は、高森町の財政、財源を考えていく上においては、タブーには向かっていく必要があると思っております。今まで、地方交付税は、毎回毎回、毎年毎年、ある程度、町村、県と協議をして、予定額算出する基本額には100%達成をいたしておりましたが、年々、国の方から条件が提示されたり、いろいろと財政面の注文がされたりで、減ってきておるのは事実であります。

そして、町の直接財源によります町税においても、年々減ってきておるのも事実でございますし、今回の当初予算でもわかるとおり、法人税が減ってきておるといような状況下の中で、単独税収としての将来性が非常に疑問視をされております。そうした中で、やはり、我々としては、国の地方交付税が年々減ってくる、そして、税収が減ってくるのであるならば、新たな税収というものを確保する動きをする時期に来ておるのではないかなと思います。

高森町が、老人健康保険、国民健康保険、そして、介護保険、また、今回、新たにできました後期高齢者保険制度、この町村がいやでも払わなければならない負担金総額を考えていくと、この負担金を一般財源から繰入を、そして、広域行政事務組合に負担する、また多額な負担金についても、これは避けようのない費用でございますから、これをどうして確保するかということが、やっぱり町長の役目であると思っております。

そうになりました時に、やはり、甲斐直三議員が言われました山東部における養豚施設の建設は反対であるという草部南部地区からのご意見、確かに、山東部において、野尻、そして草部北部、草部南部の皆さん方達が、私は仲良くやっていたたく、そして、確執のない形で、産業振興をされていくという姿が、私は一番ベストであると思っております。

ただ、今後の実施行政の中において、様々な社会保障をしていくとするならば、また、インフラ整備を進めていくとするならば、ある程度のリスクを負う時期にも私は、来ておるのではないかなと思います。

ただ、リスクをむやみやたらに背負えというのではなくして、やはり、そのリス

クをリスクとしてとらえるのであるならば、その現実を説明をして回る責任というのは、この高森町にもあるのではないかなと思っております。

環境条例を制定されておるとは言いながら、公害防止協定が絵を描いた餅であったり、そういうふうなことになる、町が間に立って、誘致を後押ししても、町民の信用は得られませんから、リスクはそのまま負担となり、町民の反対がどんどん大きくなるばかりでございます。

私は、草部南部には、高森の農協の畜産指導時代に、一番最初に入れていただきました。非常に純朴な方が多くて、通常ですと、私みたいな、当時20歳でしたから、青二才が言う指導なんていうのは聞き入れようともされない方が多いんですが、草部南部の地域の皆さん方、北部の地域の皆さん達は、私が一生懸命畜産についてやっておりますと、率直に話を聞いていただいて、やはり、一緒に喜んでいただくようなこともありました。

そのような中で、やはり、山東部を私は、このまま高齢化の波の中で、軒数を減らしていくということは避けるべきである、どうにか、子ども達の声が聞こえて、若い人達が残って、そして生活をしていけるような地域にしていくべきだと思うんですが、残念なことに、現在の企業は、ある程度のコスト削減ができないと、そこには企業を立地しようとか、新たな設備を投資しようとかいう計画を立てていただけません。

当然、高森町は、交通面での大きなリスクを背負っております。通信面でも一緒でございます。そういう中において、やはり、山東部に新たな工業地帯を建設しようと思っても、無理なわけでございますから、当然、あの環境に目を付ける職種といたしましては、農畜産物の大きな施設でないと、目を付けられないかというふうに、私は感じております。

しかしながら、様々な誤解、説明不足、行政の行い、そういうものが、すべて絡まり合ってくると、一つの事業においても、皆さんは過去の事例を出されて反対をされるというのが現実でございますから、過去の反省も踏まえて、私は、行政は責任ある対応をしていかんことには、ただ単に、都合のいい財政確保をするために、都合のいい業者を誘致しますよということでは、私は、高森町の将来はないと思っておりますけれども、その点について、町長の方が、今後、高森町の財政を立て直していくために、どのような財源確保をされていくのか、その財源確保をするために、自分としての役目はどういうことであるのかということをお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 高森町内での振興産業とはどういうものかと、まずは、そのような質問でございました。私どもの町は、振興はやっぱり農業関係が多くございまして、いろんな産業別就業者数から見ますと、第一次産業が約1,000人余りで28.6%、第二次産業が大体19.7%、第三次産業が少し最近多くなりまして52.7%となっておるところでもございます。

昭和50年から比較いたしますと、第一次産業が57.6%の減でございまして、逆に、第三次産業が21.9%の伸びを示しているところでもございます。就業構想と申しますか、この変化はとでも大きく表れているのが、私達の町であろうと、そのように思っております。

町内生産額を見ましても、農林業の占める割合が、最近、大変減少いたしておりますし、一方では、サービス業、製造業が占めるのが大きくなっておるところでもございます。今、財源探しの一環といたしまして、高冷地野菜、いろんな、今までは高森町の高冷地重量野菜も含めますけれども、大根、キャベツと、本当の意味で、大きくここ数年来は、減少いたしておりますが、前は、大変な収穫があって、大変景気がいい時代があったと、そのようにも聞いております。

最近、この時代の一つの流れとして、高冷地野菜というのが見直され、長野県とかの方でも高冷地野菜がありますが、温暖化と言いますか、いろんなところで、1年中、そういう野菜がとれるということで、大変高森町の今までの振興の産業が様変わりをしております。

また、今、13番議員さんがおっしゃいましたように、町の商店の流れも大きく変わっております。そのために、旧市街地に活性化事業といたしまして、やさしいまちづくり交付金を利用して、今、観光交流センターを設置し、いろんなところからいかに旧市街地の方にお客を呼び戻すかということで、今、苦慮いたしているところでもございます。いろんな商店街につきましては、大変、緩和されておりました、町の許可が全然必要ないと、せめて、許可がいるのは、水道を引っ張る時だけのみと、そのような状況でございます。どういうお店がいつ来て、こういうものというのは、一切、この町の方には届出がありませんものですから、なかなか、わかっていないのも今の現状であろうと、そのように思います。

町の流れが1カ所に集まるといのは、いろんなバイパス等がございしますが、各町村、いろんなところを見ますと、やはりどうしても、バイパス沿いに大きな商店



街、郊外型店舗かと大きくされ、また、車等の便利が良くなりましたから、町の狭い道路に行くよりも、郊外の道路の広い、また、駐車場の広い地域にどうしてもお客さんが流れるというのが、今の現状であろうと思います。

また、私ども、今、新たな産業施設として、いろんなことをどういうふうにするかということでございますが、今現在、私どもがやはりやるといたしますならば、できる限り、既存の産業、また、その分野の産業に私どもも町も含めまして、熊本県、いろんな支援団体にもお願いをしながら、今後、進めていこうと、そのように思っております。

現在の私どもの地方交付税にいたしましても、目減りをし、そしてまた、今年度から交付税の交付の仕方が人口割、面積割と、そのように変わっていく、まだまだ新しい19年度につきましては、決定がなされておられません、本当のところ、どのような交付税のあり方になるか、この4月になれば、あらかじめ、わかるんじゃないかなと、少し期待もいたしているところでもございます。

それと、新たな振興で、山東部の方の仕事はどうかということでございました。いろんな環境問題、また、公害問題と、大きく今、クローズアップされております。いろんな会社、いろんな組織を見ますと、今は公害を出すような会社はほとんどないんじゃないかと思えますけども、やはり、最終的に、私が思いますには、やはり、その用地、また、その隣接する方々、地区の住民の方々の賛同を得て、よく理解を得られてから、事業に着工すべきではなかろうかなと思っております。最終的に、やはり、地元の方々のご理解があつてこそ一つの事業だろうと、また、その事業を行うことによって、逆に、地域の方々がお勤めなったり、雇用の場の1つになったりとかということであろうと、反対をしているのにつくっても、なかなか人間というのは、心にいやな部分が残ったりとか、いろんなものがあるかなと思っております。

最終的には、企業として、企業の倫理として、用地、設置した地域の方々、周囲の方々の、住民の方々の同意を得て、そしてそれに対して、私どもがいろんな側面から応援していくのが、一番ベターなやり方と、そのように思っております。

いろんな、今、トップセールスと言いましたけども、いろんな会社を1人じゃなく、企画課長、審議員とも機会があるごとに熊本県、また、この前も延岡の方に行つて来ましたが、できるところからお願いをし、チャンスがあるならと、いろんな話をして、それを集約して、私どもの町の自主財源確保のために精一杯努力をしていくつもりでございますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願いをい

たします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

それぞれ町村によっては、悩みが違いますし、私達も守るべきものが他町村と同じように環境であったり、人の命であったり、それぞれあると思います。

私も議会議員として、また、一高森町の住民として、他町の皆さん方、また、周りの地域の人達に胸を張って言えることは、やっぱり高森町の美しい水とこの環境であるというふうに思います。それを守るために、それと協調させる形で、様々な産業を振興をしていかなければならないという役目を私達は背負っておると思います。

以前、私、話をしましたが、高森町の産業を興す際に、非常に高森町は、交通のリスクを背負っておる、様々な通信面においても、以前、企画の方にも申し上げましたが、光通信の普及がなされていなかったり、そういうことで、産業面において、振興しようと思えば、いろんなリスクが出てくるわけでございます。

そういう中において、やはり高森町がそういうリスクをいかにして、高森町のために考えて、企業に宣伝をし、誘致を促していくか、これが一番の役目であると思っております。

町長は、いろいろなセミナーに参加したり、担当と一緒にという話をされますけれども、草部南部の方達は一生懸命、私は最初から入っていますから、知った方達ばかりなんです、やはり、環境面においても考えていらっしゃるし、人間関係においても考えていらっしゃる。甲斐直三議員が、あえて、今日、質問をされました。養豚場の反対について。私どもは、私自体は養豚農家でありますから、養豚について、どうしてこれだけの拒否反応があるのかなという気持ちがあります。そして、実際、昔、日本で公害を起こしていたという大きな企業、大きな職種として、肥料生産とか化学薬品の工場とか、メッキ工場とか、そして、養豚場とか、畜産関係の事業とか、いろいろあったわけですが、これだけ環境がうるさくなった中において、やっぱりそういう業種の人達は様々な技術革新をやっているわけですね。そういう技術革新をやってきた中において、夢のような技術もあるわけですが、実際、以前は、人間が月に行けないと思っていた、夢のような話をするなど言われたのが、現在は、それが当たり前になって、今じゃ、宇宙旅行もお金さえ出せばできるような時代になってきておる。それだけ技術革新というものは、私達の知らないところで進んでおるんです。

しかし、行政としては、やっぱりそういう情報、あなたはセミナーに参加する、いろんな研修にも参加すると言われましたけれども、こういう技術革新が進んでおるといふ情報も住民の皆さん方達に流す責任が、私はあるのではないかなと思うんですね。

行って、聞いてきたから、それを自分のものとして、じゃあ、今からトップセールスして、いろんなところを回ろうとか言っているけれども、やはり、高森町の住民がそれだけの革新が進んでおるといふ現実を知らないならば、やはり反対するしかないわけですよ。そういうことがあるはずがないというふうにして、反対をせざるを得ないわけです。

ですから、今回の場合についても、やはり、確かに下流域には水源があったりするんですよ。それは、事実です。ただ、その水源地にどのような被害を被るかというのは、まだ将来においてのことですから、わかりませんが、やはり、それについても、技術によって改善される場所は改善をされる、していけるんだと、そして、甲斐直三議員が言われた川走川の方の河川の白水路の堆積問題、土砂の堆積問題についてもそう。これは、本来、行政側が災害復旧としてすべきことを、今まで行ってこなかったからこそ、そういう不満が、今回、改めて出てくるわけですね。今まで草部南部は、水田農家が大半で、白水路というのが命で、これが閉ざされたならば、草部南部の地域の人達は、水田をつくることができなかつた。そして、その水源でできる米というものは、旧来の、今、阿蘇農協になっておりますが、高森農協管内でも草部南部の米というものは、非常に味が良くて、消費者から引き合いが多かつたんです。だからこそ、皆さん方は水田に誇りを持って、未だかつて白水路の維持をされておるんですね。だから、今回のような事業が起きてくると、多大なやっぱり心配がおき、そして反対運動が起きるわけです。

そして、反対運動の一つの原因として、私が聞いたのは、やはり町長の行いにもあると、私は思っております。私達が3期目の終わりの時に、学校統合について、いろいろと話をしておりました。実際、成果としては、高森中央小学校ができあがりました。その当時、一緒に高森東小学校に草部南部小学校も統合するという話は出されました。しかしながら、当時は、草部南部の人達は、もうしばらく待ってくれというお話でございました。ですから、私達は当然、じゃあ、段階を踏んで、統合させるんだという認識でおりました。

保育園についても一緒ですね。草部南部保育園の保育園児数が、実際の野尻、河原の保育園児数よりも多かつたんです。あえて、草部南部保育園の園児を野尻の方

に上らせる必要はないということで反対をされていたんです。場所も考えろと言われてた。だから、当然、私は段階を踏んで統合されるものだというふうに思っておりました。

しかしながら、改選がなされて、その後、急にとんとんと統合するという話が出てきたんですね。ですから、草部南部の人達は、寝耳に水だったと、私は思っております。

当然、私どもも、一時期反対をいたしましたけれども、財政等を考えていけば、やむなしだと、そして、草部南部の人達が意外と静かだから、どうにかなるだろうという気持ちで、私は安易な考えで、その統合に話を載せていったわけですが、そのような反省も踏まえて、今回、草部南部の人達は、自分達の生活圏を確保するために、これだけ強い反対をされておるんです。私は、事情はわかりますよ。そういうことがあったから、特に、今回、選挙の切り替わり時期であるから、もしかしたら、そういう可能性がまたあるんじゃないかと、私は、今回の養豚農家として考えることは、草部南部の皆さん方の人間性も知っているんです。草部北部も蔵地の皆さん方も一生懸命地域を守ってきている方達ばかりですから、この人達がケンカをする、いがみ合うということは避けるべきであると、なるべくならば、山東部の振興は、地域の皆さん達が何の心配もなく、若干の不平不満は出るかもしれないけれども、なるべく、温かい状況で、受け入れてくれるようなことを考え直さなければならぬ時期に来たんだなと思いました。

ですから、農林振興課長が言われたとおり、これだけ、激しい反対があるのであるならば、理由はともあれ、まずは、この3地区の皆さん方に手を握ってもらう方を優先しようじゃないかということで、業者の方は、おそらく、この第一候補地からの撤退をし、やっぱり山東部にはつくるんですが、おそらくつくるだろうと思えますよ。ですが、やはり、現在の用地からは撤退されることになると思えます。

そうしないと、山東部の今後の開発はないわけですね。振興はないわけですから。ですから、もう100%、高森町から出ていくんじゃない。今の地域を白紙に戻して、新たな地域を選考をし直すという形に、私はなっていくと思えます。

そうしないと、山東部がぎくしゃくした形では、山東部の今後の振興はない。将来はないと私は思いますから、おそらく、そういう方向でやっていただきたい。ですから、行政の皆さん方にも、これについては、振興をしていただきたいと、私は思います。

そして、この高森町においても、先ほど、町長が言われましたとおり、誘致企業

が4社ありますが、運良く、現在の景気にうまく乗られた企業が、増設をされているという報告も受けました。やはり、旧高森は、この谷内なんです、やはり、住宅密集地であると、そして、商工圏がある、そして工業圏がある、やはり、パターンというものをつくるべきだと思うんですね。ゾーンというものを。この高森地域、色見地域、野尻地域、草部地域、北部地域をどのように区分けをして、どのような産業を主に振興していこうという計画を立てるかということが、一つの私は、課題であると思います。

町長は、既存の企業をどうにか元気づけたいと言われるが、それも必要なんです、新たな企業についても、門を開かなければならないと思いますよ。ですから、そのためには、旧高森地域、色見地域、そして、野尻、草部南部、北部辺りをどのように、あなたは、今後、絵を塗っていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、確かにいろんな産業振興ということでお話がなされました。いろんなセミナー、いろんなものに参加して、その説明不足ということでございますけども、セミナーと申しまして、これは、行政の方でありまして、技術がどうか、そういうセミナーには今のところ参加したことはございませんけども、できる限り、セミナーに参加した時は、職員に対して、移り変わりがありますよと、1つ申しますならば、障害者支援法とか、いろんな諸問題が日替わりのように変わっていきます。

先ほど、13番議員さんがおっしゃいましたように、後期高齢者とか、それを今度、4月1日からオープンするわけでございますが、そのような大きな変わり方、そういう部分について、いろんなセミナーを受けているのは事実でございますが、それはやはり、職員に徹底して、そういうものができる、また、それに対しての必要なものがあるだろうと、そのように思っております。

先ほど申しましたように、地域的に南部、北部、学校統合までお話が出ましたけど、それはさておきまして、私が申しますのは、やはり、いろんな企業が進出しておいでになる、それは町がどうかこうとかじゃなくて、やはり企業の方々が用地をあらかじめお決めになり、そしてまた、隣接する方々、そしてまた、周囲の住民の方々が納得、同意を得られないことには、その大きな仕事が前に進まないんじゃないかということを私は申し上げておるところでございます。地域的に賛同があ

れば、それはもう、先ほど申しましたように、いろんな事柄が、側面からでもその企業がお出でになる方に協力をしていくことにはやぶさかではないということでございます。地域の同意、地域の方々の協力を得られることがまずは、先決じゃないかなと、そのように思っております。

また、いろんな地域に対しまして、いろんなゾーンを設けたらどうかということでございますけども、いろんな総合計画の中に、いろんな地域地域にゾーンは決めてございます。なかなか今おっしゃいましたように、絵に描いた餅のようなところもあります。一つ一つ、この総合計画の中からそれに沿って、これに近づけるように努力をしてまいろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 高森町は、いろんな産業を興す際において、今、国の許可等も必要になってくる事業があると思いますが、農業関係でいけば、農林水産省、または厚生労働省の環境問題、そしてあと一つクリアしなければならないのが、環境省ですね。そのようにして、いろんな網がかかっております。平坦地、菊池とか、八代方面に行くと、いろいろ事業をする際においては、農林水産省と排水とか、排気がある場合については、厚生労働省、2つの省庁でいいんですが、高森町の場合は、環境省が入ってくる。阿蘇国立公園管内ということですね。非常に他の地域よりも制限が厳しい。そして、地域の皆さん達が環境を守っているという自覚が強いですから、やはり環境問題に対しての注文が多うございます。ですから、当然、高森町で産業を興したり、高森町で既存の事業を大きくしようということになれば、その環境問題をどうやってクリアするかということが一つの大前提になってくると思います。

町長が言われました様々な事業を起こしていく際における地元の地権者の皆さん方の同意、周囲の皆さん方の賛意、賛同を得られれば、町としても側面から応援すると言われるんですが、ただ、法的には問題なかったんだと思うんですね、今回の養豚場については、社倉と蔵地の間でございましたから、第一候補地は、蔵地地域の皆さんと、そして祭場地区の皆さん達については、ある程度の賛成をいただいております。

ですから、大体問題はなかったと思うんですが、ところが、やっぱり水源地の問題、そして、流末排水、川走川の方の問題、その問題がやはりクリアできずして、このようになってしまったんじゃないかなと思っております。

しかしながら、簡易水道の質問もございましたが、簡易水道の責任者は町であり

ますし、河川の管理者は国土交通省、または県であります。そのあたりの不備がこのようにして、新たな企業の立地に対して、足かせになってくるということは、いかなものかと、私は、思っております。

今後、いろいろな職種が高森町に入ってこようとして、いろいろと事業展開をしようとしても、そのようにして、行政がすべき仕事をしていなかったがために、そういう問題が反対の材料として出てくるということが、可能性としては、あるわけですから、それについて、今後、どのように、私は行政側が動いていくのか、公害防止協定があるのはあるんですが、公害防止協定が現在、あるにしても、流末の人達は、あきらめている場合があります。声が出ないからいいんじゃないですね。もう声を出さないんですよ。そういう地域もあるんですよ。「公害防止協定があると言うけれども、どがんふうですか」と話を聞くと、「公害防止協定があっても何にならん」と、「雨が降るとがわかったなら、雨降る前ぐらいに流しなはる」そして、「地域から公害防止協定に基づいて、行政側に指摘すると、3日ぐらいして上ってきて、流れたあと、ご覧になって、何もありませんでしたと言います」と言われる。ですから、「公害防止協定というのは、逃げ道で、実際、自分達住民を守るような協定ではないんじゃないですか」という話をされる。そういうところに、新たな業者が入って行って、「公害防止協定があるから、それを厳しくしてからどうですか」と言っても、「絵に描いた餅は食べられない」と言ってから断られるのが関の山なんです。

だから、行政がどのようにして、行政の責任を果たすかということ、自覚を持っていただかんことには、どんなに新たな企業を誘致しよう、今ある企業を増設して、まだまだ大きくしようという方がいらっしやっても、こういう問題が起きたならば、一番に行政が泣かなくちゃならないし、業者ががっかりするんじゃないかなと私は思いますよ。

環境を守る、公害防止協定を結ぶ、しかしながら、その時は安心させておるんだけれども、後のちは、それがやっぱり絵に描いた餅で、今回の反対だってそうでしょう。どんなに立派な施設、設備をしても、10年後、20年後には、おそらく流れるでしょうと言われれば、流しませんよと、私達も明日のこともわからないんだから、ただ、それは、ちゃんと公害防止協定というものがあるからこそ、契約書があるからこそ、守っていかなければならないという使命が業者にはあると思うんですが、それが、あると言っても、それを信用していただけない、それがただの紙切れだと言われるならば、どうもこうも、これは前に話が進むことじゃないと思うん

ですね。

ですから、この公害防止協定の位置づけについて、今後、ありますからね、高森町の町内においても、新たな職種、生まれてくる可能性があります。いろいろと物議を醸すかもしれません。私は歓迎をいたしておりますが、もうも何も問題ないと思っておりますから、歓迎をいたしておりますが、しかしながら、今からそういう問題だけじゃなくて、いろいろな事業が展開されようと思っております。これだけ温暖化が進んで、平坦地が暑くなってくると、産業、畜産業、農林業、様々な業種がこちらの方に逃げてこられますから、それに対して、高森町がちゃんとした背骨を1カ所つくっておく時期に来ていると思うんです。それが環境条例であり、公害防止協定であると思うんですが、この背骨が弱かったんじゃないかなともなりませんが、その公害防止協定の今後、どうやって、あなた達はこの公害防止協定を天下の印籠として、水戸黄門じゃないんですが、三つ葉葵の印籠として扱っていくのか、町長の方に、最後、ご質問をいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私どもの方も環境保全協定、また、公害防止基準とか、いろいろな書類ができて、条例もございまして、それについても、十分な要綱ができてございます。それにしがいて、業者の方に遵守をしていただくと、当然のことだろうと、そのように思っております。

今までいろんな部分で、不都合があったかと、不都合と申しますか、水が流れた後に、現地に行ったとか、今ちょっと注意がございましたけども、私どもといたしましては、当然、この条例要綱に基づきまして、厳しく指導していくべきであると、また、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 12時を過ぎまして、大体人間というものは、お腹が空腹になってまいりますと、気が荒くなってまいります。大体タイムリミットが12時半を過ぎたならば、人間はオオカミに変わるかもしれませんから、その前に、私は質問を終えたいと思っておりますが、ただ、私が言いたいのは、やはり、高森町が住民7,500名は、共通の問題を共有して、そして、共通の問題を皆でクリアをしていくということ、そして、この自治体を運営していく財政、年間40億円近くのこの予算についても、高森町の住民7,500人が共通して運営をしていくということです。

歳入歳出当初予算が6月にいくらになってくるかわかりませんが、おそらく3



7、8億円ぐらいだと思っんですが、この38億円という予算になれば、その38億円という予算を皆で共有をして、皆で運営をしていくという気持ちで、私は必要であると思っます。

町長一人が38億円の予算を確かに決裁をする義務はございすが、自分のために運営をするとか、運用するということではなくして、7,500名の皆さん達が、共通して、その恩恵を受けて、社会保障をしていただく、そして、インフラ整備をしていただいて、生活を守っていただく、そういうことで、自治体が成り立っていくものだと、私は考えております。

ですから、公害防止協定等についても、今、申し上げましたとおり、実際、守られていないというのが、現実というふうに聞いております。おそらく、こういう問題は、町がちゃんと守って、指導していただいおいたならば、行政が間に立っていただいたならば、この新たな事業においても、こういうふうに、騒ぎを巻き起こすことは、私はなかったんじゃないかなと思っております。

現況、うちは零細の養豚農家でございますが、大きな養豚農家もございす。やっぱりそちらあたりに、どんどん強い指導をして、そして、高森町の環境を行政と住民と共通に守っていただけるように、私は、担当の方から指導をしていただきたいと思っております。

今は、農業に対しては、非常に法律が厳しくなっております。畜産においては、畜産廃棄物処理法ができております。牛については、繁殖牛10頭以上のところ、そして、豚については、4カ月齢以上の豚を100頭持っていらっしやるところ、そして、養鶏についても、同じような形で、それぞれ義務づけられた法律ができております。

そして、一般の農作業について、農業生産についても一緒ですね。ポジティブリスト、指定された農薬を使用することしかできない。そして、その履歴をちゃんとわかるようにしなければならないというように、農業に対しては、非常に厳しい網が今かかってきております。そして、高森においては、それプラス環境省の条例もあります。

それを守りながら、高森町の農業が今後、息を吹き返していくためには、行政がちゃんとした方針を打ち出して、そして、地域に入っていくという必要が、私はあると思っております。ですから、用地については、業者がするのが責任であると思っんですが、やはり、公害防止協定など、環境を守っていくことについての説明というものは、行政も一緒になってやっていかなくては、これはあなた、これは私と

いうふうにやっていると、私は、高森町の産業の振興は、私はないと思っています。いいところだけをつままないで、悪いところもつまんで、そして、5年後、10年後の高森町をつくってください。町長に特にお願いしておきます。

選挙が近くなってまいりますと、いいところだけをつまんでいこうとする、私達も一緒ですが、するんですよ。でも、それは、最終的には、雪だるまのように大きくなって、何年後かには自分達にかかってきますから、どうか、リスクも認めて、そして、町民のために選挙運動は一生懸命がんばってください。よろしく願いをいたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

傍聴者の方々に一言お礼を申し上げます。大変ご多忙の中、また寒い中、議会傍聴をしていただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後0時24分

3 月 9 日 (金)

(第 3 日)

## 平成19年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成19年3月9日

午前10時02分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

日程第1 議案第27号 阿蘇広域行政事務組合同規約の一部変更について

日程第2 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第4 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部改正について

日程第5 発議第2号 高森町議会会議規則の一部改正について

日程第6 特別委員長報告について

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番 宇 藤 敬 君

2 番 白 石 博 昭 君

3 番 山 室 克 尋 君

4 番 山 村 將 護 君

5 番 甲 斐 直 三 君

6 番 野 中 謙 三 君

7 番 本 田 生 一 君

8 番 甲 斐 廣 國 君

9 番 後 藤 和 昭 君

10 番 甲 斐 正 一 君

11 番 相 馬 俊 行 君

12 番 三 森 義 高 君

13 番 佐 伯 金 也 君

14 番 後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	商工観光課長	岩下昭久君
住民生活課長	瀬井公吉郎君	保健福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	甲斐末久君	農林振興課長	岩下光広君
建設課長	色見隆夫君	水資源対策課長	後藤秀希君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	杉田則秋君
オーガニックアグリ センター長	廣木富八君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

企画財政課長 村上源喜君及び企画財政審議員 甲斐敏文君については、公務出張のため、欠席届がっておりますので、報告をしておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 議案第27号 阿蘇広域行政事務組合同規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案第27号、阿蘇広域行政事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第27号、阿蘇広域行政事務組合同規約の一部変更について、提案説明をいたします。

今回、提案いたしました組合同規約の変更は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることに伴う改正で、助役を副市町村長に、収入役を会計管理者に、また、吏員その他の職員を職員に改め、組合副管理者を2名とし、その他これらに伴う必要事項の文言の改正をいたすものでございます。

構成市町村同文議決となっておりますことを付け加えまして、説明といたします。

慎重ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、阿蘇広域行政事務組合格約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案第28号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第28号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案説明をいたします。

本組合加入の宇城広域消防衛生施設組合、下益城火葬場組合、宇土富合清掃センター組合、宇城広域火葬場組合、宇城広域清掃施設組合が、平成19年3月31日限りで脱退すること、また、地方自治法の改正に伴う会計管理者の設置、吏員とその他の職員の区別の廃止による変更等でございまして、県下同文議決案件となっております。

慎重ご審議いただきまして、速やかにご決定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

### 議案第2号 高森町課設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第2号、高森町課設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第2号、高森町課設置条例の制定については、3月6日、午前10時45分より、第1・2委員会室において、委員全員出席、総務課より岩下課長、古澤課長補佐他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、高森町課設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第3号 色見総合センター条例の制定について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第3号、色見総合センター条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第3号、色見総合センター条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

3月6日午前10時20分から午後12時まで、第4委員会室において、全委員出席のもと、局長、次長、及び係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、色見総合センター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第4号 上色見総合センター条例の制定について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第4号、上色見総合センター条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常

任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第4号、上色見総合センター条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

3月6日午前10時20分から、第4委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、上色見総合センター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第6号 高森町職員の定数条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 議案第6号、高森町職員の定数条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

議案第6号、高森町職員の定数条例の一部改正については、3月6日午前10時45分より、第1・2委員会室において、委員全員出席、総務課より岩下課長、古澤課長補佐他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号、高森町職員の定数条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第7号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 議案第7号、高森町税特別措置条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第7号、高森町税特別措置条例の一部改正については、3月7日午前11時より、第1・2委員会室において、委員全員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐、佐藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号、高森町税特別措置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第8号 高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第8号、高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第8号、高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、3月7日午後1時より、全委員出席のもと、関係課長、課長補佐、及び係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、高森町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第9号 高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第9号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止に

については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第9号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について、報告いたします。

3月6日午前10時より、第3委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課長、並びに課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第10号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第10号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました平成18年度高森町一般会計補正予算については、3月6日午前10時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席、岩下草部出張所長、桐原野尻出張所長、また、10時45分より、総務課 岩下課長、古澤課長補佐、他各係、3月7日午前11時より、税務課 甲斐課長、橋本課

長補佐、他各係、また、午後２時１０分より、企画財政課 村上課長、甲斐審議員、他各係、以上に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） ６番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第１０号、平成１８年度高森町一般会計補正予算については、３月６日午前１０時２０分より教育委員会、３月７日午後１時より保健福祉課、住民生活課の各課長、各係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） ９番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第１０号、平成１８年度高森町一般会計補正予算について、報告いたします。

３月６日午前１０時より、第３委員会室において、全委員出席のもと、関係各課長、アグリセンター長、並びに各課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０号、平成１８年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 11 号 平成 18 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 11 号、平成 18 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第 11 号、平成 18 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、3 月 7 日午前 11 時より、第 1・2 委員会室において、委員全員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐、他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、平成 18 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 12 号 平成 18 年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 12 号、平成 18 年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第12号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算については、3月7日午前11時より、第1・2委員会室において、委員全員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐、他係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第13号 平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第13号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算については、3月7日午後1時より、全委員出席のもと、関係課長、課長補佐、及び係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第14号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第14号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、報告いたします。

平成19年3月6日午後2時30分より、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第15号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第15号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第15号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、報告いたします。

3月6日午後2時30分より、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第16号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、3月7日午後2時10分より、第1・2委員会室において、全委員出席、企画財政課より村上課長、甲斐審議員他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第17号 平成19年度高森町一般会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成19年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第17号、平成19年度高森町一般会計予算については、3月6日午前10時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席、岩下草部出張所長、桐原野尻出張所長、また、10時45分より、総務課 岩下課長、古澤課長補佐、他各係、3月7日午前11時より、佐伯会計室長、それから、古庄次長、また、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐、各係、それに、午後2時10分より、企画財政課より村上課長、甲斐審議員、他各係に出席を求め、慎重に審議を行った結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、平成19年度高森町一般会計予算について、3月6日午前10時より、教育委員会、3月7日午前10時より、住民生活課、保健福祉課に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、委員の中から、町民体育館の利用について、現状では、利用種目が限定されており、広域的な種目の使用について、見直しが必要であり、本年度6月定例会以降においての本予算において、改修計画のための調査費用を計上してはとの意見が出されました。

さらに、人権同和対策については、教育行政と一般行政の窓口を一元化する方が、人権教育啓発の効果的な推進ができるのではとの意見が出されております。

また、住民基本台帳ネットワークシステムについては、阿蘇広域行政組合において、阿蘇郡市管内の統括を図り、危機管理を行えるようにした方が、各市町村が単独で管理するよりも、経費的にも合理化ができるのではないかと意見が出されております。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、平成19年度高森町一般会計予算について、報告いたします。

3月6日午前10時より、第3委員会室において、全委員出席のもと、関係各課長、センター長、並びに各課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号、平成19年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第18号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第18号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第18号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算については、3月7日午前10時より、第1・2委員会室において、委員全員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐、他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、歳入において、10款諸収入、3項雑入、目6弁償金については、次回の補正予算に収入見込額を計上することとし、担当課長並びに担当者も本人との面接を重ね、回収に努力していただくことを付け加えて、報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第19号 平成19年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第19号、平成19年度高森町老人保健特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第19号、平成19年度高森町老人保健特別会計予算については、3月6日午前11時より、第1・2委員会室において、委員全員出席、税務課より甲斐課長、橋本課長補佐、他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成19年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成19年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成19年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成19年度高森町介護保険特別会計予算については、3月7日午後1時より、保健福祉課長、課長補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成19年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第21号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、報告いたします。

平成19年3月6日午後2時30分より、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第22号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第22号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、報告いたします。

3月6日午後2時30分より、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。



○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第23号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第23号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第23号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、3月7日午後2時10分より、第1・2委員会室において、全委員出席、企画財政課より村上課長、甲斐審議員、各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第24号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 議案第24号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第24号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、3月6日午前10時45分より、第1・2委員会室において、全委員出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、他各係に出席を求め、また、3月8日午後3時より、第3・4委員会室において、全委員出席し、行財政改革特別委員会でも議論があったこの議案について、再度、慎重に審議を行いました。6日に課長及び課長補佐より詳細に説明を受け、結論を出したことに対し、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、今期に提案された議案第2号、6号、24号は、付随するものであると考え、危機的な状況にある財政運営に当たり、議会、職員が常に危機的な意識の上に立って、その職務に当たることこそ、今、一番必要なことであろうと思います。経済も自治運営も生き物であります。4年間は、現給のままであり、状況によっては、もっと厳しくなるかもしれません。しかし、現況を考える時に、誰もが予測できません、この状況の中で、この議案が皆さんのご理解によって、そしてまた、職員の協力によって、改正ができますことを切に要望し、総務委員会の報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

本案に対しましては、佐伯議員他2名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

したがいまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

提出者を代表いたしまして、趣旨説明を行います。

議案第24号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を別紙のとおり提出いたします。

熊本県下市町村において、現在、協議中の自治体が多い中、先駆けて結論を出す必要があるのか、さらには、現在の高森庁舎内における職場環境をしばらくの間、スムーズな移行期間を設ける必要があるのではないかと、そういった議論を重ねることによって、慎重審議な議論を重ねることによって、今後の結果を見いだす必要があると考えます。そのようなことから、今回、別紙のと通りの修正案を提出するに至りました。

以上のとおり、修正案の提案理由といたします。

○議長（相馬俊行君） ただいまの修正案に対しまして、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから、委員長報告及び修正案について、討論を行います。討論はありませんか。4番 山村將護君。

○4番（山村將護君） いよいよ最後の発言となりました。皆様方にはいろいろお世話になりました。

今回、一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案されております。それに対する修正案も出ております。この修正案に対し、私は、あえて反対を表明いたしたいと思っております。

ただいま、行財政改革特別委員長が申し上げましたとおりの理由だと思います。行財政改革、私も副委員長として、これまで論議を重ね、議員定数削減、あるいは特別職の報酬削減、課設置の統廃合等を審議し、それなりの成果を得ております。

今回、最終的に、一般職員の給与にまで踏み込むことができたということは、ベストではないにしろ、よりベターなものとして評価できると思っております。

ここで、従来の方針を誤ると、将来に禍根を残すような気がいたします。ただ、先ほども申し上げましたとおり、一步階段を進んだだけでありまして、よりベターなものではありますが、ベストではないとは感じております。

今後、新表にあります2、3、4級の中堅職員の取り扱いについては、さらなる議論が必要ではないかとも存じております。旧表にある参事、あるいは課長補佐、あるいは審議員の設置については、私も職員時代から非常に疑問を感じておりました。これが、何か、政治的なものに見えたからでございます。今後、暫定期間にベストとなるような改善を進められることを望んで、あえて反対討論をいたします。

修正案に反対をいたします。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、採決します。

まず、本案に対する佐伯議員他2名から提出された修正案について、起立により採決します。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立少数です。よって、佐伯金也議員他2名から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第24号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第25号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 議案第25号、高森町手数料条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、高森町手数料条例の一部改正について、報告いたします。

3月6日午前10時より、第3委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課長、並びに課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号、高森町手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第26号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 議長（相馬俊行君） 議案第26号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第26号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、3月6日午前10時45分より、第1・2委員会室において、委員全員出席、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、後藤消防主任の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 審議の内容について、ご質問をいたします。13番 佐伯です。

私、質疑付託の際にも申し上げましたとおり、広域消防職員が非番の際に招集があった場合の手当の内容等について、報告がありましたら、ご報告をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 出動手当については、今、非常勤の消防団員と、それから、広域消防職員の緊急の場合の出動については、やっぱりこれも比較してどうこう言うものであるかないかについては、審議をいたしましたけれども、総務常任委員会で、これをどうこうというわけにはいかないという結論に達したところでございます。

もし、詳しい説明があるとしたならば、総務課長に答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えをいたします。

当然、非常勤の消防団員と常勤の消防職員につきましては、報酬と給与ということで、種類そのものが違っております。常勤の職員につきましては、我々職員同様、地方公務員法の適用も受けておりますし、それぞれ給料、手当が支払われております。それは、当然、広域行政事務組合の方にも組合議会がありますし、その中の例規で討議をされるべきものだというふうに考えます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

審議の内容で、今、ご報告をいただきましたが、私をご報告をいただきたいと申し上げましたのは、土曜日、日曜日、祝祭日に対して、待機職員に対して、広域消防が払う手当の額と、夜間において支払う手当の額と、通常の昼間払う額、それぞれの違いがあるのではないかというご質問をさせていただいております。

その点についての審議等がございましたら、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 今、総務課長から報告がありましたとおり、金額の内容にまでは至っておりません。もし、あれば、総務課長の方からお願いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） いわゆる休日勤務手当、超勤手当等につきましては、それぞれの例規で決まっておりますし、これは、個々の給与月額を時間給に直しまして計算しますので、個々の消防職員で支給額が変わってくることになります。そういうことで、一概にこの方がいくら、どの方がいくらという計算までは、私どもはいたしておりません。また、私どもがすべきものではないというふうに考えます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私、この議案については、以前から、私、広域行政事務組合議員時代からの意見でございまして、危険度については、地域消防も広域消防も、これは同様である。そしてまた、特に、地域消防においては、日常の業務をやりながら、地域の安全を守っておるという思いは、私は、地域消防の方があると認識をいたしておりますので、この条例の一部を改正する条例については反対をいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 請願受理第1号 大規模養豚施設事業進出に反対する請願について

○議長（相馬俊行君） 請願受理第1号、大規模養豚施設事業進出に反対する請願については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に審査を付託されました請願受理第1号、大規模養豚施設事業進出に反対する請願については、3月8日、第2委員会室において、全委員出席

のもと、午後2時10分から委員会を開き、慎重に審議しました結果、現時点では、進出を予定している業者においては、蔵地祭場地域での建設は断念し、その進出場所については、他の場所を模索中とのことであります。

しかしながら、本町における産業の振興は重要であるとの観点から、引き続き、審査をする必要がありますので、本件については、閉会中の継続審査とすべきものと、全委員一致で決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長報告は継続審査であります。これから、委員長報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから、委員長報告について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、請願受理第1号の委員長報告について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長の報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、請願受理第1号、大規模養豚施設事業進出に反対する請願については、委員長の報告のとおり、継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第4 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部改正について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 発議第1号、高森町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） おはようございます。7番 本田でございます。

提出者を代表いたしまして、高森町議会委員会条例の一部改正について、趣旨説明を行います。

まず、地方自治法第109条第2項が改正され、議員は少なくとも、1つの常任



委員となるものとされ、1人1個の常任委員になるという所属制度が撤廃されたこと、また、執行部の機構改革による組織の改正があつていることから、委員会条例第2条の改正を行うものであります。これにより、一部の議員は、2個以上の常任委員会に所属することになります。

第4条の2の改正は、議会運営委員会の定数を5人から4人に改正するものであります。

また、地方自治法第109条第3項、同法第109条の2第3項及び同法第110条第3項が改正され、閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員、及び特別委員の選任を行うことができることになったことから、第7条第1項の委員の選任に関する規定に、閉会中の委員の選任に関する規定を加え、また、同条第3項の常任委員所属変更に関する規定に、閉会中の所属変更に係る規定を設けるとともに、さらに、第12条を改め、閉会中の委員の辞任についても、議長が許可できるものとするものであります。

なお、この条例は、平成19年4月1日から施行することになっておりますが、議員の改選に伴う改正規定については、平成19年4月30日から、及び、執行部における機構改革に伴う改正規定については、平成19年6月1日から施行することになっております。

議員各位におかれましては、この条例の一部改正の目的をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、高森町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第5 発議第2号 高森町議会会議規則の一部改正について**

○議長（相馬俊行君） 日程第5 発議第2号、高森町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会会議規則の一部改正について、趣旨説明を行います。

今回の改正は、地方自治法第109条の改正により、委員会も議案を提出できることになったことから、会議規則第14条に委員会の議案提出の手続き規定を設けるとともに、同法109条の2の改正に伴って、第73条の関係部分を改めるものであります。

議員各位におかれましては、この規則の一部改正の目的をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号、高森町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第6 特別委員長報告について**

○議長（相馬俊行君） 日程第6 特別委員長報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会の報告をいたします。

平成19年3月5日午後4時50分から、第3・4委員会室において、委員全員と総務課 岩下課長、同古澤課長補佐、保険福祉課 佐伯課長、建設課 色見課長、教育委員会事務局 杉田事務局長、同後藤事務局次長、企画財政課 村上課長、同甲斐審議員、同後藤課長補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、企画財政課から、路線バス馬見原線について、前回、了承しており、廃止に同意する旨を山都町に回答したが、コミュニティーバス以降の準備が整わないため、19年度については、交通実証実験として、無償運行するとの報告があり、同意をしたとの報告を受けました。

なお、補助金については、町民バス、また、コミュニティーバス、それぞれの路線分をそれぞれ負担することで同意されたと報告を受けました。

次に、保健福祉課から、平成19年4月1日から統合保育園としてスタートする高森東保育園児の送迎について、町内4社が参加し、事前説明会が実施されたとの報告を受けました。

次に、高森東中学校スクールバスの民間委託について、町内5社を対象に見積もり入札を実施したが、落札業者が辞退したため、再入札を行っているとの報告を受けました。

また、現在、要望が出ている町民バス、草部南部線については、町民の利便性を考慮し、早期変更するよう要望いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

3月7日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員と企画財政課 村上課長、同甲斐審議員、同後藤課長補佐に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、誘致企業である青山製作所の工場拡張についての説明を受けました。拡張の規模としては、概ね現工場の約2倍程度の拡張を計画しているとのことでありま

す。なお、2009年1月からの操業開始とのことでもあります。計画内容を掌握し、町として、取り組めることについては、積極的に対応されるよう要望したところであります。

次に、光ファイバーの導入については、研修会を開き、各企業に導入費用などの説明を行ったとの報告を受けました。

以上で、平成18年12月定例会以降の企業等誘致特別委員会の活動状況報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

12月の広報委員会の報告をいたします。

12月議会の広報誌作りにつきましては、大変、広報委員の皆さん方にはお世話になりました。また、関係のあられる議員各位にもお世話になりましたけれども、12月の議会の広報誌をもって、今回の3月の定例会の後は、私どもも準備ができませんので、12月議会で終わりました。大変、皆さん方にはお世話になりました。お礼を申し上げます。

以上、報告とします。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

行財政改革特別委員会を3月8日午後2時20分より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、それに、企画財政課より村上課長、沼田係長に出席を求め、開催をいたしました。

12月定例会以降の庁舎内の動向について、詳細に説明を受け、その内容について、12月27日に11回目の庁舎内の会議を開き、集中改革プランに沿った最終決定が行われたとのこととあります。

12月28日に、町長、教育長にその提案書が提出され、今議会に議案第2号、6号、24号として提案がなされたところであります。

すでに決定をいただいておりますが、任期中、最後の定例会になりました。それぞれの委員会で議案の審議がなされ、これだけ厳しい財政状況、大変な重荷であると思います。今期提出された議案第2号、第6号、第24号議案の素案づくりに邁進された総務課長さん、他、各課長さん、そしてまた、これに同意をいただいた職員の方々にこの場を借りて、敬意を表したいと思います。

行財政改革特別委員会は、委員長として最後の報告になりましたが、任期期間

中、議員の皆さん、そして職員の皆さんに、結果として、大変な傷みを与えることになりました。議案第24号で申し上げましたとおり、きれい事や先送りできない現状を認識し、これまで行った改革がこれからの町政の発展と町民皆様の幸せにつながることをひたすら願いながら、最後の報告といたします。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、その調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

大変お疲れでございました。大変、高いところではございますけれども、一言、皆さん方にごあいさつをさせていただきます。

4年前、議員各位の皆さん方から議長という大変重い重責を任せていただきました。4年間、私の未熟な点もございまして、皆さん方にご心配、ご迷惑をかけたことと思います。しかしながら、本日まで全うできましたものも、議員各位の皆さん方、それから、町長さん、各執行部の方々の温かいご指導の賜物だと深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会で、いろいろございましたように、格差社会と申しますか、都市と地方との格差が非常に大きくなっておりまして、地方にとりまして、大変厳しい時代を迎えております。そういう厳しい中、町職員の方々は住民サービスという、高い使命感のもとに大変なご苦勞をされておりますことに、議会といたしましても、感謝と

敬意を申し上げたいと思います。

地方議会にとりましては、これから住民参加を進め、そして財政の透明化、それから支出の優先順位を決めていかなければならない、そういう時代がまいったような気がいたします。

我々議会もそして、町執行部の意識改革はもとよりでございますけれども、何よりも住民の方々の意識改革も必要な時代がまいった、そのような気がいたします。

何よりもそういったことで、自立できる自治体として、今後、高森町が生き残れるようになっていかなければならないという思いがしております。

ご承知のように、本年は統一選挙でございます。我々議会議員も町民の方々の審判を受けなければなりません。各議員それぞれ努力をいたしてまいりまして、再度、この議場に帰ってこれるように、がんばっていきたいと思っております。

それから、町長さんにおかれましても、審判を受けなければなりません。どうか、ひとつがんばっていただきまして、再度、首長に戻ってこられますよう、ご祈念を申し上げ、意を尽くしませんけれども、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成19年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時17分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） なお、閉会後に、町長から今期最後の定例会ということで、あいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、こんにちは。おはようございますと言おうかと思いますが、11時半を過ぎますというところでございます。

議員各位におかれましては、去る3月5日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて、慎重審議を煩わし、全日におわたるご苦労に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

おかげさまをもちまして、本日をもって、平成19年度予算案並びに関係案件を原案のとおり可決を賜りまして、誠に厚くお礼を申し上げます。

今後、予算の執行に当たりましては、また、新しい施策を講じる場合において

も、できる限り、尊重し、ご要望に沿うように努力をいたしていく所存でございます。

さて、在任中の幾多の功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってきました。今、静かに過ぎた過去4年間の町政のあとを振り返ってみますと、感無量なものがございます。

あれやこれやで考えてまいりますと、過去4年間の歳月には、本町にとって、終始茨の道であり、苦難の連続でもございました。また、それだけに実質的に過去歴代の議会を通じて充実したものであったろうと、そのように思います。

地方自治を理解するものの、等しく認めることでありまして、今議会のご功績は、我が高森町政治上、長く輝くものと思います。承りますならば、現在のところ、ほとんどの方が引き続き、町議会に立候補されるということと聞いております。また、この際、後進に道を譲るといふ方もあるように伺っております。引き続き、ご出馬になる方々におかれましても、どうぞご検討をしていただき、めでたく当選になりますよう、心から願っております。

さらに、ご勇退なされる予定の方々におかれましては、今後ともこの町議会の議席を離れましても、在任中とかわることなく、町政に対し、従来どおり何かとご指導、お力添えを賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

なお、私も皆様の温かいご理解とご支援のもとに、ようやくその重責を果たしてまいりましたが、従来、何分にも未熟なために、常に皆様方に対し、ご迷惑をおかけし、また、礼儀を失うことも多かつたであろうし、また、ご迷惑をかけたことに関しまして、心からお詫びを申し上げます。来年の今生に対して、心からお礼を申し上げます。数々のご無礼に対しまして、深くお詫びを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

最後になりますけれども、どうか、議員の皆様方もご健康に留意されまして、すばらしい当選をされますようご期待を申し上げ、あいさつとさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。

-----○-----  
○議長（相馬俊行君）

それでは、以上をもちまして、終了いたします。

-----○-----  
終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員



高森町議会会議録  
平成19年第1回定例会

平成19年3月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行  
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111